社会福祉協議会 活動振興事業報告書

地域社会のつながりの 再構築に向けて

制度の狭間をうめる社会福祉協議会の取り組み

発行にあたって

昨今、社会経済環境の変化とともに、地域社会や家庭・家族のあり方が大きく変容しています。地域に暮らす人びとの関係が希薄になり、また高齢者世帯の増加や核家族化が一層進行するなかで、これまでの福祉制度の枠組みでは対応することが難しい新たな福祉課題が顕在化しています。

本会では、全国各地の社会福祉協議会(以下、社協)による、児童虐待防止や精神保健福祉支援、ホームレス支援、高齢者虐待防止といった新しい福祉課題への取り組みを支援するため、平成14年度から平成18年度までの5か年計画で「社会福祉協議会活動振興事業」を実施しました。本事業は、都道府県・市区町村社協における自主的、主体的な活動に対する助成事業として実施し、のべ346社協が創意工夫を凝らした事業に取り組むこととなりました。期間中、それぞれの社協においては、地域の特性や実情に即したさまざまな取り組みが行われたほか、本事業を契機とした取り組みが定着し、助成期間終了後も社協独自の取り組みとして継続してい

る事例も多数報告されています。

残念ながら虐待をはじめとするこれら課題は一層深刻なものとなっています。本会ではこの5年間の取り組みを総括するとともに、各社協におけるさまざまな取り組みを『事例集』としてとりまとめ、広く普及することをもって全国各地の社協における一層の取り組みの促進を図ることとしました。本事例集では、助成期間終了後も継続されている取り組みを中心に、代表的な事例や先駆的な実践を掲載しました。また、継続的な取り組みには至っていないものの、ユニークな取り組みも可能な限りご紹介することとしました。

本事例集が多くの皆様に活用され、地域社会の「つながり」の再構築に向けたさまざまな取り組みの参考となれば幸いです。

最後に、本事例集の作成にあたりご協力いただきました皆様に心より感謝申しあ げます。

平成19年7月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

発行にあたって					
「はじ	めに一親	fたな福祉課題と社会福祉協議会の取り組み─J	4		
1章	精神	保健福祉支援事業	11		
		書者の地域生活を支えるために 大学大学院教授 吉川 武彦	12		
	事例 1	当事者が安心できる仲間と居場所づくりを支援する取り組み 茨城県神栖市社協	17		
	事例2	当事者主体で運営する喫茶スペースを支える取り組み 埼玉県新座市社協	21		
	事例3	「ワーキング会議」で就労支援の核をつくる取り組み 三重県伊賀市社協	25		
	兵庫	県 宝塚市社協 当事者発のホームページ作成で社会参加	29		
		県 山口市社協阿知須支部 当事者、家族の交流イベント開催	29		
		県 中土佐町社協 地場産業で当事者の仕事づくりを	30		
2章	児童	虐待防止事業	31		
2 章	児童虐	虐待防止事業 時問題と社会福祉協議会への期待 対策 柏女 霊峰	31		
2 章	児童虐	待問題と社会福祉協議会への期待			
2章	児童虐 淑徳大学教	待問題と社会福祉協議会への期待 対授 柏女 霊峰 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの取り組み	32		
2章	児童虐 淑徳大学教 事例 1	待問題と社会福祉協議会への期待 対授 柏女 霊峰 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの取り組み 山形県山形市社協 自宅を開放した「まちなかサロン」の取り組み	32		
2章	児童虐 ※徳大学教 事例 1 事例 2	待問題と社会福祉協議会への期待 対授 柏女 霊峰 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの取り組み 山形県山形市社協 自宅を開放した「まちなかサロン」の取り組み 東京都中野区社協 子育てサロンで親子共育ちを支援する取り組み	32 37 40		
2章	児童虐 ※徳大学 事例 1 事例 2 事例 3	待問題と社会福祉協議会への期待 対授 柏女 霊峰 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの取り組み 山形県山形市社協 自宅を開放した「まちなかサロン」の取り組み 東京都中野区社協 子育てサロンで親子共育ちを支援する取り組み 山梨県都留市社協 面接式での相談と訪問活動で親と子どもをつなぐ取り組み	32 37 40 43		
2章	児童虐 ※徳大学 事例 1 事例 2 事例 3 事例 4	待問題と社会福祉協議会への期待 対授 柏女 霊峰 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの取り組み 山形県山形市社協 自宅を開放した「まちなかサロン」の取り組み 東京都中野区社協 子育てサロンで親子共育ちを支援する取り組み 山梨県都留市社協 面接式での相談と訪問活動で親と子どもをつなぐ取り組み 長野県池田町社協 地域住民を見守る「見守りとうど衆」の取り組み	32 37 40 43 47		

	青森県	八戸市社協	児童虐待防止連絡会「すこやかキッズネット」による活動	60
	東京都	世田谷区社協	, ホームページで子育て情報をまとめて発信	60
	和歌山県	新宮市社協	小地域での研修会を通じた地域住民の意識啓発	61
	山口県	下関市社協	専門家のアドバイスを得て楽しみながらの子育てを支援する	62
	宮崎県	門川町社協	地域住民との連携による見守り活動の充実	62
3章	ホーム	レス支援	事業	65
	_	人支援にどう 対授 岡部 卓	取り組むか	66
		事者の居場所を 阪府社協	つくる取り組み	70
	埼玉県社	協 社協機関語	志特別版で地域住民の理解を促進	73
	長野県社	協市町村社は	協によるホームレス支援の取り組みを調査	73
4章	高齢者)	虐待防止	事業	75
4章	高齢者や障	害のある人	への権利侵害をどのように防ぐか	75 76
4章	高齢者や障 一消費者被害	津害のある人 害問題を中心に	への権利侵害をどのように防ぐか —	
4章	高齢者や関一消費者被害前 国民生活セ	き害のある人 き問題を中心に ンター相談調査音	への権利侵害をどのように防ぐか 一	76
4章	高齢者や関一消費者被認前 国民生活セ 事例 1 研	津害のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ	への権利侵害をどのように防ぐか 一	
4章	高齢者や関一消費者被認前 国民生活セ 事例 1 研石	章書のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協	への権利侵害をどのように防ぐか 一 間適を要長 木間 昭子 る高齢者虐待防止に向けた取り組み	76
4章	高齢者や関一消費者被調前国民生活セ 事例 1 研石	掌害のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協 豊田市社協	への権利侵害をどのように防ぐか	76 82 86
4章	高齢者や関一消費者被調前国民生活セ 事例 1 研石	章書のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協	への権利侵害をどのように防ぐか 一 間適を要長 木間 昭子 る高齢者虐待防止に向けた取り組み	76
4章	高齢者や関一消費者被調前国民生活セ 事例 1 研石	掌害のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協 豊田市社協	への権利侵害をどのように防ぐか	76 82 86
4章	高齢者や関一消費者被調前国民生活セ 事例 1 研石	掌害のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協 豊田市社協	への権利侵害をどのように防ぐか	76 82 86
	高齢者や関一消費者被割前国民生活セ事例	掌害のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協 豊田市社協	への権利侵害をどのように防ぐか 間適室長 木間 昭子 る高齢者虐待防止に向けた取り組み 高齢者ねらいの悪質商法をパンフレットによる啓発で撃退 面接技法を身につけ、被害者や家族の支援方法を探る	76 82 86 86
	高齢者や関一消費者被調前国民生活セ 事例 1 研石	掌害のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協 豊田市社協	への権利侵害をどのように防ぐか 間適室長 木間 昭子 る高齢者虐待防止に向けた取り組み 高齢者ねらいの悪質商法をパンフレットによる啓発で撃退 面接技法を身につけ、被害者や家族の支援方法を探る	76 82 86
	高齢者や関一消費者被割前国民生活セ事例	書のある人 書問題を中心に ンター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協 豊田市社協 木曽岬町社協	への権利侵害をどのように防ぐか 間適室長 木間 昭子 る高齢者虐待防止に向けた取り組み 高齢者ねらいの悪質商法をパンフレットによる啓発で撃退 面接技法を身につけ、被害者や家族の支援方法を探る	76 82 86 86
	高齢者や陽一消費者被害前国民生活セ事例	書のある人 書問題を中心に シター相談調査音 修会の開催によ 川県金沢市社協 豊田市社協 木曽岬町社協	への権利侵害をどのように防ぐか 間適室長 木間 昭子 る高齢者虐待防止に向けた取り組み 高齢者ねらいの悪質商法をパンフレットによる啓発で撃退 面接技法を身につけ、被害者や家族の支援方法を探る	76 82 86 86 87 88
	高齢者や関連的対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	書のある人 書問題を中心に シター相談調査音 修会の開催によ協 豊田市社協 豊田・計画・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	への権利侵害をどのように防ぐか 間査室長 木間 昭子 る高齢者虐待防止に向けた取り組み 高齢者ねらいの悪質商法をパンフレットによる啓発で撃退 面接技法を身につけ、被害者や家族の支援方法を探る	76 82 86 86

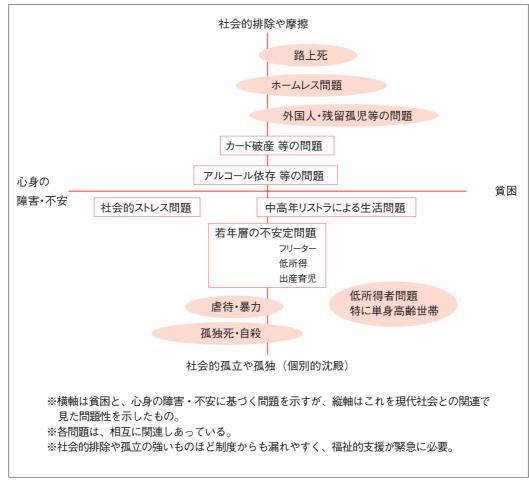
はじめに

―新たな福祉課題と社会福祉協議会の取り組み―

近年、社会経済環境の大きな変化に伴う地域社会のあり様や、家庭や家族の変容に よって、従来の福祉制度では十分な支援が行き届かない人びとや、解決が困難な社会的 課題が増加している。たとえば、ホームレスや精神障害者等の自立に向けた生活支援で あり、また急増する児童や高齢者への虐待の防止、さらには孤独死や自殺の防止といっ た課題である。これらの新たな福祉課題には、①地域によって取り組みの必要性に軽重 がある(地域差が大きい)、②(一部の課題を除き)地域の人びと自身の問題として捉 えられていない (無理解)、③単一的・画一的な施策では十分な対応ができない、など といった取り組みを進める上で共通した難しさをもっている。一層の深刻化が進む児童 虐待問題については、従来のように民生委員・児童委員の訪問といった限られた取り組 みから、ようやく地域ぐるみでの子育て支援の取り組みもみられるようになるなど地域 の問題としての理解も進みつつあるが、いまだ虐待は「特別の家庭に起きる問題」との 認識も根強く残っている。また、障害者自立支援法の施行により身体、知的、精神の3 **障害共通の理念のもとで福祉サービスが展開されることとなったが、精神障害者の生活** を支えるサービス基盤は他の障害種別に比べれば脆弱であると言わざるを得ない。国に おいてもこれらの課題に対して必要な法整備をはじめとする取り組みを進めてはいる が、いまだ十分な体制整備や成果をあげるまでには至っていない。

戦後、社会福祉は限られた人びとに対する恩恵的ともいえるサービスを提供することが基本となって拡充されてきたが、介護保険制度の創設に代表されるようにサービスの対象となる人びとは普遍化し、多くの場合、必要となれば誰もがそのサービスを受けることができるようになった。その一方で、本当に支援を求めている人びとに必要な支援が行き届いていない現状がある。これまでの社会福祉が守備範囲としてこなかった領域、制度と制度の狭間となっている領域にある課題にいかに対応していくか、本当に困っている人びとに支援の手を差し伸べることのできる社会福祉のあり方、実践を作り上げていくことが急務となっている。

平成12年12月の厚生労働省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書では、家族や地域のつながりが希薄化し、個人が家族や近隣との接触・交流なしに生活できる社会になったことにより、社会福祉制度が充実してきた一方で、その枠に収まらない社会的援護を要する人びとが制度の谷間にいる現状が指摘された。



現代社会の社会福祉の諸問題(「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書から)

具体的には、従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としてきたが、現代においては、

- ・「心身の障害・不安」(社会的ストレス問題、アルコール依存、等)
- 「社会的排除や摩擦」(路上死、中国残留孤児、外国人の排除や摩擦、等)
- ・「社会的孤立や孤独」(孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、等)

といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい課題について社会福祉がいかに 対応していくべきかを検討することの必要性を示している。

そして、このような現状の背景には社会経済環境の変化に伴う新たな形の不平等・格 差の発生や、共に支えあう機能の脆弱化等があるとして、とくに以下の点を特徴的な要 因として整理している。

1. 経済環境の 急速な変化

- ・産業構造の変貌とグローバリゼーション
- 成長型社会の終焉
- ・終身雇用など雇用慣行の崩れ
- ・企業のリストラの進行
- ・企業福祉の縮小 ― 競争と自己責任の強調

2. 家族の縮小

 ・世帯規模の縮小
 ・家族による扶養機能のますますの縮小
 ・非婚・パラサイトシングルなどの現象

 3. 都市環境の変化

 ・都市機能の整備
 ・高層住宅、ワンルームマンションなど住宅の変化
 ・消費社会化
 ・都市の無関心と個人主義

 4. 価値観のゆらぎ

 ・技術革新や社会経済変化の中で、人間や生活、労働をめぐる基本的価値観の動揺

これらの要因分析をふまえ、新たな福祉課題への対応の理念を今日的な「つながり」の再構築として、すべての人びとを孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う(ソーシャル・インクルージョン)ための社会福祉を模索する必要があると結論づけている。

このため、公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要であるとして、とくに、地方公共団体にあっては、社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定、運用に向けて、住民の幅広い参画を得て「支え合う社会」の実現を図ることが求められること、さらに社会福祉協議会、自治会、NPO、生協・農協、ボランティアなど地域社会におけるさまざまな制度、機関・団体の連携・つながりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことが望まれるとしている。

本報告書は、これまでの社会福祉の枠組みでは十分な対応が困難な人びとにあらためて焦点をあて、具体的な取り組みを進めることの必要性を提言したという点で意義深いものと言える。

2「社会福祉協議会活動振興事業」について

全国社会福祉協議会(以下、「全社協」と略。)では、全国各地の社会福祉協議会が地域の実状に即して創意工夫のもとで行う新たな福祉課題への取り組みを推進するため、平成14年度から平成18年度までの5か年計画で、「社会福祉協議会活動振興事業」(社協活動振興事業)を実施してきた。

社協活動振興事業は、新たな福祉課題のなかでもとくに①精神保健福祉支援、②児童虐待防止、③ホームレス支援、④高齢者虐待防止の4つの分野を取り上げ、都道府県・指定都市社協、市区町村社協が行う自主的、主体的な活動を支援するものとして、大枠の企画立案と事業費の助成を全国社会福祉協議会が担うこととして実施したもので、5年間でのべ346社協が事業に取り組むこととなった。

		精神保健 福祉支援	児童虐待防止	ホームレス 支援	高齢者 虐待防止	計
14年度	社協数	18	53	0	0	71
	助成額	16,000千円	25,850 千円	0	0	41,850千円
45/5	社協数	31	83	11	0	125
15年度	助成額	26,146千円	39,771 千円	4,616千円	0	70,533 千円
10年	社協数	41	34	9	0	84
16年度	助成額	23,733千円	15,271 千円	4,340千円	0	43,344 千円
47/5	社協数	34	4	4	15	57
17年度	助成額	14,164千円	1,750千円	1,750千円	6,754 千円	24,418千円
18年度	社協数	9	0	0	0	9
	助成額	3,137千円	0	0	0	3,137千円
∧≞ı	社協数	133	174	24	15	346
合計	助成額	83,181 千円	82,642千円	10,706千円	6,754 千円	183,283千円

3 社協活動振興事業における各事業の取り組み状況等

1) 精神保健福祉支援事業

わが国の精神障害者福祉は、身体障害者や知的障害者に対する施策と比べて脆弱であるとの指摘がなされている。とくに、約7万人の精神障害者が社会的入院を余儀なくされているなか、地域社会での生活への移行および生活支援に対する積極的な取り組みが強く求められるところとなっている。

精神保健福祉支援事業では、地域における住民の理解や支援事業の従事者養成、居場所づくりや就労支援などを通じて、障害者自立支援法の施行に向けた基盤整備に一定の役割を果たすこととなった。

全国各地の社協で実施された研修事業では、多くの参加者を得て、住民への啓発に加え、とくに精神保健福祉ボランティアの養成において有意義なものとなった。また、研修の実施に際しては、当事者団体や家族会、ボランティア団体などとの連携、交流を深める契機ともなっており、地域において精神障害者の福祉を推進していくためのネットワークづくりにも役立つこととなった。

また、多くの市区町村社協が、精神障害者の居場所づくりに取り組んだが、このことは精神障害者やその家族が地域の中で孤立することを防止する観点において効果を発揮している。

さらに一部の社協ではあるが、就労支援に向けた訓練事業を通じて複数の精神障害者の就職を実現した事例、また商品開発事業等を通じて作業所での雇用拡大に結びつけるといった具体的成果を上げた社協もある。

2) 児童虐待防止事業

近年、少子化・核家族化の進行をはじめ、家族や家庭のあり方が大きく変わるなかで、 児童虐待問題が大きな課題となっており、年々、その深刻さを増している状況にある。

児童虐待問題は、早期発見、早期対応に加え、その発生を予防する取り組みが重要であるが、そのためには、何より幅広い関係者によるネットワークを活かした見守りや支援体制の構築が不可欠であり、本事業においてもそうした予防的観点から地域での子育て支援に関する活動が多く取り組まれるところとなった。

本事業を開始した平成14年度以後も、児童虐待問題は全国的に深刻化の一途をたどっているが、本事業に取り組んだ市区町村にあっては、児童相談所への通報、相談も少数との報告もあり、虐待の予防という観点から一定の効果をあげているものと考えられる。

とくに、多くの社協で取り組まれた「子育てサロン」活動や子育てに関する研修会は、 子育て家庭の孤立防止とともに子育てに関する情報交換を可能とする仲間づくりにも効果を発揮している。

3) ホームレス支援事業

平成19年1月に実施されたホームレスの実態に関する全国調査では、18,000人を超えるホームレスが都市公園や河川、道路、駅舎その他の施設で日常生活を営んでいると報告された。倒産や失業、病気やけが、高齢などを理由としてホームレスとなったこれらの人びとが抱える課題は多様であり、また、従来の福祉制度だけでは十分な対応は困難である。今後、幅広い関係者の協力のもと、個々人の抱える課題に着目したきめ細かな支援が必要となっている。

平成15、16年度に実施した研修事業については、福祉関係者のみならず、多くの地域住民の参加を得ており、住民の関心の高さを把握するとともに、偏見の解消等に一定の役割を果たすところとなった。

また、17年度に実施した自立支援の取り組みにあっては、ホームレスから脱出し、就業を果たした者が再びホームレス生活に戻ることがないようなアフターフォロー事業に取り組む社協もあり、その後の継続的な取り組みにつながっている。

4) 高齢者虐待防止事業

近年、高齢者に対する加害行為や悪質商法被害等の権利侵害事例が顕在化し、大きな社会問題となっている。

平成18年4月には、「高齢者虐待防止法」が施行され、高齢者への身体的・心理的・性的虐待や経済的虐待、介護放棄等を防止するため、国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護のための措置等が示された。

今後、高齢者の権利侵害を含めた虐待防止について、さまざまな対策を図ることが求められている。

本事業は試行的な1年間の事業ではあったが、事業を実施した15社協のうち11社協が取り組んだ研修事業では、合計で4,500名近い参加者を得ており、この問題に関する関心の高さがうかがわれた。研修会の企画、実施の過程においては、関係団体との連携の促進のみならず、各地の社協が実施している「地域福祉権利擁護事業(19年度から

「日常生活自立支援事業」に改称)」の紹介を行うことにより、その利用を通じた高齢者の権利擁護の推進の契機とすることにもなった。

一方、市区町村社協においては、高齢者の権利擁護に関する啓発事業を実施する社協 もあった。とくに、住宅リフォームをはじめ、悪質商法被害が急増している時期でもあ り、単に資料の作成のみならず、民生委員・児童委員や警察との連携に基づく見守り訪 問などの取り組みにより、被害の防止に効果を上げている社協もみられた。

単年度の助成事業ではあったが、社会問題化する悪質商法への対応を含め、社協における取り組みのモデルとして、全社協が実施するセミナー等での情報提供を通じて、各地における取り組みの参考ともなっている。

4 社会福祉協議会による取り組みへの期待

社協は、きわめて高い公益性を有するとともに、すべての都道府県、市町村に存在し、また民生委員・児童委員、福祉施設、市民団体・ボランティア等多様な関係者とのネットワークを有する点に大きな特長をもっている。その一方で、福祉サービスの供給主体が多様化するなかにあって、各地の社協にあってはあらためてその存在意義を問われるところともなっている。そのような状況のもと、他の主体では担いにくい新たな福祉課題への一層の取り組み拡大が強く求められており、社協の特長を最大限活用しつつ、たとえば以下のような具体的取り組みの継続的な実践が期待されているといえる。

福祉関係者、福祉従事者の確保と資質向上、専門的技術の 習得に向けた取り組み

- ・福祉施設職員等の福祉従事者に対する専門的な研修会の実施
- ・地域における福祉の担い手の養成(ボランティア養成など)

地域住民等の理解促進に向けた啓発活動

- 講演会、住民講座等の開催
- ・啓発用資料の作成、配布

社会資源等に関する情報提供

- ・子育てや介護に関するサービスマップの作成、配布
- ・地域の各種相談機関・窓口の紹介資料の作成、配布

当事者の居場所づくり

・小地域における「サロン」活動

地域の関係者、関係機関の連携確保の取り組み

情報交換、情報提供の場の提供

■ おわりに~「つながり」の再構築のために

以上述べてきたように新たな福祉課題に対応していくためには、もちろん社協自身が 主体となって積極的な事業展開を進めていくことが今日的にも重要である。

しかし、先の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会|

報告書にもあるように、地域社会における今日的な「つながり」の再構築に向けて、社会福祉協議会、自治会、NPO、生協・農協、ボランティアなど、地域社会におけるさまざまな機関・団体の連携を図っていくことが肝要であり、社協においては、そのネットワーク機能を十分に発揮し、これまでは連携がなかった他分野の人びとや団体とも積極的に協力することを通じて、新たなつながりをつくりあげることも大切な役割になっていると言えよう。

1章 精神保健福祉支援 事業

精神障害者の地域生活を支えるために

■中部学院大学大学院教授 吉川 武彦

国や自治体の政策立案に参画してきた精神科医として、また精神障害者の福祉施設を経営する社会福祉法人の理事長として、日本の精神障害者をめぐる社会福祉の変遷と現状、そして精神障害者の地域生活支援に向けた取り組みにおける社協も含めた国民への期待を述べてみたい。

精神障害者福祉は遅れている?

「精神障害者に対する社会福祉は他の障害分野に比べて遅れている」といわれるが、 果たしてそうだろうか。

わが国における精神保健福祉施策の変遷をみるとき、昭和38年の第2回全国精神衛生 実態調査と、それに基づく昭和40年の精神衛生法改正はとくに注目する必要がある。 それは、日本の精神障害者が、長期間にわたって精神病院の中に閉じ込められてきた、 という見方がされる一方で、歴史的にみると、40年以上も前から精神障害者を病院から 社会に出していこうとする動きが始まっていたことをその両者は示しているからであ る。しかも、それは精神医療界単独の正義感といったものではなく、国の施策として動 き出していたという事実を私たちはあらためて認識する必要がある。

第2回全国精神衛生実態調査では、調査対象になった精神障害者の8割以上が地域社会で生活できる状態にあることが明らかにされた。それを受けて昭和40年には精神衛生法が改正され、精神障害者を地域社会の中で受け入れていくという基本理念が掲げられた。また、退院を促すために通院可能な患者に対しては「通院医療費公費負担制度」も創設されたのである。にもかかわらず、精神障害者の地域生活は未だ道半ばというのが今日までの精神障害者をめぐる状況である。

精神障害者福祉がめざしたもの

身体障害者や知的障害者に対する社会福祉施策は、生活費の給付や、福祉機器の貸与といった「個別給付」を中心に行われてきた。しかし、これら個別給付型の社会福祉は精神障害者にはなじまず、個別給付よりはむしろ彼らが地域社会で生活できるようにするための基盤整備・施策を中心に進めてきた点に精神障害者福祉の大きな特徴がある。この施策の考え方の違いを認識しないままに精神障害者の福祉は遅れているといわれているように思われるのである。

身体障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度は、昭和40年代から実施されており、昭和60年代には知的障害者にもその対象が拡大された。その後、精神障害者に対する手帳制度が創設され、運賃割引制度等の「個別給付」を実現したが、手帳に写真が

貼られていない等の理由によってサービスを受けることができない事例が相次いだ。精神障害者を支援する関係者は、「個別給付」の充実を図るよりも、まずは、精神障害者が地域の中で安心して生活していけるような環境整備、社会の偏見を取り除くことを優先しなければならなかったのである。

精神障害者が、長きにわたって病院での生活を余儀なくされてきたのは、社会の偏見によるものであり、それを取り除かない限り、精神障害者は安心して地域に住むことはできない。アパートを貸してくれる個人を探し、周辺住民を安心させる保証を誰かがしなければアパートを借りることもできないなかで、個別給付たる生活費の給付を受けても生活できるはずもない。そのような状況に精神障害者は長い間おかれてきたことを認識すべきだろう。

昭和58年の全国実態調査では、精神病院の入院患者約35万人のうち、「すぐに退院できる人」3万人、「受け皿があれば退院できる人」7万人、合計10万人が地域に受け入れ態勢さえあれば退院できるという実態が明らかになった。つまり、入院していた精神障害者の多くは、その病状によって入院しているわけではなかったのである。平成16年に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」で約7万人の退院が可能と発表されたが、実は20年も前にその実態は明らかにされていた。しかしながら、地域での受け入れを促進するための施策は進まなかった。

これは政策を進めなかった厚生労働省だけが悪いということではなく、国民が精神障害者を退院させなかったということも一因である。それもようやくこの5年ほどで、精神障害者が地域の中で生活することを社会的にも受け入れるようになってきたのではないかと感じている。

個別給付ではなく地域ケアを

社協はこれまで、全国、都道府県、市区町村の各レベルで、さまざまな工夫をしながら、とりわけ高齢者の問題には積極的に取り組んできた。しかしながら、その活動の対象に精神保健福祉の分野は含まれてこなかった。このことは、社協に限らず日本社会そのものが、精神障害者が地域社会の中で暮らすという前提をもっていなかったことに起因している。

前述したように、法律は変わっても現実社会は変わらず、また法律でいくらサポートシステムをつくっても利用できなかった。利用したくても退院できなければ利用できないのであって、退院して家に帰ってくれば地域の人がいやがる、町を歩けば警察に通報されるという現実があった。昭和38年の実態調査では十数万人だった入院患者が昭和40年代に20万人、50年代には30万人を超え、通院医療費公費負担制度をつくったにもかかわらず入院患者が増えてしまった。

1983年の実態調査を受けて、昭和62年に精神衛生法を精神保健法に改正し、精神障害者の人権擁護について罰則を設けて明確化し、社会復帰を目的化した。その後、平成5年に精神保健法は「社会復帰施設から地域社会へ」をコンセプトにした改正が行われ、また平成7年の改正では精神保健福祉法と名称も変更された。そして、平成9年に始ま

り、平成12年の社会福祉法制定に結実する社会福祉基礎構造改革では、従来の措置制度から契約に基づく福祉サービスの利用制度へと大転換が図られ、精神障害者の福祉サービスも大きく変わることとなった。

平成16年9月に公表された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」では、「普及啓発」、「精神医療改革」、「地域生活の支援」を進めるための具体的な方向性が示され、翌10月の「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」において、障害保健福祉の統合化、制度の持続可能性の確保、自立支援型システムへの転換が掲げられた。そして、これらを具体化するための法律として障害者自立支援法が制定された。

障害者自立支援法が、身体、知的、精神の3障害に関わる共通的な福祉サービスを一元化しようとしたことを筆者は評価している。仕事に就きたい障害者がいるとき、その仕事をしたいという気持ちを満足させるためにどのような訓練が必要か、職場をいかに開拓するかといったことは、障害別に考えるべきものではない。具体的なサービスや技術的な面では違いがあるかもしれないが、根本的な部分で共通しているものは共有していくべきであり、限られた地域資源の効果的な活用という面からも、障害別の縦割りでは無駄が多い。障害者自立支援法によって、すぐに就労に結びつく精神障害者は多くはないであろうが、就労支援を核とした自立支援策が展開されることとなったことを大きな前進として評価したい。

精神保健福祉の今後の課題と 社協への期待

筆者は、長く精神保健福祉の現場と政策立案に関わる場に身をおき、たびたび提言してきたことで、残念ながらいまだに実現できていないことがある。

その一つが、精神科における診療情報の開示である。一般科ではすでに行われている ことだが、精神科では実現していない。

もう一つは、市民が精神病院の適正運営を見極めるためのオンブズマン制度の導入である。現在でも保健所などの公的機関が病院に立ち入ることはできるが、それだけではなく一般市民による監視が必要だと私は考えている。その仕組みの一翼を地域のさまざまな関係者が参画する社協に担ってもらうことはできないだろうか。こういう取り組みにより、初めて精神病院の適正運営が確保され、精神障害者の社会復帰に向けた態勢が確立されていくことになる。

現在、精神障害者の社会復帰関連の施設に関しては、補助金など金銭的な面での監査 は非常に厳しく行われているが、サービス内容についての監査は行われていない。市民 オンブズマンの仕組みがあれば、サービス内容の面から施設の適正運営を確保すること が可能となるのである。

精神障害者の地域生活支援

―「い・しょく・じゅう」をキーワードに―

最後に、私が精神障害者の地域生活支援に限らず、これからの地域福祉に重要だと 思っていることを、「い・しょく・じゅう」をキーワードに整理するので、今後の実践 にあたって参考にしていただければ幸いである。

一般に「い・しょく・じゅう」といえば、「衣・食・住」と考える。これは、生命維持に最低限必要とされるもので、福祉サービスの最も基本となるレベルであり、いわば生活の基盤づくりにあたる。

しかし、それだけでは地域で安心して暮らすことはできないので、次に「居・職・従」 を考える必要がある。精神障害者にとって一番つらいのは居場所(居)がないことであ り、アパートを借りて住んでいたとしても、それは住む場所であって、安心して過ごせ る「居」場所ではないからだ。そして、働く意欲のある精神障害者には、できるだけ早 く「職」(仕事)に就けるよう支援していくことが重要である。そして、病気になった からやめさせるのではなく、病気が治ったら復帰できる職場づくり、経営者の育成を進め ることが大切である。私は25年前から、精神障害者を雇用している全国の経営者と「職 親会 | という会をつくり勉強会を続けてきた。精神障害者への施策を持っていなかった 労働省(当時)に対して、1日8時間5日間労働が前提になっている常勤労働を、それ 以外の形態であっても認めるよう働きかけることから始めた。これは精神障害者だけの 問題ではなく、身体障害者や知的障害者にも共通の問題である。障害者の労働を「福祉 労働」と狭く考えるのではなく、一般労働の中に福祉の概念をいかに入れるかが大切で ある。さらに、地域生活を支援する人=「従」事者を増やすことである。地域社会の中 で生活を始めた精神障害者を支える人材について、人数を増やすというだけではなく、 資格の新設も含めて検討していきたい。現在、精神保健福祉士という国家資格があるが、 これで十分とは思えない。資格をつくることで現場に上下関係ができ情報の共有化を阻 んでしまう危険もあるが、社会福祉についてはもう少し細分化した資格を設け、各役割 を明確にすることが必要ではないかと考えている。

続いて、「癒(慰)・飾・什」である。ようやく始めることのできた地域生活も精神障害者本人にとっては目に見えないところで大きな負担となっていることが少なくない。そのため「癒」しと「慰」めが必要となる。そして、精神障害者は身を飾ることが下手な人が多いのだが、気持ちにゆとりが出てくれば身を「飾」ることも必要になる。退院した時の着の身、着のままの生活ではなく、飾る機会をいかに提供していけるか、さらには生活に潤いをもたせるような家具や飾り(「什」)も徐々に充実させていきたいものである。

最後に「医・色・自由(じゆう)」である。これまで医療(医)と福祉は大別されてきたが、生活のしにくさを背負った人たちをサポートとするという点で、福祉と医療は決して対立するものではない。精神障害者の多くは退院後も薬物療法をはじめ、医療を受けることが多いので、通院しやすい医療機関をあらかじめ探しておくことが重要となる。「色」は自由な恋愛で、精神障害者が好きな人と一緒に生活することをサポートす

る社会づくりを進めていきたいし、最後の「じ・ゆう」は、自由な発言ができる社会と いうことである。

「医・色・自由」が、いつでも手に届く社会の実現こそが精神障害者の地域生活支援そのものであり、万人にとって暮らしやすい地域社会の創造につながるものと確信している。

事例

社協が動く、人が集まる、そして地域社会が変わる ピアサポートグループを拠点に 地域の社会資源をつなぐ

平成16、17年度助成

茨城県神栖市社協

― 当事者が安心できる仲間と居場所づくりを支援する取り組み

地域概要

- ・ 平成 17年8月、神栖町が波崎町を編入合 併し、同時に市制が施行された。
- ・茨城県の東南部の鹿島地域に位置し、市 の北部から東部一帯に鹿島港および鹿島 臨海工業地帯が整備されており、鉄鋼、 石油製品等の重要な供給拠点となってい る。
- ・ 市社協の第2次地域福祉活動計画では、行 政制度だけでは手が届きにくい精神障害、 発達障害、引きこもり、権利擁護等とい った分野に光を当てた活動が公益法人と して求められる役割であることを強調している。





事業の 背景

社会資源の少ない地域で 安心できる仲間と居場所づくり

旧神栖町を中心とする鹿行南部地域(鹿島、潮来、波崎、神栖)では、通所系の精神保健福祉サービスは潮来保健所が実施しているデイケアと、同じく潮来市にある共同作業所「れいめい」の2か所のみであった。訪問系サービスのホームヘルプについては、精神保健福祉法に基づく市町村事業として実施されているものの、それまで在宅福祉サービスの利用経験が少なかった精神障害者にとって利用しやすいものとはなっておらず、またヘルパー側にも精神障害への知識不足から生ずる不安も多く、制度の有効利用にはつながっていなかった。

旧神栖町では、約200人の通院医療費公費負担制度利用者のうち、4分の1が精神障害者保健福祉手帳を所持していたが、既存の公的福祉サービスを利用している人は10人にも満たない状況で、町が平成14年度からスタートさせた精神障害者デイサービスも、月1回の実施回数を増やせずにいた。

このように、旧神栖町では顕在化しているニーズへの対応も、また潜在的なニーズの発掘も積極的に行われているとはいえなかった。国による社会的入院の解消に向けた施策が進行するなか、旧町時代、また合併後の新市においても、近隣の精神病床からの地域生活移行を見すえた取り組みが求められるところとなっており、精神保健福祉分野は社協が取り組む必要性の極めて高い分野であると位置づけて、まずは「安心できる仲間と居場所」づくりに力を入れることとした。

事業のねらい

精神障害者がさまざまな福祉サービスを利用し、積極的に社会と関わっていくためには、なによりも本人自らがこころを開き、自室あるいは自宅から外出する動機付けが必要である。他人とのかかわりが苦手な当事者であっても、同じ悩みをもつ者同士で互いに理解しあえることも多く、「安心できる仲間と居場所」を確保することを当初のねらいとした。そのうえで、そこを拠点に精神障害者が地域と交わり、地域の社会資源同士がつながり、そして地域が精神障害者と自然に出会えるような当事者自身による取り組みにつなげていくことを事業の重点とした。

事業の 概要

当事者によるピアサポートグループの 活動支援

社協としては以前から精神障害者の「安心できる仲間と居場所」の必要性を 痛感しており、保健センターで実施されていた精神保健デイサービスに参加す るなどして、そのニーズの把握に努めていた。

社協活動振興事業をきっかけに、精神障害をもつ人たちが気軽に集まって仲間と一緒に時間を過ごせるピアサポート(仲間同士の助け合い)グループの活

動支援を、平成16年6月から本格的に開始した。

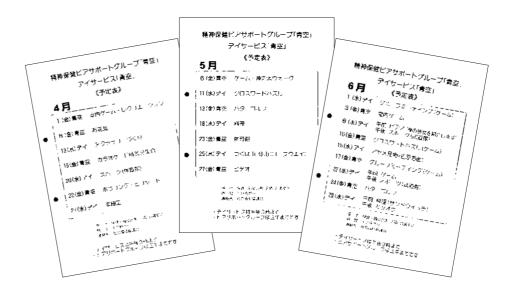
まず、ピアサポートグループへの参加を呼びかけるため、広報活動に取り組んだ。チラシをつくり医療機関や保健センターなどの関係機関に配布した。その後は月1回発行している社協ニュースと社協ホームページでの告知を主に行った。

月3回(1回2時間)で開始した当初は、4か月間の平均参加人数が5人にも満たない状況であったが、活動を評価してくれた関係機関の医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士などからの紹介で、参加者が集まるようになった。利用者からは「外出するきっかけができた」、「友だちができた」などの感想が寄せられ、「時間が短い」、「午後も実施してほしい」などの要望も出された。平成17年4月からは週1回(金曜日、10時から12時)に回数を増やし、平成17年度は全49回の実施で、参加者数はのべ624人、1回の平均参加人数も12人を超えるようになった。

開始当初は提携医療機関からグループワークを支援するための作業療法士の派遣を受けたが、活動が軌道にのってからは、当事者の主体的なピアサポートグループとして運営されている。また、活動内容は、精神障害をもつメンバーの主体的な話し合いによって決めている。月2回のミーティングの中で、今後やりたいことを出し合い、話し合いや挙手などによって、翌月のプログラムを決定し、社協ニュースなどで告知している。社協は福祉会館や市民体育館など活動に必要な会場の確保、また物品の確保や準備などを担当し、支援している。

プログラムは、悩みなどを共有するグループミーティングと、ゲームなどの レクリエーションを組み合わせて実施している。レクリエーションでは、これ までにクロスワードパズルゲーム、連想ゲーム、カラオケ、ビリヤード、ボウ リング、パターゴルフ、テニス、話題作映画のビデオ鑑賞などのほか、お花見、 餅つき、遠足、ソフトバレー大会などを行った。

こうしたピアサポートグループ活動の支援と合わせ、平成16年9月からは 在宅訪問活動をスタートさせた。これは、個別の生活相談に対応していくため



の仕組みづくりで、ピアサポートグループを休みがちだったり、調子の悪そうなメンバーを在宅訪問し、個別に相談に応じることで地域での暮らしをサポートすることを目的としている。また、ピアサポートグループの活動が地域の医療機関などからも評価を受けるようになり、在宅の新たなメンバーを誘う活動も行うことができるようになった。

平成16年9月からは、精神障害者の家族同士が悩みや不安を共有するための「家族会」にもかかわるようになった。ピアサポートグループや個別訪問などの活動をベースに、当事者と家族の間の調整役となっている。

平成17年4月からは、それまで行政が保健センターで月1回実施していた精神保健デイサービス事業を社協が受託することになり、週1回に回数を増やして実施している。これにより、週1回のピアサポートグループと合わせ、週2回の外出の場を確保することができるようになった。

事業の 成果と課題

本事業を通して精神障害をもつ当事者に外出の機会と「居場所」ができ、人 との関係づくりを学ぶ機会ができた。また、ピアサポートグループに参加する ことで、当事者自身が自分の存在意義を確認することができるようになってき た。

ピアサポートグループでの活動や在宅訪問を通して、個別の支援が必要と思われるケースについて、「精神障害者地域生活支援ネットワーク会議」で事例検討を行っている。この会議は社協が主催し、行政の福祉担当者や医療機関の作業療法士、ソーシャルワーカーなどが参加するもので、これにより行政、家族、医療機関などの関係機関が相互に連携して支援するシステムを構築することができた。また、平成17年に編入合併した旧波崎町地域での取り組みに課題が残っていたが、平成18年4月から精神保健デイサービス事業の拠点をこの旧波崎地区にも設け、この地域でも週1回の外出の場を確保できることになった。市からの委託事業である精神保健デイサービス事業は、市内2か所での取り組みとなっている。

今後の 展望

精神保健分野に限らず、発達障害(児)者支援、引きこもりへの対応など、 福祉サービスのメニューが少なく、支援がシステム化されていない分野を見極 め、それらの活動にていねいにかかわっていける支援体制の確保をめざしてい きたい。

また、行政や民間団体では、一定の質を確保し、継続的な活動を展開することが困難な分野に焦点をあて、福祉関連分野ごとの「社会福祉のベースづくり」をすすめる活動を展開したいと考えている。当事者支援のみならず、地域で社会福祉にかかわる人たちをサポートできる「専門機能型社協」への移行をめざしている。

事例

地域の中の出会いの場から 当事者・ボランティアの 自主的活動促進へ

平成16、17年度助成

埼玉県新座市社協

当事者主体で運営する喫茶スペースを支える取り組み

地域概要 🔵

- ・埼玉県の南西部に位置し、東京都に接す る中堅都市である。人口15万人のうち、 毎年9,000人が転入、8,000人が転出する など、人口流動の多い市である。
- ・ 平成 17年11月に実施した市民3.000人を 対象とした地域福祉に関する意識調査で は、防犯や防災、高齢者の生活や福祉に 関する問題への関心が高く、障がい者の 生活や福祉に関する関心はやや低いこと が分かった。
- 茨城県 栃木県 茨城県 埼玉県 新座市 千葉県 東京都 山梨県 神奈川県 静岡県
- ・ 平成 18 年度末には、「新座市地域福祉計 画」、「新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」、「地域福祉地区活動計画」がそれ ぞれ策定されたところである。

事業の 背景

交流の場づくりで地域活動を活性化する

平成16年度当初、新座市の精神障害者保健福祉手帳所持者は345人、通院 医療費公費負担制度の助成を受けている人は1,284人であった。平成13年度末 では手帳所持者が280名だったことから、精神保健福祉分野で支援を必要とす る市民が増加していることがうかがえた。また、社会的入院から早期退院、社 会復帰のための地域における基盤整備が急速に求められている時期でもあっ た。市内には3か所の精神障がい者作業所があるが、うち、2か所はここ数年 で発足したばかりで、活動が不安定な状況であった。そのため、精神保健福祉 分野で社協の果たすべき役割は大きいと考え、まずは当事者にとっての「居場 所 と、市民との交流の場の創出をめざし、喫茶スペースの運営を実施した。

事業の ねらい

精神障がいをもつ人の居場所や市民との出会いの場をつくり、市民との交流 を行うことにより、精神障がい者が地域社会の一員として暮らしていく気運を 醸成することを目的とした。

また、精神障がいをもつ人の就労に向けたトレーニングをする場をつくるこ

事業の 概要

交流の場としてのコーヒータイム事業

コーヒータイム事業は、精神障がい者とボランティアが運営する喫茶スペースである。精神障がい者が仲間をつくる場、地域の人と出会い交流する場として、平成17年1月から、週1回公民館1階の喫茶室にてコーヒーと手作りケーキ(菓子)の無料サービスを行っている。精神障がい者2~3人と市民ボランティア5~10人が参加し、運営を行っており、公民館利用者を中心に1日あたり平均20人前後の来客がある。

本事業の前段階として、平成16年11月から12月にかけ、精神保健や精神障がいについての正しい理解を目的に、市民を対象としたボランティア養成講座を開催した。この「こころの健康支援(精神保健福祉ボランティア)講座」では、精神科医など専門家の講演のほか、共同作業所などでの実習も行い、当事者と講座参加者が直接関わる場を設けた。この講座の参加者などから、精神障がい者の「居場所づくり」事業への協力者を募り、市民ボランティア10人、当事者4人の協力者を得た。また、コーヒーの入れ方などについて詳しく知っている市民ボランティアの協力により「コーヒー研修」を行うなどして、コーヒータイム事業開設に向けた準備を行い、平成17年1月、公民館内に「コーヒータイム Café こもれび」を開設した。

開設当初は週1回の定期的な営業のみであったが、平成17年4月には公民館まつりに参加し、約200人の来客があった。また、同11月には、精神障がい者生活支援センターのカラオケ大会に出張出店するなど、徐々に地域の中に活動の場を広げている。

コーヒータイム事業はサロン的な活動をめざし、精神障がい者同士が自分の病気や薬について話すこともあり、ゆったりした雰囲気の中で活動が展開されている。また、既存の精神障がい者作業所は男性の参加が多く女性は参加しづらい雰囲気があるようだったが、コーヒータイム事業は女性が参加しやすいと、女性の当事者に好評である。また、周辺にはそれまで精神障がい者が集まる場所がなかったため、利用している当事者にとっては家族関係の改善、生活リズムの安定などにつながった。

当初は、社協から精神保健福祉士を派遣し、活動に対する不安感をもつ当事者の相談やボランティアとともに事業の準備や運営を担っていたが、2年間の活動を通し、市民ボランティアだけでも円滑な交流や運営が可能になったため、ボランティア主体の運営に移行した。当事者に相談などの必要が生じた場合は、専門機関につなげている。また、当事者やボランティアから活動等の相談があった時は、社協が助言等の支援を行っている。

就労支援としてのコーヒーハウス事業

平成17年7月からは、新たに就労支援につながるトレーニングと仕事場づくりの事業を立ち上げ、「Caféこもれび」のコーヒーハウス事業としてコーヒーとケーキの有料販売も実施している。週1回のクラブ生協会議室での営業のほか、市民会館のイベント時の出



店を行っている。クラブ生協組合員等、この事業を支える10名のボランティアが、保健所の営業許可を得たり、食品衛生管理者の資格を取得したりして積極的に関わっていることにより、安定した活動を展開している。現在3~4名の当事者が参加しているが、1回300円の活動費を支給することにより、この事業が「就労」のための取り組みであることを意識付けている。就労トレーニングの場であるため、当事者に過度の負担がかからないよう、メニューを簡素化し、また接客指導などの技術的な指導も行い、就労することへの意識を高められるよう、工夫している。

オープン初日は70人の来客があったが、現在は1日平均5~10人程度の利用である。利用者からは「安くておいしい」、「周囲に喫茶店がないのでできてよかった」などと、好評である。市民会館の利用者は幅広く、利用者数も多いので、本事業の地域住民への周知度は徐々に高まってきている。

事業の 成果と課題

地域の出会いの場として定着自主性と収入アップを

本事業は喫茶スペースであることから、当事者とボランティアの活動が一般の人にも見えやすく、活動への参加人数を徐々に増やしていくことができた。公民館や市民会館といった、地域のさまざまな人の出入りがあるところで実施したことにより、地域の中で市民と当事者が自然に出会う場ができ、公民館でのコーヒータイム事業では、地域の小中学生も立ち寄り「Café」の雰囲気を楽しむ姿もみられ、地域交流の場として効果をあげた。当事者にとっては、生活の中に地域との接点ができ、生活の場が広がったことが安心感につながっているようで、表情も豊かになり、地域生活支援としても効果的であった。また、利用者が増えて活動が活性化するにつれ、ボランティアの運営の自主性も高まった。そこで、クラブ生協でのコーヒーハウス事業は、ボランティアの自主事業として、18年度をもって社協としての事業は終了となった。収入アップをはかるため、自主グループ独自の事業として新座市民会館のイベント出店業

者となるなど、事業を広げることとなった。

なお、本事業の実施に際し、教育委員会や公民館、市民会館など、福祉関係 以外の機関と協力したことにより、連携を深めることができたことも大きな効 果のひとつといえる。

今後の 展望

本事業を通じ、精神障がい者支援が地域福祉の課題として地域のなかで位置づけられることとなった。「Café こもれび」を定着させ、ここを拠点に活動を地域の中に広げていきたいと考えている。今後は、当事者と活動を支えているボランティアに対しての支援を、社協ボランティアセンターが進めていくことが重要となる。

平成18年度には社協と行政が一体となり、地域福祉活動計画を策定したが、精神障がい者を地域で支えるために、その仕組みづくりと社協の支援体制を整えることが、今後の大きな課題であると考えられる。また、社協としては、生活支援センターや社会福祉法人などとの連携を図りながら、地域の活動や関係機関等をつなげる支援に力を注ぎたいと考えている。

※文中表記は、新座市社協 による報告資料等にもと づいて整理しています。

事例

当事者と関係機関をつなぎ、 社会資源の発掘と開発を 進める

平成16、17年度助成

三重県伊賀市社協

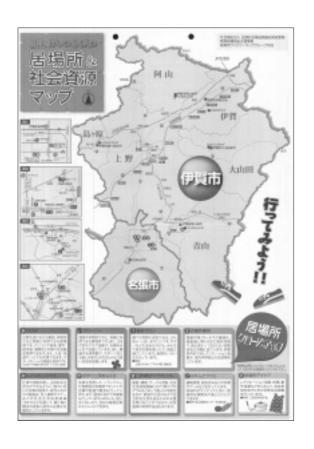
「ワーキング会議」で就労支援の核をつくる取り組み

地域概要

- ・平成16年11月に、上野市、伊賀町、島ヶ 原村、阿山町、大山田村、青山町の6市町 村が合併し、伊賀市が誕生した。
- ・伊賀市は、ボランティア団体やNPO法人 などの総数が年々増加傾向にある。しか し、市民意識調査によると、活動への参 加は3割程度であり、活動を継続している 人は1割弱という状況にある。
- ・平成18年6月議会において可決された 「伊賀市地域福祉計画」は、「新しい自治」 「安住の地域づくり」「高参加・高福祉」

京都府 滋賀県 愛知県 三重県 和歌山県

「福祉でまちづくり」「協働のしくみ」の5つの理念を掲げている。



事業の 背景

市の財政状況などから、本市における精神保健福祉分野への取り組みはとくに遅れており、当事者や関係機関の思いを受け止めた地域生活支援の基盤強化が必要とされていた。また、従来、県の保健所が担当していた事業が市町村に移行し、行政間での連携は必ずしも十分とはいえない状況でもあった。福祉サービス利用援助事業として利用できる社会資源が少なく、関係機関の横のつながりもほとんどないに等しい現状であった。社協においても、近年、障害者関連事業への取り組みは少なく、当事者組織も1つもない状況であった。

事業のねらい

精神障害者に対する偏見が強いこの地域を、取り組みの遅れている精神保健 福祉分野で重点的に事業展開することによって、障害者福祉全体の底上げをめ ざすこととした。

また、ほとんど手つかずの状態である関係機関のネットワークづくりにも着手し、地域や企業への啓発活動を展開することで、各機関が行う精神保健福祉活動の側面的な支援の役割を担うことをめざした。

事業の 概要

まず社協では、行政や企業など、地域のさまざまな企業、機関に呼びかけ、精神障害者の就労を支援するためのシステムを構築することを目的とした「就労支援ワーキング会議」を設置した。就労形態に合わせたサポートシステム構築のための検討が行われ、精神障害者の雇用に関する企業への聞き取りなどを行った。また、どのような就労形態であれば長期的に安定して就労していくことができるかについての検討が行われ、初期段階では低賃金からスタートし、作業スピードの向上に合わせて賃金をアップしていくこととなった。そうすることで、当事者の精神的負担を軽減できたほか、企業側も他の従業員へ説明する時に、理解を得やすいと話している。そして、精神障害者支援センター、精神科デイケア、ジョブコーチ、ハローワーク、授産施設、社協などで支援ネットワークを整え、まず2人が和菓子店で就労を開始した。和菓子店での就労は、当初時給350円からスタートしたが、徐々に時給が上がっていき、1年4か月をかけて最低賃金に到達している。企業も「器用でまじめである」と評価してくださっており、当事者もやりがいをもって勤務している。

その後、当事者の就労場所の開拓に向け、社協職員が企業回りを続ける中で、 水耕栽培を行っている企業が就労支援事業に協力してくれることとなった。ま ず当事者が現場を見学し、就労体験を経て、実際の就労へ結びついている。現 在5人が水耕栽培の企業で就労しており、半年以上経過している。園芸福祉的 な効果もあり、生き生きと働いている。

精神保健福祉分野は、とくに専門職のノウハウが欠かせないため、常に専門職間のネットワークを活用して事業を実施している。就労支援に関しては、当事者に関わる専門職のサポート体制が整っていることが、精神障害者を雇用する企業の安心感につながり、当事者を継続的に雇用することができている。企

業への就労を進めていくことで、利 用者にとっても1割負担をすること なく給料がもらえ、居場所にもなっ ているようである。

また、取り組みの一環として地域 の企業に精神障害者の就労に関する アンケートを実施したところ、精神 障害そのものへの理解が十分でない こと、職務に問題がなければ雇用し ても構わないと考えていることなど も明らかとなった。

そこで、就労に結びついた当事者 や企業のコメント、企業に配慮して ほしいポイント、精神障害者の雇用 状況や雇用に際し活用できる制度等



を紹介したパンフレット「働きたい!!~精神障がい者の働くことのできる場を!~」を就労支援ワーキング会議のメンバーで作成した。ジョブコーチやハローワークなどの就労支援機関が活用しやすいように工夫し、すべてを手作りした。

事業の成果と課題

この事業を通して、伊賀地域内の関係機関のネットワークを構築することができ、関係機関同士で交流会を催すなど、新たな関係が生まれてきている。

就労支援においても、企業とのつながりが徐々に拓けてきており、平成18年4月からは体験プログラムとして、定期的に授産施設や精神科デイケアから企業への職場体験を行っている。さらに、就労支援のためのNPO法人の立ち上げも検討が始まった。

こうした取り組みを通じ、先進的な事例や技術、考え方を学んでいく中で、 当該地域での課題も浮き彫りになった。近隣の奈良市には、当事者自身が中心 となって運営し、就労の訓練場所にもなっているような組織があるが、伊賀地 域には当事者組織はまだ存在せず、やっと当事者が居場所の運営にかかわり始 めるなどピア活動が芽生え始めたところである。今後、関係機関職員など支援 者側のスキルをさらに高め、またピアカウンセリング技術の習得など当事者が 当事者を支援していけるような組織作りの支援を同時に進めていく必要があ る。

今後の 展望

精神保健福祉分野での取り組みを強化したことにより、市の障害者福祉計画のプロジェクトに社協として関わるなど、社協の取り組みが理解されるようになってきた。

平成19年度からは、行政からの委託事業として障害者就業支援を社協が担うこととなり、コーディネート・企業開拓を行っている。また、現在3障害を対象とする就労支援システムを再構築中であり、今後は、障害者の就労支援とコミュニティ・ビジネスの創設、安心してくらせるまちなか居住、農業を通した中心市街地と周辺地域を結ぶ活動をめざしていきたいと考えている。この取り組み計画については、市も注目しており、中心市街地活性化基本計画(策定中)に盛り込まれる予定で、市の事業として実践できる可能性も出てきた。また、当事者が運営主体となる居場所づくりも実現させていきたいと考えており、協力者の組織力や、社会資源の掘り起こしを進めていく予定である。

平成16、17年度助成 兵庫県 宝塚市社協

当事者発のホームページ作成で社会参加

当事者が社会参加することをめざし、宝塚市障害者自立生活支援センターの ホームページで、当事者が自らの目線で収集した情報を自らがまとめて公開す る試みを行った。

障害をもつ方たちが活用できる情報を、パソコン上から見ることができるよ うにすることを目的とし、作業所などの社会資源をホームページのマップ上に 掲載することと、ホームページ作成作業を通じて当事者間の新たなネットワー クを形成することをめざした。

この事業を運営するための委員会を開催し、当事者3名の参加を得た。委員 会では、「自分が何か人の役に立てるのがうれしい」、「ひきこもっている人が ホームページを見て、メールを送るなどして社会に出るきっかけづくりになら ないか」、「このホームページづくりを機会にパソコンの操作を覚えて働くこと につなげたい | 等の意見が提起された。

実際の作業ではパソコンの使用が苦手なメンバーがいたため、パソコンの操 作やWEBページの仕組みを勉強することから始めた。結果としては現行の ホームページの構成を確認して、TOPページのサンプルを作成するにとど まった。しかし、ホームページという目に見えて成果が表れる作業を行うこと で、当事者自身が社会参加をしている、という意識をもつことができた。

現在、当センターで運営する地域活動支援センター活動を通じて、再度同様 のプログラムを進めている。

平成16.17年度助成 山口県

山口市社協 阿知須支部

当事者、家族の交流イベント開催

助成期間を通じて地域で暮らす当事者と家族の交流促進を図ることとし、お 互いが交流し、仲間をつくり、親睦を深めることを目的とした行事を重ねた。 そのひとつとしてクリスマス会を開催した。山口地区精神保健家族会に、企 画・運営・実施の協力を仰ぎ、本人、家族、ボランティアあわせて82名が参 加した。

ビンゴ大会やカラオケのど自慢、クリスマスソングをうたったり、昼食会、 茶話会などを行った。参加者から、今後もこのような行事を通して、お互いが 交流できるような場を毎年実施してほしいとの声が多く寄せられた。

広域の当事者を対象とすることで、当事者だけでなく、家族同士の親睦も深め ることができた。参加者の声に応えて、今後も継続していきたいと考えている。

今後に向けては、地域で引きこもりがちな当事者にどのように周知していく か、誰を通して呼びかけていくかなどが課題であるが、個人情報保護の関係で、 活動の輪が広げにくい状況にもある。まずは、さまざまなメディアを活用し PR活動に重点を置き、さらに社協関係者のネットワークを駆使して、精神障 害者の会だけでなく、他団体にも呼びかけて参加者の輪を広げていきたいと考 えている。あわせて、初年度に実施した住民意識アンケートを分析し、地域住 民の意識改革も図ってくこととしている。

平成17、18年度助成高知県

中土佐町社協

■ 地場産業で当事者の仕事づくりを

社協が運営する精神障害者小規模通所授産施設「鰹乃國の萬屋」では、バリアフリーの食堂「萬や」と、ストックヤードでのリサイクルを主な作業としてきたが、利用希望者が増えてきており、事業の拡大が必要となっていた。そこで、鰹の一本釣りで知られる久礼の漁港を擁するこの町で、地場産業を活かした新たな仕事づくりを模索していくこととした。

作業所の利用者、行政の保健師、社協関係者、施設関係者など23名が、25回にわたる会議を重ね、新しい仕事の創出による就労支援の機会を広げることを模索した。会議には商品開発の専門家も加わり、結果、「萬や」の名物、魚丼を真空パックで通信販売することを構想した。会議では、事業内容の検討、スケジュールの確認、試作や試食が繰り返され、商品開発のアドバイザーや地場産業と技術面で連携するとともに、機械を借りるなど新たなつながりも構築していった。

魚丼の通信販売化には、解決すべき課題が多いため、まず、たれの販売からスタートすることとなった。工業技術センターと連携しながら、ビン詰めしたたれの殺菌方法や製造工程の検討を重ね「萬や」と同じ味の商品を追求し続けた結果、平成19年4月から、「魚丼のたれ」、「ちり酢」、「さらだドレッシング」の店頭での発売が実現した。

施設とそのスタッフが、地域社会でいろいろな人と出会い、つながりが広がることで、障害者が地域であたりまえに暮らし、豊かな地域社会を創出していくことにもつながっていった。

2章 児童虐待防止事業

児童虐待問題と社会福祉協議会への期待

■淑徳大学教授 柏女 霊峰

児童虐待をめぐる動向

平成16年に児童虐待防止法が施行されて以来、児童虐待の相談件数は大きく増加している。それまでは、虐待と認識されてこなかったネグレクト(保護の怠慢、拒否)が虐待として認識されるようになったことも背景としては大きいが、総じて国民の児童虐待に対する理解が深まっていることが要因と思われる。平成19年5月には、実効的な安全確認の実現(出頭要求、再出頭要求、臨検等)や、面会・通信制限、接近禁止等の親権の制限を内容とする児童虐待防止法の一部を改正する法律が成立し、平成20年4月1日から施行されることとなっている。

筆者は、国の子ども虐待死亡事例検討や東京都児童福祉審議会委員として深刻な児童 虐待事例の審議に関わるなかで、最近の児童虐待事例には二つの特徴があると考えてい る。

一つは、児童虐待が発生している家族には、精神的な障害や貧困、地域からの孤立などの課題を複合的に抱えていることが大変に多いことである。

二つめは、深刻な死亡事例であってもそれまでの間に児童相談所や市町村等の機関が一切かかわっていない事例が、死亡事例のうちかなりの数あることである。これらの背景には、日本社会が大きく変化するなかにあって、人と人とのつながりがどんどん欠落してきていることが考えられる。今までは集団の秩序や、「地域再生」、「家族再生」をめざしているような姿が元来一種の含み資産として日本社会にあったが、それらがどんどんなくなってしまっているのだと思う。個がバラバラになってしまった結果、個人的には非常に追い詰められてしまうという状況が社会全体の中で起こっている。その最先端の部分が虐待という形になって現れてくるのだと考えている。

児童虐待への対応をめぐる諸課題

児童虐待が深刻さを増すなか、児童相談所や司法の介入強化の必要性が強く指摘されるに至っている。もちろん、鍵がかかっている家に入って虐待を受けている子どもを助けることは対症療法的には大事であるが、本来、根本的に見直されなければならない点がある。それは、あらためて人と人が緩やかにつながるような文化をつくっていくことである。人と人とのつながり=あいさつをする関係、声を掛け合う関係、名前を知っている関係を再構築して、新たなかたちで安全網を作り上げていかなければならない。

深刻化する児童虐待に対して、効果的な対応を図ることができない理由は、人と人とのつながりを再生させることをせずに、対症療法的に介入性ばかりを強化しようとしているからである。また、発見と気付きの網の目を細かくするといっても、人と人を分断

する政策が進められる流れのなかでは、人は孤立して密室化する傾向が強くなる。児童 虐待問題は、このような社会状況の副作用として生じているのであり、根本的な課題を 放置したままで副作用への対症療法だけを考えても根本的な解決にはならないと考えて いる。

「つながり」の再構築に向けた 3つのレベルでの取り組み

「つながり」の再構築に向けて、「マクロのレベル」、「ミクロのレベル」、「メゾのレベル」という3つのレベルから考えを整理してみたい。

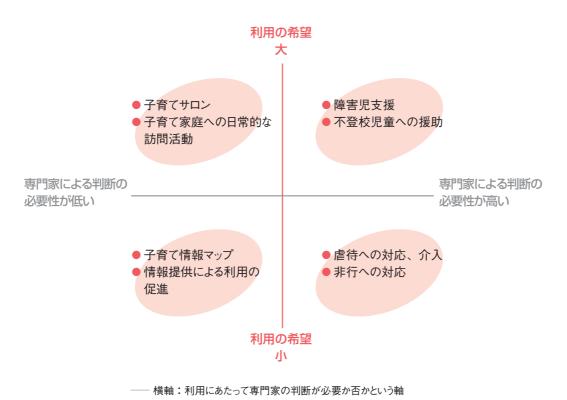
まず、マクロのレベルで言えば権限の移譲と措置制度の問題をあげることができる。児童虐待への対応は主として都道府県行政が担っており、市町村の関わりは非常に希薄であった。「児童虐待は都道府県の問題」という意識を、もう少し自分たちの問題として考えていけるような仕組みに変えていかなければならない。自分たちの町の問題は、自分たちの町で解決していくという姿勢が求められれば求められるほど、権限を都道府県から市町村に移譲していくという制度上の必要が出てくるのである。虐待する家族が出てきたらそこから「子どもを救うぞ」といって、県の機関が子どもを家庭から切り離して施設へ入所させるというやり方を続けていたら、虐待は特別な家庭の特別な出来事になってしまう。

もう一つは、制度的に言えば、要保護児童については国が国家責任で保障するものとして職権で保護することが正論だと思うが、この正論に従っている限り、社会の責任と国家の責任が分断されてしまう。つまり、「私たちの住んでいる町は私たちで何とかしなければいけない」という社会の責任は、「私たちのお金を出す」、「私たちも議会で議論する」、「福祉施設にいつでも見学に行ける」、「その施設をショートステイとして利用できる」ということが保証されない限り広がらない。職権保護だけにしておけば、「行政が決めない限り入所、利用できない」ことになる。そこは変えていかなければならないと考えている。

続いて、メゾのレベルでは、市町村の「要保護児童対策地域協議会」の活性化が非常に重要であるということである。社協もそのメンバーとして参画し、例えば、子育てサロンで気になった家庭があればすぐに「地域協議会」にあげてケースカンファレンスをするという流れをつくりあげることが大切である。

ミクロのレベルでは、社協の役割と児童相談所や行政の役割をしっかりと分けることが大切である。社協は、サロンや訪問活動、見守りでもいいので「自分たちの役割はこれだ」ということをしっかりと決めて、それに特化して活動を展開していくことが非常に重要である。その際、とくに「つながり」の損失部分に働き掛けていくことが大事であり、民生委員・児童委員との連携や、自治会との協働といった視点からの取り組みが求められているのではなかろうか。

社会福祉協議会の役割と活動



上図において左上に位置している取り組みは、利用するにあたって専門家の判断が必要なく、利用者は利用したいというものである。代表的な例としては、子育てサロンや、日常的な家庭訪問等をあげることができる。その下は、利用するにあたって専門家の判断が必要ないのに利用しない、利用希望がないという部分、これは知られていないからであって、子育てマップの普及や情報提供によって周知し、その利用を促進していく部分である。

縦軸:利用者がそのサービスを利用したいと希望するか否かという軸

これら二つの領域については、社協が果たしていくことのできる役割が十分にあるだろうし、積極的な取り組みを期待している。そして、その取り組みを通じて近接する領域での対応に資することも可能である。例えば、虐待や非行の分野(右下の領域)は、専門家の判断が必要で、かつ、本人の利用希望もない領域である。この分野の顕著な例は、児童相談所は子どもの福祉のために児童養護施設への入所が適当だと判断しているのに、親は嫌だと言っているという事例であり、この場面では介入的な支援が必要であることから社協が直接対応することは無理であろう。しかし、現在、児童養護施設に入所している子どもたちの健全な育ちを支えていくことは、社協を含む地域社会の役割でもある。子どもたちの帰省に際して、あるいは何らかの理由によって帰省できないのであれば、子どもが大切に飼っていた犬の写真をもって「こんなに大きくなったよ」といって夏休みに子どもを訪問する、民生委員・児童委員が「あなたの通っていた学校は

建て替えになったよ」、「誰々くんは今こうしているよ」という近所の話をしてあげて、「自分の町はそうだったんだな」ということの気づきを促してあげる。「そうか、僕は今施設へ行っているけれども、ここの地域にも僕の居場所がある。僕のことを考えてくれる人がいる」という関係をつくるのである。しかし「もう施設へ行ってしまったから私たちの子どもではない」というのが現状であろう。そうではなく、いつまでも自分たちの町の子どもだと思えるようにしていかなければいけない。それが「つながり」だと筆者は考えている。そしてこのような支援は、児童福祉施設にも行政にもできない。「つながり」をつくりあげる、またその土壌づくりに向けた取り組みを社協には期待したい。

自治体の取り組みについて 〜おわりにかえて

筆者が関わっている自治体における取り組みをいくつか紹介してみたい。今後の社協自身の直接的な取り組みに資するというよりは、地域における雰囲気づくり、気運の醸成に向けた社協の旗振りを大いに期待するところである。

千葉県社会福祉審議会では、児童虐待防止等のためにさまざまな社会資源がどのように役割分担していくか、その構想づくりを進め、先般「社会的養護を必要とする子どもたちのために」と題する答申をとりまとめたところである。答申自体は県に対してなすべきことを報告したものであるが、児童虐待防止は行政だけで取り組むべき課題



ではない。やはり、県民一人ひとりが自らの問題として児童虐待問題をとらえ、広く県民の理解と協力のもとで施策を進めていく必要がある。そのため、答申にあわせて「~委員から県民の方々へのメッセージ~」を出して内容的には当然のことを書いているのだが、すべての県民に対して協力を依頼することとした。

石川県では、少子化対策担当顧問として「いしかわ子ども総合条例」づくり等に参画した。総合条例は、前文以下7章で構成されており、第1章では基本理念に加えて県や県民等の各主体の責務を定め、県全体として次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するとしている。子どもは守られるだけの存在ではなく、健全に育つように子ども自身も努力しなければならないといった子どもの責務なども記載している。石川県では、さまざまな子育て支援施策を推進している。

一つは、妊娠がわかると保育園等、自分のかかりつけ園を登録する「マイ保育園登録 事業」である。マイ保育園では、一時保育や体験保育の利用が可能である。加えて、マ イ保育園では昨年の秋から「ケアプラン」(子育て支援プラン)の作成を行っている。 夫婦だけの生活だったところに、赤ちゃんが一人生まれる。すると生活パターンを夫婦 の在り方を含め変えないといけない。今までは夫婦げんかをしても映画を見に行ったら仲直りしていたものが、赤ちゃんがいたら映画を見に行けない。そうなると、今までの解決パターンを見直していかなければいけない。にもかかわらず、今までのパターンで遊びに行ってしまい、その間に子どもは窒息死してしまうということになっている。また、子どもが一人いて、そこに赤ちゃんが生まれれば、上の子は赤ちゃん返りをする。親の愛情を取られたと思い、頻尿になったり、夜尿が始まったりする。それにどう対応していいかわからないから、上の子を虐待する。それらは、今の若い人が駄目だからと言って片付けているが、そうではなく、別の解決方法をつくっていかなければいけないのにその手伝いを誰もしない。応援しないからそうなっているのであるのだから、赤ちゃんのいる生活をつくっていくためのアドバイザーと一緒になって、子育て支援プランをつくる取り組みをモデル的に始めている。

さらには、子育てをみんなで喜ぶ雰囲気をつくる「プレミアムパスポート」や、「子育て応援ファンド」といった取り組みを通じて、子育て家庭に対する支援とあわせて、「社会全体で一緒に考えていきたい」との思いを発信している。

事例

訪問活動、子育ておしゃべり サロンを中心に、 地域のネットワークを広げる

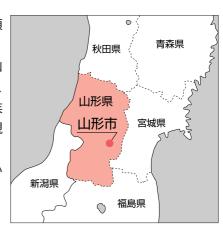
平成14、15年度助成

山形県山形市社協

― 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの取り組み

地域概要 ●

- ・山形市の人口は25万人あまりで、微増傾向にあるが、少子高齢化をたどっている。
- ・山形県全体では三世代同居率が高いが、山 形市の子どものいる世帯だけをみると、 核家族世帯率が県平均より高く、核家族 化が進んでいる。また、近年、ひとり親 世帯が増加傾向にある。
- ・山形県は全国的にも夫婦の共稼ぎ率が高い 県であり、山形市も同様である。



事業の 背景

核家族化や都市化の進行により、転勤で引っ越してきたり、乳幼児を抱えた 母親は家に閉じこもりがちになり、ストレスがたまりやすい環境にある。社協 は、こうした家に閉じこもりがちな核家族親子の支援が必要であると考え、サ ロンづくり、子育でボランティア養成、子育で支援の情報提供、意識啓発など の活動を行ってきたが、それらの事業を他の機関と連携してさらに強化するこ とが求められていた。

事業のねらい

市が児童虐待防止委員会を設置しているため、社協としては、予防、早期発見、早期対応に重点を置き、子育てしやすい地域をつくるための取り組みを進めることとした。そのうえで「子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり」の基本行動計画を立て、意識啓発・広報活動、人材の育成、居場所づくり・仲間づくりの3つを事業の柱とした。

事業の 概要

「にこにこ子育て連絡カード」の配布

民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、子育て家庭への見守り・ 声かけ訪問活動を行った。各種相談窓口の一覧、子育て支援情報、民生委員・ 児童委員の仕事についての紹介などが 掲載された「にこにこ子育て連絡カード」を、民生委員・児童委員、主任児 童委員に配布してもらった。気になる 家庭、新たに子どもが生まれた家庭の 訪問が中心となったが、それまで高齢 者関係の活動が多かった地区社協関係 者や民生委員・児童委員に、子育て問 題への取り組みを強化してもらう大き なきっかけとなった。男性の委員も含 め、その後はサロン活動などに積極的 に参加してもらっている。



市社協子育ておしゃべりサロンの開設

社協主催で子育てサロンを開設し、サロンや子育ての情報を発信している。 0歳児の親子を対象にしたサロンを月に2回開催したり、月に1回、障がい児 の保育者を対象にサロンや父親サロンを開催したりしている。

社協のサロンで知り合った親同士で、より身近な集会所などで町内会長など と連携し、1歳児以上も参加できるサロンを立ち上げたところもある。

サロンは、育児相談の窓口ともなっており、悩みが小さいうちに解決策を見つけられたりもする。また、サロンに、子育て支援センターの職員等、専門の相談員に必要に応じて来てもらうようにしている。

また、地域の子育で支援活動として、子育でサロンの立ち上げを支援している。現在、市内20カ所以上で月1~4回、地区社協の協力のもと子育でサロンが開催されている。対象は0歳児のみ、3歳児まで、就学前などさまざまで、町内会、地区社協、福祉協力員とともに、民生委員・児童委員、主任児童委員、当事者(母親)も中心的役割を担いながら実施されている。また、人材育成の観点から子育でボランティア養成講座を開催し、子育でサロンの担い手として活動してもらっている。子ども、親、祖父母の三世代が集まっているサロンがあるのも特徴である。

事業の 成果と課題

訪問活動は、実態を把握するという点で意義があり、民生委員・児童委員からは、「民間アパートに住む世帯の親子の様子は把握しにくい」、「保育園・学校訪問で、小学校入学後もあまり外に出ない親子がいると聞いた」などと報告を受けたり、「情報交換の場が必要なのではないか」、「いろいろな立場の人と協力し合う大切さを感じた」、などの意見が寄せられたりした。

また、サロン活動を中心とした地域の子育てネットワークができ、地区関係

者からは「町内の親子の顔が見えるようになってよかった」、「子どもの成長や安全を地域で見守ろうという意識が高まった」、「小さい時から顔見知りの子どもだと、中学や高校になっても声をかけやすくなる」などの声が寄せられた。また、母親たちからは「サロンでおしゃべりするとストレスが軽減できた」、「サロンがあったおかげで、子育てに疲れたあの時虐待をせずにすんだ気がする」、「孤独な子育てだったが、サロンで友達ができてありがたかった」、「サロンで他の親子に出会え、自分だけでないのだと悩みが解消された」などの声が寄せられたり、「公民館の利用の仕方がわかった」、「社協や町内会活動や共同募金などについて理解した」、「地域にこんなに支えてくれる住民がいたなんてありがたい」など、若い世代が地域福祉活動に関わるきっかけにもなった。

また、市や県から声がかかり、子育て支援関連の会議等に参画するようになった。サロン活動の意義が認識され、子育て支援センターや育児サークル団体など、社協以外の団体もサロンを開設するようになり、各団体と連携ができたことは大きな成果である。

課題としては、サロンが浸透していくにつれて参加者が増えたため、スタッフの増員が必要なサロンの支援があげられる。対策として、地域住民に参加の協力を呼びかけたり、養成講座を開催し、講座終了後にサロン活動を手伝ってもらったりしている。また、参加者たちの自主的な活動になるようスタッフが側面的に支援したり、相談支援の役割を担うなど、試行錯誤を重ねながら前に進んでいる状況である。

今後の 展望

市内にはたくさんの子育でサロンができ、年々拡充していっているが、サロンに参加しない人、関心がない人への働きかけをするため、サロンの効果や参加者の声を積極的にPRしたり、見守り・声かけ・訪問活動を充実していく必要があると考えている。また、地区社協単位から町内会単位のサロンもできはじめており、より身近な小地域での活動の展開も大切であると考えている。

今後は、これまでの活動を促進するとともに、障がい児や学童を対象にした 子育て支援なども要望がでてきている。各学童クラブの運営委員長が地区社協 会長となるなかで、地域の交流事業が増え、学童の見守り隊が結成され、登下 校の見守り活動を行っているので、防犯組織づくりなども新たな課題である。 子育て支援活動の担い手の育成や窓口のPRも継続していきたいと考えてい る。

> ※文中表記は、山形市社協 の報告資料等にもとづい て整理しています。

事例 2

家庭的なサロンが 次々にオープン

平成14、15年助成

...

東京都中野区社協

― 自宅を開放した「まちなかサロン」の取り組み

地域概要 🌑

- ・人口移動が激しく、年間5万8,000人前後 の転出入がある。繁華街と住宅街がこん 然としており、子どもが安全に遊べる場 所は年々減ってきている。
- ・地元に長く暮らす住民はわずかで、子育て世代の転出入は多い。保育園や幼稚園などを通じた親同士のつながりはあっても、地域でのサークル活動などに積極的に参加する人は少なく、地域とのつながりをほとんどもたない層との両極化も進んでいる。



- ・行政の子ども家庭支援センターがあり、児童虐待防止ネットワークも平成8年に 設置されている。
- ・ファミリー・サポートセンター事業は、平成 11 年度、区から中野区社協に事業委託されている。

事業の 背景

地域全体で子育て支援をする体制、ネットワークづくり

雇用形態やネグレクト(保護の怠慢、拒否)により子どもを保育園に送迎できない親や、育児ストレスや育児不安を抱える親が増加するなか、社協としても住民による支えあい、見守り、育児で孤立しない地域づくりを通じて虐待防止活動に参画してきた。具体的には、平成2年度の事業開始から子育て中の世帯も対象としていた有償の在宅福祉サービスやファミリー・サポート・センター事業を通じた保育園の送迎、障害児の学童クラブへの送迎、子どもの預かりなどで、これらの事業を通して支えあいの輪を広げてきた。しかし、そういった支えあいの仕組みに協力してくれる区民が少ないことや、子育て経験のある区民でも他人の子どもを預かることに不安をもつ人が多かった。そのため、新たな協力会員の掘り起こし、地域全体で子育て支援をする必要性を普及するための活動が求められていた。

事業のねらい

子育ての悩みを相談したり、情報を得たりする場、異世代と交流でき、息抜きができるスペースを地域の中に創出することによって、支援を必要としている人と子育てを応援したい人とを結びつける活動拠点を区内の各所につくることとした。

事業の 概要

まちなかサロン(居宅開放事業)をオープン

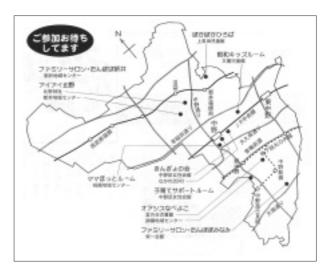
家庭的な子育でサロンが人気を呼ぶ

「まちなかサロン」は地域で子育てをしている親子を対象に、子育てを応援したい人が自宅を開放して、家庭的な子育でサロンを開設するというものである。現在、プログラム型のサロン3つ(「アイアイ北野」、「ファミリーサロンたんぽぽみなみ」)とフリースペース型の談話室(「アイアイ」)が、それぞれ月1回実施され、年間延べ1,000人近くが利用している。運営には、NPO法人ヘルシーピットや区民ボランティアの協力を得ている。

平成13年、上高田地域の児童館を中心に「子育て・子育ちボランティア講座」を実施した。2年間継続してひとつの地域で講座を実施し、地域の問題について討論し、自分たちができることについてじっくり話し合う機会をもった。この講座を実施したことをきっかけとして、まちなかサロン(居宅開放事業)が開設された。

まず、自宅を開放したいと申し出のあった区民には、開放するための条件について説明し、どのようなサロンにしたいと考えているのか、お互いの想いを話し合っている。また、サロン活動が軌道に乗るまで、サロン活動終了後のスタッフ会議に社協職員が出席してさまざまなアドバイスをしている。原則として、自宅を開放するオーナーも毎回サロンに参加することとしている。なお、自宅開放者には光熱水費等として年1万円を謝礼として渡し、サロン活動をサポートしている。

公共施設では味わえない家庭的なサロンは、近くの親子と知り合いになれる



会の母親にとって、わかりやすく、受け入れやすいもののようだ。

プログラム型のサロンでは、パネルシアター、保健師による子どもの応急手 当の講座、親子ヨガ、リズム遊びなど、親子両方を対象にしたプログラムが組 まれている。また、子どもから高齢者まで参加できるサロンや、コーヒーの入 れ方講座を実演とともに行ったサロンなどがあり、ボランティアも一緒に楽し みながら交流できる場とすることが、活動に持続性を持たせる上で、大切だと 考えている。

まちなかサロンは対象者を限定せず、創意工夫して、自分たちにできることを基本にしながら活動している。子どもから高齢者まで、幅広い層の参加者を対象としている柔軟な姿勢が、成功の秘訣であるといえる。

中、高校生向け保育ボランティア講座

社協の独自事業として、学識経験者、保育園、児童館、子育て支援グループと連携し、平成12年から中・高校生向けの保育ボランティア講座を夏休み期間中に毎年実施している。カナダでは、こうした取り組みが将来親になるための準備として有効との例もある。

事業の 成果と課題

上高田という一地域での取り組みから始まった活動の中から、複数のボランティアグループが立ち上がり、地域の子育て支援の機能を果たすようになったことは大きな成果である。地域を絞って複数の活動モデルをつくり、さまざまな事業の中でPRに努めたことが、区内や近隣地域で自由な発想でサロンをつくる上で、大きな役割を果たした。現実に、区外からも見学・取材などがあり、波及効果があらわれている。

自主的に参加しようとしない親子の参加をどう促すか、また、近くにサロンがない人は遠くまで出かけなければならないなどの課題があるが、各サロンの横の連携を図るようにするとともに、ふれあい相談事業をはじめ、ボランティア講座など他の活動と関連させて、地域の関連機関とのネットワークをつくりながら活動を進めている。

今後の 展望

地域住民から、月1、2回なら自宅を開放しても良いとの申し出が増えており、また、事業所等(現時点では、一部企業の店舗や都立高校など)からも「開放しても良い」との申し出が出ている。今後は、自宅以外のスペースも、順次サロン拠点としていく方向である。

また、社協のサロン以外にも、地域の子育て支援グループがあり、平成13年度と18年度にこうしたグループと行政関係機関とのネットワーク会議的なものを開催した。今後は年1回程度開催し、子育てのニーズをみんなで共有していきたいと考えている。

事例

託児つきの子育てサロンで 親もリフレッシュ

平成14、15年度助成

....

山梨県都留市社協

― 子育てサロンで親子共育ちを支援する取り組み

地域概要

- ・都留市は、人口約3万3,000人弱の、 自然環境に恵まれた、城下町の面影 を残す小都市である。
- ・65歳以上の高齢者が人口の2割を超えるなど、高齢の町である。
- ・市内各地域に児童育成会があり、市 内の小中高校13校のPTA活動も活 発である。



事業の 背景 都留市は児童虐待の早期発見、早期対応には比較的早くから取り組んできたが、児童虐待の潜在的な心配事例は増えているという認識があった。

平成14年に都留市社協では、市の主任児童委員が中心となって子育ての悩みに関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査から、0~3歳児の子育で中の家族には、核家族が3世代同居よりも若干多く、共働き家庭が全体の3分の1、母親がパートで働く家庭は1割程度だということがわかった。つまり専業主婦の家庭が半数以上あることになるが、それは社会環境が整っていないために、子育でしながらの就労が難しいという課題が推測できた。

親の要望としては、緊急時の保育、時間外保育、夜間診療、病気中の対応など、緊急対応を望む声が多く、また、「子育て支援サービスがあれば有料でも1時間800円以上出しても利用したい」という声が多くあった。このことから、「緊急の場合は高額な料金を出しても育児支援をしてほしい」という切羽詰った状況が読み取れた。

これらのアンケート結果を踏まえ、とくに、託児つきの子育てサロン事業を ひとつの目標として、取り組むこととした。

事業のねらい

親同士が交流を図り、子どもから一時的に離れてリフレッシュすることなどを通じて、親自身が未熟さを克服していけるような託児つき活動に力を入れる。同時に、ボランティアの協力などを得て、その後の活動につながる態勢づくりを行うこととした。

また、社協として心配事例を通じた学習と情報交換を積極的に行い、市や関係機関、民生委員・児童委員、保育士養成校の教職員などと幅広いネットワークを形成し、地域の多くのキーパーソンとつながり、連携した活動を行うことともした。

事業の 概要

「おもちゃ図書館サマースクール」から 「子育てサロン」へ

都留市社協では、定期的に子育て相談活動を行い、子育て家庭のニーズを把握しつつ、児童虐待の早期発見・早期対応をめざして、こういう活動が「あったらいいね」を基本に、託児型子育てサロンづくりの活動に取り組んだ。

平成14年度は、夏休みである7月、8月の各1週間、「おもちゃ図書館」で「おもちゃ図書館サマースクール」を実施した。夏休みの宿題や課題への取り組み、ボランティアによる読み聞かせなどのプログラムを組んだ。今までテレビばかり見てすごしていた小学生や、親から離れられない子ども、友達と遊ぶ機会の少なかった障害児などは、地域の高齢者やボランティア、友達と交流する機会を持つことができた。

平成15年度は、それを発展させ、おもちゃ図書館において、毎月1回、予

約制の託児型「子育てサロン」を実施した。人から人への口コミや、既存のボランティア育力ループに働きかけて、子育で支援ボランティアを発掘し、サロンを展開した。ボランティアは登録制にし、毎回を図った。登録ボランティア活動に参加できるということで、主婦層のボランティアが増加し、62名になった。

また、今後のサロン活動推進にあたり、主任児童委員、 社協職員で、上野原町社協を 通じて、同町の「ハッピー キッズ」を視察研修した。先



駆的なサロンの視察研修により、将来的に小地域単位でのサロン活動を展開する上で参考になることが数多くあり、活動意欲もさらに高まった。

利用者からは、「介護と子育てが重なるなかで、月1回でも利用できる場があり助かる」、「保育園入園の準備として有効だった」、「腰痛があっても、核家族なので、病院に行くこともできず困っていたので助かった」、「子どもを出産してから一度もゆっくり出かけることができなかったが、団地の友達と出かける時間ができ、リフレッシュできた」などの声が寄せられた。

子どもを見てもらう場所ができ、保健師の協力体制も組んだことで、安全対策としての役割も果たした。

その後、サロンは月2回の実施に拡大し、1回は親がリフレッシュするための託児型サロン、もう一回は親子一緒のサロン活動に発展させている。プログラムには食育や子育て学習会などを取り入れ、年々拡充させている。

その他の活動

「子育て学習会

健全な親子関係を築き、虐待を防止する目的で、託児つき連続学習会を開催した。「聞き上手が伸ばす子どもの力」、「子どもの個性とどう付き合うか」、「親との関係を見直す」、「親子は共育ち」をテーマに実施した。参加者からは、「親子の関係を見直すきっかけになった」、「反省することがたくさんあった」、「自分の気持ちを伝えることの大切さを痛感した」、などの感想が出され、子育てに自信を持つことで親が元気になることの大切さが伝わる活動であった。また、保健師、小学校教諭、小中学校養護教諭など、異なる立場の参加者があり、子育てネットワークの拡大にも役立った。

親子の絆を深める活動「手作り布絵本講座」

手作りの布絵本の製作を通じて親子の絆を深めることをねらいとして、「手作り布絵本講座」を計3回行った。魅力的なプログラムになるよう、誕生日のプレゼントになるようなものを企画した。既存のボランティアの協力体制のもと、指導者の育成も行うことができたため、継続的な取り組みに発展させることができた。

ノーマライゼーションに向けた取り組み「お馬の学校

障害児をもつ家庭が孤立している実態から、ノーマライゼーションの実践の場として、月1回、乗馬公園にて「お馬の学校」を開催し、170人の市民の参加を得た。障害者、子ども、学生などが、自然や動物とのふれあいを通じて交流した。地域みんなで子育て支援体制をつくる必要性を市民に啓発することができた。

事業の成果と課題

サロンでさまざまなプログラムを実施したことにより、大人も子どももリフレッシュする場を持つことができた。また、これまで活発ではなかった障害児にも対応できるような取り組みを行ったことで、どの子も地域全体で見守り、育てていくという認識が地域に広がったことは、大きな成果である。

しかし、全社協からの助成終了後は運営を共同募金配分金で対応しており、 財政的には決して十分ではなく、人員もボランティアに頼っている状況である。 また、虐待についての専門家がいないため、専門性に欠ける点は否定できず、 専門家の研究データや、論文、情報などの入手も難しいのが現状である。

今後の 展望

「対策は早いうちから打て」をモットーに、母親の安心感を支えるため、現在、母子手帳交付時に子育てに関する相談窓口、関係機関、事業などさまざまな社会資源をまとめた資料を配布しようと、資料づくりに着手している。

今後は、サロン活動を通じて見えてくる子育てに関するさまざまな課題をそのままにせず、市内の母子保健施策に反映できるよう関係者への提言活動も大切にしていきたいと考えている。また、「子育て支援は地域ぐるみで」という福祉のまちづくりの気運を高め、できるだけ身近な場所でサロンに参加できるよう、小地域単位での開催も考えている。



子育て支援の 横のつながりをつくる

平成14、15年度助成

長野県池田町社協

一面接式での相談と訪問活動で親と子どもをつなぐ取り組み

地域概要 🌑

- ・安曇野のほぼ中央に位置し、「花とハーブ の里づくり事業」に取り組んでいる池田 町は、官民一体となって、ハーブを中心 とした特産品づくりや、観光に力を入れ ている。
- ・産業構造は、兼業農家が多く、松本等の町 外に通勤していることが多い。人口(約1 万人)は横ばいではあるが、少子高齢化 が進む町である。
- ・昔から教育に力を入れる土壌があり、町内 34の自治会すべてに子ども会(子ども育

新潟県 富山県 港馬県 池田町 長野県 1 岐阜県

成会)がある。地域の伝統伝承、野菜・花の栽培などを通して、地域の人びとと子どもたちの交流の場が比較的多くある。PTA活動は、親子レクリエーション、資源回収、講演会開催、親子ボランティア作業など、多岐にわたっている。

事業の 背景 池田町は、核家族の増加、3世代世帯での子育でギャップ、地域の人間関係の希薄化等の問題を抱えていた。また、子どもがいて、医者に行きたくても行けない核家族が増えている状況から、平成12年度より、社協で家族サポート事業を行ってきた。保育所では生後6カ月未満の乳児の預かりをしていないため、乳児を預かるサービスを実施したところ、年々、このサービスを利用する家族が増え、活動が定着してきた。

また、町の児童虐待防止ネットワークでは、学校、児童センター、保育園、保健センターなどと連携を取りながら、情報提供、事業運営に参画してきた。このネットワークの中で、子育て支援に関して、より強い連携の下で事業の充実をはかるための体制として「子育て支援センター」の必要性が持ち上がっていた。

事業のねらい

町全体での子育て支援の取り組みを促進するため、町内の関係者・団体の組織化を図り、情報、課題の共有化を進めることとした。また、それを基礎とした相談の場を設けることで課題の堀りおこしを行うとともに、子育て支援に必要な基盤・整備を進めることとした。

事業の 概要

情報を集中する場をもち、「地域で子育て」の 基盤をつくる

池田町の子育で支援は、行政の保育課・福祉課、教育委員会、社協など、多様な機関が実施しているが、情報を一元化できる機関がなかった。子育で支援を虐待防止という位置づけだけで行うのではなく、高校生までを対象とする必要があり、また、乳幼児をもつ親への支援を中心にしつつ、不登校、障害、虐待は乳幼児期だけの課題ではないという認識のもと、地域で子育で支援をする土壌をつくる必要があった。そこで、池田町子育で支援連絡協議会において、支援サービスや児童虐待等の実態について報告を受け、共通の理解のもとで活動を整備・分担しながら事業計画づくりを行い、活動を進めた。

池田町子育て支援連絡協議会の構成メンバーは、以下のとおりである。

保健所および福祉課保健師、ケースワーカー、児童相談所児童福祉司、知的 障害者更生施設長、町内各小中学校養護教諭、小児科医、警察官、教育委員会 専門員、町保育課長、各保育園長、各児童センター長、主任児童委員、町福祉 課長および各課職員、社協総務企画係長、ボランティアコーディネーター

面接相談で、親の悩みに応える

子育てに関する講演会を通し、親から「個別に相談できる機会がほしい」という要望が出たことを受け、社協は、教育委員会や保健センターと連携して、「池田町子育て相談所」を開設した。社協のある池田町総合福祉センター相談室を会場として、毎月2回(各2時間)、虐待相談活動に長い経験を有し、相談員の育成も行っている相談員による面接相談を行った。あらかじめ電話やメールで予約を受け、相談にあたった。社協広報紙や防災無線などで広報し、年間22~24回の相談日を設け、再来も含め、計50件余の相談があった。子どもからの相談も1件あった。

相談の内容は、核家族で子育てが大変であるという相談が多く、3世代同居による嫁・姑という封建的な関係や、子育ての価値観のギャップ、子どもの不登校、子どもの障害に関する相談などであった。虐待に関する相談はなかったが、これは、保護者自身が身体的虐待だけを虐待と考え、心理的虐待やネグレクト(保護の怠慢、拒否)も虐待であるという認識がないため、相談に至らないのではないかという見方もできる。

相談者は、大きく分けると、二つのグループに分かれる。ひとつは、育児や 生活に疲れきっており、話を聞いてもらっただけで気持ちが軽くなり、「また いつでも来ていいよ」と声かけをする相談員の言葉に満足して帰るグループ、 もうひとつは、切迫した悩みを抱え、実際にたびたび相談に訪れるグループである。

この実践から、子育て支援連絡協議会を通じて保健師、児童センターに母親へのかかわりを強めることを働きかけ、保健センター開放日の育児相談を充実させることが決まった。

訪問活動を通して親子関係をサポート

池田町社協では、平成18年度から、新たに①育児支援家庭訪問事業(町受託)、②ファミリーサポートセンター事業(町受託)、③ようこそ赤ちゃん事業(出産家庭に手作りプレゼントを届けることと、子育ての情報をお届けする)を行っている。訪問事業やファミリーサポートセンター事業を行う中で、児童虐待防止に関する事業の必要性がさらに高まり、社協で助産師を2名(非常勤)雇用することにより、取り組みを強化させている。

育児支援家庭訪問事業では、社協の助産師が、子どもが産まれた家庭を第1子の場合、3カ月までは週1回、以降1歳まで月1回訪問、第2子以降の場合は、1歳まで月1回訪問している。訪問の際は、親と子の関係に焦点を当てて、親子の愛着関係を築くようサポートしている。

子育ではこうあるべきだと諭し、指導的なことをするのではなく、親が子どもの目を見て、話しかけ、触れるという行為を意識的に行うことによって、子どもにとって、親が安心できる存在になり、また、子どもが安心してほかの子

どもや大人、社会に関心が持てるような援助をしている。この事業は、アメリカオレゴン州の「ヘルシー・スタート・オレゴン」を参考にしたものである。社協で開催した子育で講演会で、このサービスを受けたオレゴン州に住む日本人女性のビデオを見た参加者から「こんな環境で子育てをしたい」、「オレゴン州に引っ越したい」等の声が上がった。そこで、オレゴン州での研修や講師の来日による研修を数回行った。このような地道な活動が、児童虐待の予防に寄与するところは大きいと考えている。

子育で講演会のご案内

以版プロフィール 実施 第二 所 ・ 定される状況である中華 のでは、例が、後され、「大会」と世際に、2時では、 とが、3年では、「大会」とは、第二、年後に、定 人のでは、後される情報を表示していません。また 人のでは、後されるのでは、またが、それがない。 しているようないとなっては、第二人では、これでは、 これ、これでは、「大会」とは、これでは、「大会」という。



■開催日 平成 15 年 11 月 27 日(木)

学成 15 年 12 月 12 日(金) ※いずれが都合のつく日にお椒 スたざい。

※託にを希望される方のみ予約を入れてください。

■時間 年前10時~11時30分■場所 池田町保健センタ

■テーマ 「子どもと親等との要着知ついて」 ■経対象 1歳未満のお子さんをもつさ得さん・お父さん

■共 復 池田町子育で支援連絡協議会

■お聞い合わせ 沙川町社会福祉協議会

事業の成果と課題

子育て支援連絡協議会(現在、事務局は行政)の活動によって、各関係機関がそれまで実施していた支援事業に共通認識が生まれ、連携が取れるようになった。また、活動によって明確にされた課題をまとめ、家庭支援を進めるための拠点づくりと相談機能の充実の必要性が明らかとなり、町に対する働きかけを強く行った。その結果、町財政が厳しい中にあって、平成16年4月、「子ども支援センター」(行政運営)が設置されたことは大きな成果となった。子ども支援センターは、妊産婦、0歳から18歳までのあらゆる子育て家庭を対象に支援をするための相談事業(子育て相談、児童虐待など)や、子育ての仲間づくり、学習の場を提供し、支援コーディネートの役割も果たしている。

他方、財政面の問題が課題として大きく挙げられる。町受託の活動は予算がいつまで得られるか予測できず、子育て支援の長期的な取り組みを実施していくには、行政と住民が一体となった協働による地域力が必要である。

今後の 展望

池田町社協では、定期的な訪問により、 子育てをサポートする「育児支援家庭訪問事業」と地域のボランティアによる 「ようこそ赤ちゃん事業」を充実していく こととしており、その中で、今後も子育 て支援のネットワークを活かし、地域で 虐待防止をしていく気運作りに取り組ん でいきたいと考えている。





児童虐待ゼロの町をめざして、 既存の組織の協力を得る

平成17年度助成

十尺则队

長野県飯山市社協

― 地域住民を見守る「見守りとうど衆」の取り組み

地域概要 🌑

- ・国内でも有数の豪雪地帯である飯山 市は、一年のうち約3分の1の期間 が雪におおわれている。
- ・飯山市の人口は2万5,000人で、農業、スキーやグリーンツーリズムを中心とする観光が主要産業だが、財政は厳しく、「おらもやる あんたもやろうや いいやまづくり」の精神のもと、市民参加の「自立計画」(第4次総合計画)を進めている。



・ 平成 18 年度からは「子育て応援事業」 を実施しており、「子育ておうえん券」の交付を通じて子育て世代の定住化促進を 図り、少子化に歯止めをかけることをめざしている。

事業の 背景

「飯山市自立のための計画書」は、行政のスリム化、協働するまちづくり、 人口の維持増加に向けた新規投資の3つの柱からなっている。その中でも、子 どもの協働育成、「0歳からの安心、安全、豊かな教育」として子育て応援、 通学対策など、児童育成に市全体として積極的に取り組んでいる。

少子高齢化が進む飯山市(17年度の新生児70人)では、児童虐待事件は顕在化していないが、核家族の増加や少子化、豪雪などで地域住民同士のつながりが疎遠になりがちな社会・自然条件にあることから、児童虐待が顕在化しにくい状況にあるとも考えられる。そのため虐待予防に力を入れた本事業への取り組みを実施することにした。

事業のねらい

地域の互助組織である「とうど衆」の仕組み(制度)と連携し、見守り機能を高めるなかで潜在的な虐待を顕在化させるとともに、児童虐待予防に努め、「児童虐待ゼロのまち」をめざすこととした。

事業の 概要

「とうど」とは、「田人」と書き、元の意味は、田植えなどの農作業の労力 交換による助け合いのことである。このお互いを助け合おうという地域の習慣 は昭和30年代まで残っていた。平成に入り、その風習を現代にマッチしたス タイルで復活させるため、社協やボランティアが、福祉ボランティア講座「と うど塾」を開催し、その参加者を中心に、地域掘り起こしの担い手「とうど衆」 が生まれた。

「見守りとうど衆」は、隣近所の見守りをしたり、訪問により困っている人を見つけたら、区長、民生委員・児童委員または社協事務局へ連絡したり、その場でできる手伝いをしてもらうなどの目的で、社協会長が委嘱する形を取っている。また、地域の中で、誰が「見守りとうど衆」であるか分かるように、「見守りとうど衆の家」という表札をつくり、交付している。

市内全域に配置されている「見守りとうど衆」は、高齢者への配食サービス、 一人暮らし高齢者の安否確認を目的とした見守り活動などを主に行っていた が、社協では、「市民みんなで見守りとうど」を合言葉に、見守りの対象を子 どもにまで広げることにした。

これまで高齢者の見守り活動を中心に行ってきた「見守りとうど衆」には、まず児童虐待問題への意識啓発を行うことが必要だと考えられた。そこで、全体研修会を2回開催した。「ながの子どもを虐待から守る会」の長野児童相談所児童福祉専門員による児童相談所の役割や虐待とは何かについての講演、事例紹介のほか、「地域の人々の声かけや見守りが重要であり、このことを地域に持ち帰ってぜひ実践してほしい」というメッセージが投げかけられた。参加者からは、「今まで児童虐待は遠い世界の話だと思っていたが、実は身近にもあるのだと気付いた」、また、「しつけと体罰は違うことがわかった」などという声が聞かれた。



また、「ネットワークで子どもの見守り」をテーマにシンポジウムも開催した。ここでは、民生委員・児童委員、子ども会育成会長、飯山市子ども課職員、警察署などからシンポジストを招き、講演を聴き、討論を行った。とくに、犯罪から子どもを守るため、子どもに対して「知らない人に声をかけられても無

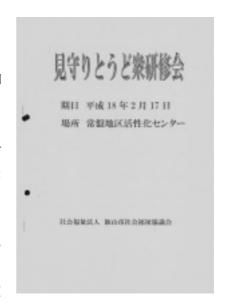
視するように」と指導されている状況の中で、どのように子どもを見守ればよいのかが話し合われた。「自分の家の玄関先で子どもに声をかけるとよい」、「地域の事業などを通じたつながりで大人が信頼感を得る」、「ウォーキング時に子どもを見守る」、「ゴミ出しを登校時間にする」、「通学路の安全マップづくり」、「子どもの防犯ベルのチェック」など、具体的な提案が多く、事業継続の重要性が確認された。

事業の 成果と課題

見守りとうど衆向けの研修会は、とう ど衆だけでなく、社協職員、民生委員・ 児童委員、施設職員などの関係者の参加 も得て、多くの市民の児童虐待に対する 理解、意識を高めることとなった。

これまでの社協の講演会活動や市民活動は、ボランティア活動の下地があるため、市民との信頼関係のもとで行ってきた。そのため児童虐待防止という新たな課題についても、多くの市民を巻き込んだ活動を行うことができた。

また、見守りとうど衆の活動範囲を広 げたことにより、



- ・多くの市民に「児童虐待防止」、「子どもの安全確保」の重要性を認識させることができた。
- ・学校の登下校時に交代で街頭に立ち、声かけをする活動が学校単位で始まった。
- ・地区ごとに子どもの安全を守るための動きができた。 といった成果があった。

今後の 展望

今後も子どもが巻き込まれる事件・事故の防止を中心とした活動を推進していくために、学校との連絡会を開いて連携を強めていくことが必要である。また、地区ごとに子どもを守る活動を支援していきたいとも考えている。

事例

6

地域全体で被虐待児を支援する

平成15、16年度助成

愛媛県今治市社協

― 児童福祉施設の子どもと職員への支援のあり方を探る取り組み

地域概要 🌑

- ・愛媛県北東部、高縄半島先端に位置 する今治市は、通称「しまなみ海道」 が開通し本州と結ばれ、愛媛県の玄 関口となっている。
- ・平成17年1月、越智郡11か町村と 合併し、人口は18万人となり、松山 市に次ぐ県下第2の都市に生まれ変 わった。
- ・今治市では平成12年に行政レベルで 「今治市児童虐待防止連絡協議会」 (現在は「今治市要保護児童対策地



域協議会」)が設置され、また、同時に民間レベルの組織として「子どもの虐待防止ネットワーク・いまばり」が発足した。

事業の 背景

「今治市児童虐待防止連絡協議会」や「子ども虐待防止ネットワーク・いまばり」は、保健師、保育士、主任児童委員、関係機関などで構成されている。そこでは講師を招いての研修会やモデル事例の検討会、保護者への情報提供などの活動を行っている。このような状況から、虐待に直接かかわる支援として、虐待の発見、掘り起こしについては、これらのネットワーク等が担い、社協としては、不足していると思われる虐待を受けた(主として児童養護施設に入所している)子どもへのケアに視点をおいた活動をすることが必要だと考えられた。

事業のねらい

児童養護施設に入所している被虐待児の実態を把握し、その子どもたちのケアに積極的にかかわることで、地域の子どもたちを地域全体でサポートする体制を構築することとした。また、スタッフへの支援を行うことにより、子どもに対する、より適切なケアを提供できるようにすることも目的とした。

事業の 概要

今治市内のある児童養護施設には、2004年(平成16年)1月現在48名が入所していた。虐待を理由とする措置入所は4名だが、ネグレクト(保護の怠慢・拒否)を中心とした虐待を経験している児童は17~18名になると考えられていた。そこで、虐待を受けた子どもへのケアを行うため、施設職員の声を聞き、支援内容を検討した。その結果、子どもたちの支援とスタッフ支援の双方が必要であると判明したため、子どもへの支援としては、週末里親(外泊や外出)等の実施に向けた主任児童委員による保育ボランティア等の活動、スタッフへの支援としてはスーパービジョンの場を設定することとした。

入所児童との交流 子どもへの支援は施設職員だけの仕事ではない

主任児童委員有志の希望から、児童養護施設入所児童との交流(保育ボランティア)を行うことになった。

施設側にも、第三者が入ることは地域に開かれた施設をめざすうえでも大切であるという認識があり、毎週1回、主任児童委員有志4名が子どもたちと遊んだり絵本を読んだりして、保育ボランティアとして施設を訪問することとなった。また月2回程度、個人のボランティアによる絵本の読み聞かせも行われている。

子どもたちにとっては、施設職員だけでなく、地域の住民、大人と関わる良い機会となった。また、主任児童委員等が子どもたちと交流している間を活用して、職員は職員同士のコミュニケーションを図る時間やミーティング、その他の業務に充てることができるようになった。

職員の悩みにどう対応するか

―スーパービジョンの場の設定―

施設の職員が疲れ果てていると、入所している子どもへの対応に余裕がなくなってしまう。職員自身が悩みをためこまずに、別の角度から意見を聞く場があれば、新鮮な気持ちで子どもと接することが可能であるとの考えから、職員への専門家によるスーパービジョンの場を設定することにした。

職員の持つ悩みは、「子ども(被虐待児や問題行動のある子)への対応の仕方がわからない」等の子どもへの関わり方や、「力不足、体力不足」など自分自身についての悩みなど、多様であった。そのため、専門分野からのサポートが必要だと考え、社協の「被虐待児童支援連絡会」の委員である保健所長や臨床心理士をスーパーバイザーとして迎え、年間2回、各1~2時間開催した。4~5人のグループカウンセリングの形をとったが、スーパーバイザーとの信頼関係をつくるまでの時間がある程度必要であり、継続的な取り組みが必要と考えられる。

なお、グループカウンセリングに際しては、職場の上下関係を持ち込まない、 職員相互の個人批判や個人攻撃をしない、そこで話したことはその場限りとす るなどのルールを設けた。

事業の成果と課題

保育ボランティア訪問は、子どもたちが地域との関わりをもつ良い機会となった。子どもたちは保育ボランティアが来ることを心待ちにし、とても楽しみにしている。普段は抱っこをしてもらうにも順番待ちになることもあるが、保育ボランティアがいるときは1対1になれるので、とても喜んでいる。このような活動が継続されれば、週末里親、休日預かりなど、子どもたちが施設の外に出る機会を将来的に提供することが期待でき、子どもたちが地域からの信頼感を得て、孤立感なく成長できるという手応えを感じる活動となった。また、子どもたちと保育ボランティアが交流する時間ができたことで、職員にとっては心と時間の余裕が生まれるようになった。

スーパービジョンの活動は、「専門家から精神的、技術的なアドバイスがもらえることがよかった」という感想が職員から出された。また、施設内での開設でなければ参加しにくい、個別相談をしてほしいという要望もあり、柔軟な対応が求められ、要望にあわせた形で活動を継続することになった。

今後の 展望

将来的には週末里親やデイサポート等ができることを望んでいるが、これらの活動を支援する側の者と施設や子どもたちの信頼関係、また施設や子どもたちへの理解が不十分なため、現段階では実施までに至っていない。しかし、現在も有志による保育ボランティア訪問は継続している。地域に開かれた施設となり、保育ボランティア等の地域の人びとに施設に入ってもらうことで、施設の子どもたちの養育等について理解が得られ、また、子どもたちの顔を知ることで子どもたちを地域で見守る体制や地域でサポートする体制ができることを望んでいる。

また、スーパービジョン活動に関しても、ケース会や研修会等、要望にあわせ柔軟に対応しながら実施していきたいと考えている。



子ども会や 子育てサークルをモデル指定して サロン活動を充実・強化

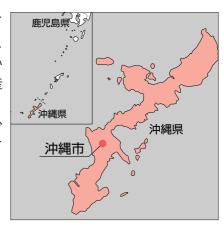
平成14、15年度助成

沖縄県沖縄市社協

― 地域で子どもを育む機運をつくる取り組み

地域概要 🌑

- ・沖縄市は、沖縄本島のほぼ中心に位置している。市の面積の36%は米軍基地であり、80%近くの住民が第3次産業に従事している。なかでも、サービス業に特化した産業構造である。
- ・人口は約13万人で、増加傾向である。少 子化傾向は緩やかであるが、全体として は少子高齢化の傾向にある。



事業の 背景 沖縄県の児童虐待件数は毎年増加し、平成10年度は115件であったが、平成13年度には288件と急増している。児童虐待事例は、平成13年度を例にとるとネグレクト(保護の怠慢・拒否)が最も多く、全体の44%を占めた。次いで、身体的虐待(約40%)、心理的虐待(8%)、性的虐待(8%弱)の順となっている。主たる虐待者は実母が最も多く(56%)、次いで実父(27%)となっている。また、平成14年度には、沖縄市で中学校の後輩にあたる少年らによる暴行で知的障害者が殺害されるという事件が起こった。



沖縄市を管轄するコザ児童相談所に寄せられた相談事例は、県全体の約4割を占め、ネグレクトや身体的虐待に関する相談が多く寄せられている。

こうした実態について、関係団体からの情報収集、主任児童委員の徹底した 訪問活動、実態調査などを通じ、虐待の具体的事例として、「食事だけ渡し、 親が何日も帰らない」、「夜に働き、幼い子どもだけを残して仕事や遊びに出か ける。幼児は親のいない夜間に外出し徘徊している」、「親が朝起きられないた め子どもを学校へ通わせていない」、「借金に追われ転々として、子どもを学校に通わせられない」、「発達の遅れのある子どもへの身体的虐待」、「双生児等のため養育がうまくできない」、「満足に食事を与えず不衛生な状況に子どもが置かれている」、「治療の必要があるのに病院に連れて行かない」、「住居がなく車で生活し、子どもにミルクすら与えられない」などがあることがわかった。そして、児童虐待の相談が増えている背景には、家庭の子育て力が低下していることが考えられた。

要因としては、沖縄県全体の離婚率が高く、一人親家庭が多いこと、失業率が高く経済的に困窮している世帯が多いことがあげられる。また、10代で出産するケースも多くあり、これらの社会的に未熟な親が多いことも虐待に関係していることがわかった。さらに、夫婦間のDV(ドメスティック・バイオレンス)や借金問題など、問題を複合的に抱えている家庭が多く、単に児童虐待だけの問題といえない社会的な事情があることがわかった。

このような状況から、子育てにやさしい街づくりの機運の醸成が必要だと考えられた。

事業のねらい

地域で子どもを育む機運をつくるため、子ども会活動や地域の子育て支援活動の子育てサロンモデルをつくり、積極的に支援することとした。

事業の 概要

活動中の団体をモデル指定し、活動の充実・強化を支援

一3つの子育てサロン

市内には27の子ども会と、市子ども会育成連絡協議会が組織されており、 各地でさまざまな活動が展開されている。また、各自治会で子どもの健全育成

に向けた活動が行われている。沖縄市社協では、子育て支援に取り組んでいる3団体をモデル指定し、活動助成金を交付して活動の充実・強化を図るための支援を行った。

「山里ビッグマンモス子ども会」では、毎月2回以上のプログラム型活動を実施した。親子参加による学習や体験活動、新入生歓迎会、エイサー練習、祭り参加、視察研修、映写学習会、公民館祭り、児童虐待防止講演会など、多様な活動を通して、子育て家庭を孤立させない取り組みを行った。これに



より、児童虐待が深刻化する前に発見するように努め、子ども同士、親同士のつながり、地域のつながりを深めた。実際に虐待のおそれのあった家庭への働きかけを積極的に行うことにより、虐待を回避できたケースがあったことは大きな成果である。

「県営比屋根団地自治会」の活動では、団地集会所に、夕方まで宿題をしたり遊んだりすることができる学童保育的な役割を持たせるとともに、夏休み等の長期休暇に会食会などを企画し、異年齢交流や地域交流が進んだ。

「子育てサークルどんぐり」では、泡瀬地区において、毎週木曜日の定例活動日に公民館、福祉文化プラザなどで、フリースペース型の子育てサークル活動を行い、子ども同士の交流や母親たちのリアルタイムの子育て談議に花が咲き、子育ての不安感やストレスの軽減に役立った。

さらに、沖縄市社協では、金融広報アドバイザーと連携して、子ども会や子育てサークルの親子を対象に、金銭教育や家計簿のつけ方、生活設計や夢プラン等の講座を開催した。これは、虐待背景の一因といわれる生活設計の崩れ(多重債務等)を防ぐ上で、必要な知識の習得に効果的と考えられた。

事業の 成果と課題

子ども会活動では、母親の抱えるストレスのはけ口が身近にいる弱い子どもに向かうことにより虐待のおそれのあったケースが、各種活動への参加を通して、母親間の交流やちょっとした手助け、子どもからの一時的解放等により未然防止に役立ったことは大きな成果で、地域活動の重要性をあらためて認識させられるものとなった。

団地自治会活動では、集会所にはいつでも大人がいることとなり、母子家庭や共稼ぎ家庭の親も、長期休暇でも安心して働きに出かけられるようになった。また、子どもは居場所ができ、学校から帰ると、まず集会場に行って親の帰りを待てるようになった。地域の大人と子どもが交流するようになり、子どもが大人に対して信頼感を寄せるようになったことは非常に大きな成果である。

子育てサークル活動は、乳幼児の子育て真最中である若い母親たちの子育て に伴う不安やストレス等の軽減、情報交換、仲間づくり、子どもの集団遊びの 訓練等に成果をあげている。

今後の 展望

児童虐待の予防、未然防止、早期発見等において、3団体のモデル指定とその活動支援を通して、地域活動や地域で子どもを育む取り組みの強化の必要性を確認したことで、助成事業終了後の翌年(平成16年)以後の取り組みとして、民生委員児童委員協議会と共同で、地域自治会の協力を得て、新たに地域子育てサロンを立ち上げることになった。平成18年度までにモデル地域を3カ所立ち上げ、推進中であるが、民生委員・児童委員の児童委員活動としての子育て支援の取り組みへの意識も高まり、3地域で継続して活動を展開している。

今後も民生委員児童委員協議会や地域自治会と協力し、地域全体で子育てを 支援する基盤整備をしていきたいと考えている。 平成14、15年度助成 青森県

八戸市社協

■ 児童虐待防止連絡会「すこやかキッズネット」による活動

平成10年に虐待によって児童が死亡する事件が発生した八戸市では、児童 虐待予防のための市民活動団体が結成され、電話相談や虐待の起きそうな家庭 への訪問活動が始まった。

社協では虐待予防を目的に、地区ごとに子育てサロンを実施してきたが、行政、市民団体、市民からなる子育てメイトなど、関係者が一丸となった虐待予防活動が求められていた。そこで、行政や民生委員・児童委員など、関係団体とともに児童虐待防止連絡会「すこやかキッズネットワーク委員会」を組織し、訪問活動や子育てサロンの強化活動等を行った。

訪問活動では、児童相談所や子育て支援関連の事業を行うNPOと社協が協力し、学校などから連絡のあった家庭や問題のある家庭、子育て中の家庭を訪問した。中学校へ入学した子どもを、制服を買えないなどの理由で親が登校させないケースなど、主任児童委員と協力して取り組んだ事例もある。

これらの活動の中で、相談員の周知度や力量の問題が顕在化したため、主任 児童委員を中心とした事例勉強会や、面接技法の研修会等を行い、質の向上を 図った。現在では民生委員・児童委員が主体的に訪問活動に取り組んでいるが、 社協は虐待に対する啓発活動を中心に、研修等の企画を継続して行っている。

平成14、15年度助成 東京都

世田谷区社協

■ ホームページで子育て情報をまとめて発信

平成14年度に世田谷児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談は86件であり、虐待は特別なことではなく誰にでも起こりうる身近なことという認識が地域の関係者の間に定着していた。また、早期発見、早期対応、予防という視点から、地域の見守り活動、仲間づくりとしての子育てサロンの拡充が求められていた。

そこで、区内に多数点在している子育て関係の情報に子育て中の親がアクセスしやすい環境づくりを進めるべく、社協としてホームページの充実を行った。

その結果、アクセス数が増加し、子育てサロンへの関心も高まった。とくに、 子育てサロンに参加したい、サロンを始めてみたいという問い合わせが増えた ことが大きな成果である。

現在はホームページをさらにリニューアルし、子育でサロンの条件検索等の機能を追加するなど、より子育で情報の収集が行いやすいものへ改良している。また、福祉的な子育で情報だけでなく、身近な地域のイベント情報を掲載することで、孤立しがちな親子が地域との接点を持つ機会の情報提供も進めている。

平成15、16年度助成 和歌山県 新宮市社協

■ 小地域での研修会を通じた地域住民の意識啓発

地域住民が子育て支援の必要性を認識し、虐待問題への意識を高めるため、 小地域で対象者別の研修会を開催した。

全市民対象の研修会では、500名の参加を得て教育評論家による「愛されて育った子は親を忘れない~子育でに手遅れはない~」をテーマとした講演を行った。子育でや子どもとの遊び方などについて具体的な例を出しながらの講演に、参加者からは「子育では親だけがするものという思い込みを変えなければならないと思った」、「虐待が頻繁に起こることを地域住民の責任として、子育で中の親をしっかり支えていきたいと思う」などの感想が寄せられた。

また、児童虐待防止連絡会 (90 機関・団体) 向けには、児童相談所の職員からの具体的な相談事例についての講演、教育委員会職員による学校での取り組みの紹介、主任児童委員による子育でサロンの紹介、子育でをサポートするキッズクラブによる子育で中の母親の状況説明等の研修会を開催し、「高齢者福祉だけでなく、児童福祉にも関心をもつことが大切だと思った」、「子どもたちだけでなく、虐待をしてしまう親のフォローも大切だと思った」など関係者が率直に話し合った。

社協の理事・評議員向けの研修会では、児童相談所職員から現状について講演を受け、「虐待をするに至るにはいろいろな背景があり、さまざまな人と連携して取り組む必要がある」、「児童虐待に関する事業を社協でも取り組んでいくことの必要性を感じた」など、民間としてできる事業について話し合われた。同時に社協職員同士で児童虐待問題を考える研修会も開催した。

この他、老人クラブ役員や地域の高齢者、ボランティア登録団体を対象とした研修会も実施、さらに、ロータリークラブからの要請を受けて、ロータリークラブ会員向けにも研修を実施するなど、新宮市全体で児童虐待問題を考える気運の醸成に努めた。

事業をきっかけとして立ち上がった新宮市児童虐待防止連絡会(現在の「子育てあんしんネットしんぐう」)が、平成16年11月に児童虐待防止にかかる要望書を新宮市へ提出した結果、19年度より子育て支援センターが設置されるなど、徐々に市全体が児童虐待防止活動に取り組む気運が高まってきた。現在も、「虐待かどうかが問題ではなく、支援が必要かどうか、どのように支援したらよいのか、子どもの目線で判断する」という社協のスタンスにそいながら、子育て中の親子を対象にあるいは地域住民を対象としたものなど、小地域でさまざまな研修会を開催するとともに、独自の虐待防止を呼びかける啓発バッヂを作成し、普段からバッヂを身につけて「いつでもどこでも誰でも」参加できるあいさつ運動を励行し、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを進めている。

平成15、16年度助成山口県

下関市社協

■ 専門家のアドバイスを得て楽しみながらの子育てを支援する

子育でに不安を持つ人たちが増え、子育でが社会問題となっている中、下関市社協では子育で支援に力を入れてきた。社協の支援を受けてシニア世代のボランティアが中心となって運営する子育でサロンが生まれるなど、さまざまな成果が表れた。その取り組みのひとつとして言葉の遅れや授業中に落ち着きがないこと、友達とのトラブルが多いことなど育児の悩みをもつ保護者に対し、2か月に1度、医師や臨床心理士などの専門家を招いた講演会と、親同士のおしゃべりの場を設けた。

子どもの癖が気になるという相談には、「あわてなくてもよい」と親の不安を受け止め、注意の仕方についてのアドバイスをした。親からは「少し気持ちが楽になった、子どもを誉めることの大切さや子どもの気持ちを理解して接することの大切さをあらためて感じた」との感想が寄せられた。また、親として子どもにどのように関わったらよいか分からないという相談には、行動や仕草を含め、子ども自身を受け止めることを提案し、子育てを楽しいものだと感じることができるよう、支援した。「関わる時間が短くても良いので、続けられる関係を築いていくことが大切だと分かった」「指示語を使うのではなく、絵や動作で具体的に示す方法をアドバイスしてもらい、子どもとのかかわりが楽しみになった」などといった感想が得られた。

保護者や関係者が気軽に参加でき、専門家からのアドバイスを受けられることは、不安を抱える親や関係者にとって有意義であり、また地域にどのようなニーズや課題があるかを把握できる場としても重要である。今後も事例を可能な限り検討し、参加者や専門家が課題に対する共通理解がもてるように支援していく必要があると考えている。

また、地域の中で、子育て支援など何か活動をしたいと思っている人を啓発していくとともに、地域で支え合う必要性をもっと啓発させ、潜在化している活動を顕在化させていきたいと考えている。

平成15、16年度助成 宮崎県

門川町社協

地域住民との連携による見守り活動の充実

門川町社協では、民生委員児童委員協議会が町内の全学校を訪問し、学校等の実態について学校長などと意見交換をしたり、虐待や引きこもりに関する研修会を開催するなどして啓発活動を行ってきたが、不審者による声かけ事例が発生したこと、全国的に子どもの連れ去り事件が発生していることを受け、町や教育委員会と一緒に平成17年度から門川町子ども見守りネットワークを組織することとなった。安全な地域づくりと、登下校中の見守り体制を確立することを目的に、警察署や民生委員児童委員協議会、PTA、学校長、ボランティア連絡協議会等、地域の多様な人や団体がネットワークの構成員となり、安心して過ごせるまちづくりをめざしている。この見守りネットワークの活動により、犯罪被害の未然防止だけでなく、虐待の早期発見にもつながるものと期待している。

見守りネットワーク推進会議では、町の現状について、警察署等から報告を

受けたり、見守り体制や周知方法、情報の共有の流れ等について検討したりしている。

取り組みとしては、まず町の広報誌や社協だより、チラシの配布や回覧などを通して本ネットワークを周知するとともに、協力者(登録者)を募った。その結果、約800名の登録者を得ることができた。続いて、各学校から通学路についての情報、安全マップを提示してもらい、協力者へ登下校時間や通学路、危険箇所などを周知した。その後、各学校において登録者と子どもの対面式を実施し、子どもたちに協力者を紹介することを経て、協力者による登下校時等の見守り活動が行われている。

今後は、校区ごとの委員会を結成することで、より具体的な内容まで検討できると考えているため、今後、結成にむけて取り組んでいきたいと考えている。また、住民が児童虐待をより身近な問題として捉え、見守り活動が実施できるよう研修会等を充実していきたいと考えている。

3章ホームレス支援事業

ホームレス支援にどう取り組むか

■首都大学東京教授 岡部 卓

はじめに

さまざまな福祉施策は、基本的に「定住者」(居住者)を対象として行われている。 そのため、不定住者に関わること、つまりホームレスの自立支援は福祉施策の本来的な 範疇ではない、と考えられるきらいがある。そのため、一部の地域を除けば、社会福祉 協議会や行政などはこれまでホームレス対策に積極的に関わっておらず、民間団体など を中心に活動が展開されてきた。

しかし、平成14年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(10年間の時限立法)が成立し、社会福祉協議会や行政の取り組みが求められることになった。 平成19年は時限立法の折り返しの年にあたるため、本年1月には、政策評価と今後の事業展開について検討を行うために「ホームレスの実態に関する全国調査」が行われている。

このような社会的支援の在り方が変化するなかで、ホームレスに対する理解を深め、それを支える地域の体制をつくっていくことがより一層重要な時期となっていると考えられる。そこでは、社会福祉協議会が民間団体とのネットワークを築き上げて具体的な支援に向けた取り組みをさらに進めるとともに、広く地域住民等に向けてホームレスに対する理解啓発を図っていくことが肝要である。

ホームレスの現状をめぐる考察

旧来、ホームレス状態になるのは雇用が不安定な職業、具体的には日雇い労働に就く者であり、十分な雇用を得ることのできない人たちが中心であった。そのなかでも、技術力や熟練度が低かったり、高齢、傷病・障害をもったりした労働者がホームレスになった。稼働能力は十分にあっても、その時々の経済環境によって雇用数が決まってくるため、働くことができずに宿泊場所すら確保できない者が生み出されていたのである。この時点では、山谷、釜ヶ崎、寿町などの「寄せ場」と呼ばれる特別な地区に限られた問題とされていた。

ところが90年代後半、バブルの崩壊によって労働市場が狭まったことにより、旧来の日雇い労働に就いていた人びとに加えて、一般の雇用者、つまりサラリーマンや若者等がホームレスとなっていった。このホームレス問題は、ホームレスが都市部に拡がってきたことにより、可視化される形で社会問題として浮上してきた。その背景としては、経済状況が悪化して一般の労働者の生活が立ち行かなくなり、それまで仕送り等の支援によってかろうじて生活できていた高齢者や障害者が生活を維持できなくなって路上に出てきたことや、雇用環境の変化によって、採用の手控えから若者が失業状態となった

こと、終身雇用の崩壊でリストラや会社の倒産で失職した中高年が増加したこと等があげられる。加えて、最近では地域的な「つながり」がますます希薄化しているため、地域での支えあいが難しくなったことも社会問題化を加速させている。

別の言い方をすれば、「家族」・「地域」・「労働」の3つから切り離されて路上に出てきた者をホームレスということができる。

ホームレスとどう向き合うか

ホームレスとなる要因を、個人の問題としてとらえるか、社会的な問題としてとらえるかで、その向き合い方が大きく異なると筆者は考えている。

各人が努力し、働こうと思えば働くことができる社会で働こうとせずに野宿・拾い食いの生活をしている人がホームレスである、という考え方に立つと、現代社会の労働規範においては、怠け者で社会に寄生している人という構図になる。また、表面的にも臭い、汚い、何を考えているかわからない危険な人という見方は、ホームレスを取り締まってほしい、ここから出て行ってほしいという排除と統制の論理へとつながる。大部分の人たちはそのような見方を多かれ少なかれ持っているのではなかろうか。

一方、ホームレスの要因を労働市場の問題に起因しているものとする考え方に立つと、働きたくても高齢であったり、障害をもっていたり、また、人間関係や仕事において十分なスキルを持っていないために働くことができない、働く場がない、働きたくても働く状況にないという、雇用環境が十分ではないという理解につながる。社会福祉協議会は、こうした社会的要因の面をとらえてホームレスについて考え、対応を検討していくべきであろう。

従来、こうした人たちは日本の家族制度の中で十分支えられてきた。しかし、家族の小規模化、経済的基盤の脆弱化、扶養意識の希薄化といった背景に加え、地域とのつながりの希薄化もあいまって徐々に彼らを支えることができなくなってきた。昔ながらの地域のつながりでは、食べ物をあげる、相談を受ける、役所につなげるなどの手立て=支援が日常的に行われていたが、今ではそれもかなわなくなっている。都市化が進行して、隣の人が何をしているのかわからない社会になると、地域の支えあいの意識も希薄化してしまう。地域にこのような機能がなくなりつつある今、それに代わる社会的弱者を支えるネットワーク、また、地域の中で支えあうような住民の意識を醸成していかなければならないのである。

社会資源を活用したホームレス支援

ホームレスが入所する自立支援センターでは、労働意欲、活動能力のある人に対し、 就業や生活面でさまざまな支援を行っている。しかし、前述のとおり、働きたくても働 けない、刑余や多重債務のため居場所を特定されたくないなど、さまざまな事情を抱え た人もいる。これらの人たちは、働く場所が限られているし、仮に働くことができたと しても、その条件が悪いということを知っている。そのために「このままの生活でいい」という発言がでることや将来の生活に対する「あきらめ」が生まれることもあるだろう。そういった人たちが生活する上での基盤づくり、例えば、自らで生活をコントロールしていくことのできるような支援や、健康の回復・維持など、生活を再建するためのプログラムを誰かが担っていかなくてはならない。そこで、既存の社会資源を生かした支援のあり方を探ってみたい。

まずは、社会資源の分布を把握することが必要である。そして、その社会資源を結びつけるためのネットワークをつくる。具体的には、社会福祉協議会、民間支援団体、行政などの関係機関が集まって、社会資源が十分配置されているか、不足しているものはないか、資源の質はどうなのか、サービス内容の水準はどの程度なのか等について検証する。保証人を必要としない住居の確保や住所を持っていない人に対する職業の確保、生活上の相談をする機関等について検討し、既存の社会資源では解決できない問題があるときには、新たな社会資源を開発することも考えなければならない。

現状では、各自治体ともホームレスを住民として認識していないため、食料、被服、 旅費等の現金・現物を支給して「この街から出て行ってください」という対応をしてい ることが多い。そういった排他的な対応ではなく、生活を再建していくことに着目した 支援が必要なのだ。

もうひとつは、住民の視点に立った対応が大切である。関係機関はホームレスに対して直接サービスを提供するだけではなく、地域の住民の意見にも耳を傾け、それを取り入れながら支援を展開していかなければならない。地域の人たちがホームレスに対してどういうことで困っているのか、どういう部分で協力できるのかといったことを地域住民の代表、例えば民生委員・児童委員等を通じて聞き、サービスに反映していく努力が求められる。

社会福祉協議会の役割と活動

ホームレスの支援にはボランティア団体や支援団体、行政などが具体的な活動を展開している。そのなかで、社会福祉協議会にはホームレスに対する啓発的な活動に取り組んでほしいと考えている。例えば、一般住民向けの啓発パンフレットの作成や、研修事業の実施である。

住民は、ホームレスに対して2つの反応がある。ひとつは可哀想な人たちを何とかしてほしいということであり、もうひとつはホームレスが地域社会にいると困るので排除してほしい、ということである。これは、ホームレスとなる社会的な背景や、ホームレスに対する正しい向き合い方を知らないから生じる反応であり、こういった住民に向けてホームレス理解のための啓発を行うことがまずは必要であると考えている。

次の段階として、自分の住んでいる地域にどのくらいのホームレスがいるのか、その 人たちの生活実態や支援体制はどうなっているのか、といったことを具体的に地域の人 たちに示していく必要がある。なぜなら、そういった情報がない限り、ホームレスに対 して何をやったらいいのかさえわからないからである。このように、社会資源がどのよ うに配置され、どう活用されているのかといったことを測る情報のストックが必要になってくる。

地域住民向けの啓発については、大人だけではなく子どもに対して行うことも必要である。ホームレスの襲撃事件など悲惨な事件が起きているが、これは大人が何気なく言ったことを、子どもが行動に移したことの表れである。「ホームレスは社会のゴミ」、「いらない存在だ」、「こういう人間になってはいけない」、などといった言葉を子どもたちが聞くことにより、そういった価値観が注入され、やがて「ホームレスは社会の中で排除されるべきだ」という意識を持つようになる。するとホームレスの存在そのものを消そうという考えが子どもたちの中に出てくる。それが襲撃事件のような、悲惨な事件につながっていくのである。前述したホームレス支援のためのネットワークづくりにあたっては、学校関係者を入れることも大切であろう。あわせて、学校教育の中で、社会にはいろいろな人が存在していて、障害者も高齢者も、もちろんホームレスも社会にとって忘れてはならない存在であることを教えていかなければならない。

おわりに

現在、特定の都道府県、たとえば北陸、中部等のいくつかの県は生活保護率が低いが、これらの地域の所得水準が他に比べて高いということがその理由ではない。人口移動が少なく、地域のつながりの基盤があり、支えあいの精神が未だに存在していることが大きな要因である。しかし、たとえ地域のつながりがあっても、本当に困ってしまう人は地域に居場所がなくなり、都会に出て行かざるをえなくなる。

九州、関西、北海道などの道府県のいくつかの県では保護率が高い。これらは、かつての産炭地域や特定の産業にのみ依存し、地域経済が活性化していない、あるいは日雇い労働市場を多く抱えたりしている所である。

各地域には、それぞれの地域的な背景や環境がある。その地域性を十分に踏まえながら、ホームレスも地域社会の一員であるという認識を持つことが必要である。また、この根の深い社会問題は、それぞれの機関や支援団体がばらばらに取り組んでいては解決できない。社会福祉協議会を含めた関係機関が連携して地域社会における「つながり」の再構築に向けた取り組みを進めていただくことを願っている。

事例

当事者に対する相談事業から 見えてきた活動

平成15~17年度助成

....

大阪府社協

― 当事者の居場所をつくる取り組み

地域概要 🌑

- ・大阪府は、政治や経済のみならず、文化や 交通の要衝として西日本の中心をなし、 882万人の人口を擁している。
- ・平成15年の全国調査では、ホームレスの 数は全国一多い7,757人で、その85%に あたる6,603人が、あいりん地区のある西 成区を中心にした大阪市に集中している。
- ・全国最大の日雇い労働市場をかかえ、またホームレスを支援するNPOが数多く存在し、活動の歴史も長い。
- ・平成19年調査の速報値では、景気の好転 による就業機会の増加などもあり、ホームレスの数が4,911人と4割近く減少したが、それでも全国で最も多い状態が続いている。



事業の 背景

かねてから大阪は、日雇い労働者の集まるあいりん地区を抱えており、路上 生活を強いられる者が多かった。バブル経済崩壊後の90年代に就業機会を 失った労働者が急増し、ホームレス(野宿生活者)の数も増加の一途をたどっ ていた。

このため、ホームレスが問題化しつつある地方都市に必要とされている啓発 事業にとどまらず、大阪では社協としても具体的な生活支援対策が求められて いた。

事業のねらい

野宿生活に再び戻ることを防止する観点から、第一に当事者同士の人間関係の構築を行い、第二に当事者が抱える日常課題の相談の場を設けることとした。

また、関係機関と連携しつつ相談事業を進め、長期的には当事者組織の立ち上げに向けて調整をしていくことを目的とした。

事業の 概要

当初、大阪府社協では、ホームレスを支援するために、地域を巡回して自立にむけた支援を行う相談事業を行っていたが、野宿生活から脱却した人びとから「毎日することがない」、「何か集まる機会をつくってほしい」という声がいくつか寄せられた。また、「イベントがあれば参加したい」との声が多数あがってきたことから、野宿生活を脱却した人たちの仲間づくりの場としてサロン活動を行うこととした。

まず、野宿生活から脱却した人たちに往復はがきを出して、イベント開催を 案内し、参加者を募った。約半数から返信があり、そのうち8割からイベント の開催を歓迎する声が出された。返信のなかった人には、直接訪問して参加を 促した。

サロン活動は、平成17年11月と平成18年2月に開催した。当初の計画では、参加費を無料とする予定であったが、参加している自覚を持ってもらうことを目的に、1人あたり300円の参加費を徴収することとした。2回の延べ参加者数は、野宿生活脱却者が36名、支援関係者が20名だった。

1回目は参加者から得意料理を披露してもらいながら、食事を楽しみ、お互いに語り合う活動を行った。まず、野宿生活脱却者と支援者を2つのグループに分け、それぞれが指定されたメニューを一緒に調理して、味の評定をした。その後はレクリエーションを行い、交流をはかった。

2回目は、1回目のサロン活動の際に参加者の間で討議して決めた「名画上映会」を行った。映画終了後は自己紹介やレクリエーションで、約1時間の交流を行った。参加者からのアンケートには「とても楽しい」という意見が多く、関係者からも非常に高い評価を受けた。





知らない者同士が声をかけ合うことを促すために、イベントの実施時には、 社協は「橋渡し」役に徹し、できるだけ多くの参加者が「楽しかった、また来 よう」という気持ちを持ってもらうことに留意した。

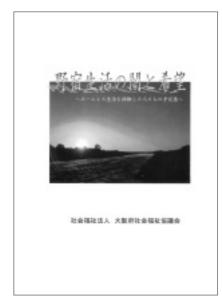
1回目は、集まる場の設定から当日の運営まで、すべて社協職員が担った

が、2回目は参加者の主体性を重んじ、企画実行委員会を立ち上げて、社協職 員は当事者による決定を支援する役割に回ることにした。

事業の 成果と課題

当事者同士が人間関係を築き、また、 楽しみを共有したことで、「久しぶりに 人と話ができた」、「次もまた参加したい」、 「自炊のレパートリーが増えた」と、当 事者からも関係者からも高い評価を受け た。

しかし、イベントに対する期待が多かった反面、体調不良などで参加できない人も多く、今後はこのような人にも参加してもらえるようなイベントの内容、案内の仕方等その戦略を考える必要がある。



また、ホームレスの状態から脱却した

人たち同士、それぞれの体験を手記集という形にまとめ、「野宿生活の闇と希望」というタイトルで18年2月に発行することができた。

今後の 展望

参加者たちは、ほとんどが知らない人同士だったが、料理やレクリエーションを行う中で「いろいろな人と話ができてよかった」という意見も多く、今後は、「ピアカウンセリング」(当事者同士による支援)効果を意識した活動についても展開していく予定としている。

平成17年度助成

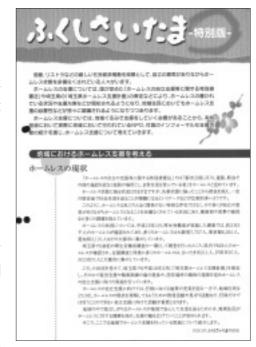
埼玉県社協

社協機関誌特別版で地域住民の理解を促進

埼玉県におけるホームレスは、さいたま市、川口市、戸田市を中心に増加傾向にあり、川原や都市公園等に居住している。そのため県の福祉部では、自立支援のための巡回相談や健康診断、就労支援、ホームレスの支援活動を行うNPOへの助成などの事業を実施している。

一方、埼玉県社協では地域におけるホームレス支援の周知を目的として、社協の会員向けに毎月2万部発行している広報誌「ふくしさいたま」の特別版を平成18年3月に発行した。

広報誌では、「さいたま就労自立



支援センター」を取材し、その取り組みを紹介した。ホームレスの自立と自活を支援するため荒地を借り、支援者と協働で開墾し野菜などを栽培する、そこで収穫された野菜で調理を行い、みんなで食べることで、働く意欲の向上と健康増進をめざす、という内容の記事を掲載した。

読者である市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉施設等からは、「自分の住んでいる地域にはホームレスと呼ばれる人は見かけず、都心の話だと思っていたが、不景気で職を失い、借金を抱えた人はたくさんいるとあらためてわかった」、「なかなか難しい問題であるが、センターの取り組みがわかりやすかった」、「誤解と偏見について取り上げてくださったことはとても参考になった」といった感想が寄せられた。

今後は、県社協としての取り組みから、市町村社協の事業として充実していくことをめざしている。

平成16、17年度助成長野県社協

■ 市町村社協によるホームレス支援の取り組みを調査

長野県は、東京や大阪などの大都市に比べて、ホームレスの実数が少ない。 平成11年からの県内福祉事務所の調査によれば、県全体で12人から37人の 間を推移しており、そのほとんどは市部、なかでも長野市、松本市が大半を占 めている。

元来、寒冷な気候のために、冬季には公園や川原での生活が困難だったが、 都市部の地下道などで生活するホームレスも増えている。平成16年の春には、 松本市の地下道でホームレスの男性が暴行を受けて死亡する事件もあり、次第 に身近な問題として認識されるようになっている。

そこで、長野県社協(福祉人材研修センター)では、平成17年秋に実施した

ホームレス支援研修に併せて、長野県内の市町村社協におけるホームレス支援 のための具体的取り組みなどを把握することを目的に「ホームレスへの支援に 関するアンケート調査」を実施した。

調査結果では、「管内のホームレス実態を把握している」27.6%、「把握していない」が72.4%となった。また、「ホームレス支援事業を実施している」は8.6%、「実施していない」が91.4%との結果が出ており、市町村社協におけるホームレス問題への取り組みの低調さが明らかとなった。

この調査結果を受けて県社協においては、引き続き県内における取り組み状況等に関する継続的な調査を実施するとともに、市町村社協における取り組みを支援する予定としている。

4章 高齢者虐待防止事業

高齢者や障害のある人への権利侵害を どのように防ぐか

一消費者被害問題を中心に―

前国民生活センター相談調査部調査室長 木間 昭子

1. はじめに

全国の消費生活センター(地方自治体の機関約500か所)に寄せられた「認知症高齢 者、障害のある人等が契約当事者である相談 は、1996年度は2.116件であったが、 2005 年度は14.899 件となり、約7 倍に増加している (この件数には、性別不明の相談が 含まれている)。

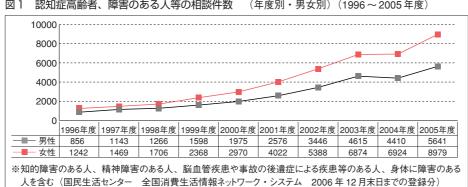


図 1 認知症高齢者、障害のある人等の相談件数 (年度別・男女別)(1996~2005年度)

そのうち、判断能力に問題のある人の相談件数は、1996年度は1.676件であったが、 2005年度には12,538件となり、同じく約7倍に増加している。ただし、このような相談 はなかなか消費生活センターには届きにくいことから、この相談件数は「氷山の一角」 ととらえている。消費生活センターに寄せられる全体の相談件数の傾向は、10年前と比 較すると約3.6倍の増であることから、本来、守られなければならない判断能力が不十 分な人たちが悪質業者のターゲットになっていることがわかる。ここでは、悪質商法に よる被害を受けやすい人たちの権利擁護にいかに取り組んでいくか、その方策について みてみたい。



10000	[
8000										
6000										
4000										
2000										
0										
	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
─■─ 男性	627	878	964	1181	1458	1998	2651	3636	3440	4418
── 女性	1038	1204	1367	1937	2453	3370	4680	6035	6071	7895
							(2	2006年12	月末日まで	での登録分)

2. 認知症高齢者等の消費者相談の傾向

消費生活センターに寄せられたすべての相談件数を年齢別にみると、20歳代がピークになっている。20歳代は、自分が自由にできるお金を持ちはじめる頃であり、そのため消費者被害に遭うことが多いのであろう。高齢者の相談は多いものの、年代別に見ると年齢が増すにつれ相談件数は減っている。生活経験を積み重ね、学ぶ機会も増えてくることから悪質商法被害に遭う人が減少するということであろう。

ところが、判断能力に問題がある人の相談件数を年齢別にみると、 $30\sim50$ 歳代までの相談件数には大きな差がない。この点について、例えば、知的障害のある人について言うならば、

- ①生活経験の積み重ねが難しい
- ②消費生活上の知識や経験を学ぶ機会が少ない
- ③支援体制の脆弱(ぜいじゃく)さ

といった事情があると思われる。

年齢別にみると、もう1つ特徴がある。70歳代で被害に遭うのは圧倒的に女性が多いという点である。「女性は被害にあいやすい」との指摘もあるが、そうではない。一人暮らしが男女を問わず悪質業者に狙われており、相談件数の差の背景には、一人暮らしの世帯数の男女差がある。障害がある方でも、悪質商法被害に遭うのは一人暮らしの方が多い。近くに誰かがいれば、「それはおかしい」とも言えるが、まわりに誰もいない、家族がいないといった状況では、そのような助言を得ることもできず被害に遭ってしまうのであろう。男性も、一人暮らしの場合は被害に遭っており、「女性だから」ではなく、一人暮らしの方はとくに気を付けなければならない。

3. 認知症高齢者等の消費者相談の特徴

認知症高齢者等の消費者相談の特徴は、つぎのとおりである。

- ア)本人は事情を説明できない場合が多く、事業者名がわからないこともある。
- イ)誰が来て、どのようにして何を買ったのか理解していないケースが少なくない。
- ウ)被害を受けたという認識がなく、満足しているように見える場合がある。
- エ) 障害の軽い人が被害にあう傾向がみられる。
- オ)高齢者、障害のある人ともに訪問販売の被害は、一人暮らしのケースが多い。

なかでも、ウ)については「自己決定」=「いいじゃないか、本人が気にいっているのだから」という誤解が相談機関にある。本人が気にいっていたとしても、相手は悪質業者である。誤解を解く作業をする一方、満足そうに見えていても被害は救済しなくてはならない。

4. 消費者被害の事例と対応等について

(1) 障害を知ったうえで販売している事例

同一販売員が何回も訪問、契約書に虚偽記載

- *2週間前、一人暮らしの男性(40歳代 精神障害)が訪問販売でふとん(170万円) を契約。
 - 1週間に3回訪問してきた業者に無職と言ったが、以前勤めていた事業所名を書かされた。
- *40日前、女性(30歳代 知的障害)が4回も訪問してきた業者にふとん等(70万円)の契約をさせられた。パートで働くようになり4カ月なのに、販売員は3年と記入。

消費生活センターは、「勤務先や勤務期間の虚偽記載」と「障害を知ったうえで契約させた」点を指摘し、無条件で解約するよう業者と交渉している。

職場が終わるのを待っていて、教材を契約させられた

3週間前、男性(20歳代 知的障害)が電話で住所等を聞かれ答えると、後日、職場の外で待っており、教材(63万円)を契約させられた。何を買ったか理解していない。

業者は、判断能力が十分でない消費者を勧誘したことを認め、無条件解約となっている。

作業所の近くは悪質業者に狙われやすい場所のひとつである。相談件数も増えているし、障害者福祉に携わる関係者からも多くの被害事例を聞いているので十分な対応が必要である。

障害者を狙い、消費者金融に連れて行く

1カ月前、女性(20歳代 知的障害)が、ふとん(75万円)を勧められ契約した。 5日後、業者に消費者金融に連れて行かれ50万円を借りさせられ、業者に手渡した。 その後も業者から偽造の給料明細書を渡され、消費者金融に連れて行かれている。

消費生活センターは、業者に販売方法の問題点を指摘し、業者は非を認め50万円は 返金された。

(2) なぜ、被害に遭うのか 一知的障害のある人の場合一

- ア) コミュニケーションを図ることや、円滑な人間関係を結ぶことの苦手な人が多く、孤立しがちである。
- イ)消費生活の経験・情報の少なさ。

ウ)ともに生きる地域住民の問題。障害や障害をもって暮らすことへの無理解、偏 見、自分とは違う存在に対する排除的な態度。加えて、地域での障害者への支 援体制の脆弱さ。

とくに、ウ)については、福祉関係者自身も日々心を痛めながら活動していると思う。 判断能力が不十分な消費者の被害は「私たちの近くで起きている」との認識を地域に暮らす人たちが持たなければ、地域の中で消費者被害の未然防止と救済を支援していくことへの取り組みは広がっていかない。悪質商法被害問題の背景には地域における障害者、認知症高齢者を支援する体制の脆弱(ぜいじゃく)さがある。むろん、関係法の改正、規制強化が不可欠である。

(3)「クーリング・オフ」の誤解

消費者契約法や、消費者基本法は、あまり知られていないが、クーリング・オフは比較的よく知られている。

クーリング・オフとは、訪問販売や電話による勧誘の販売、特定継続的役務提供(エステティックなど)契約をした場合でも、法律で定めた契約書面が交付された日、または、クーリング・オフが告知された日から8日間以内であれば、無条件で契約を解除できる制度のことである。

この規定を誤解している人がいる。8日を過ぎていても、法律で定められた書面を渡されていない、「クーリング・オフがある」ことを知らされていない等の場合には、その後、クーリング・オフが書かれた書面を渡された日、あるいはクーリング・オフがあることを告げられた日から8日間以内であれば無条件で解約できる。8日を過ぎたということであきらめないで欲しい。

健康食品や化粧品などについては「使用あるいは消費するとクーリング・オフはできなくなる」ことをあらかじめ消費者に伝えておく必要があり、そのことを伝えていなければ、使用・消費していてもクーリング・オフができる。「化粧品で美しくなる」、「これを飲んだら健康になる」と言われ、商品を開けてしまっても「開けたらクーリング・オフできなくなる」と言われていなければ、クーリング・オフができる。

5. 高齢者と障害のある人の 権利擁護のために

消費者被害の未然防止と救済という視点から高齢者や障害のある人の権利擁護の課題 を3点あげる。

- ア) 専門性を備えたキーパーソンの存在が不可欠
- イ)「福祉・介護の契約時代 に見合うセーフティネットづくりを
- ウ)地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)と成年後見制度の活用を

悪質業者は、「この地域は行政が甘い」、「キーパーソンになる人たちがいない」という地域を狙う。山間部などで情報が伝わりにくい集落にも布団を担いで行く。日頃から十分な気配り、目配りが必要である。

損害回復の実態

ケース 消費生活センターは業者と、社会福祉協議会は役所等と交渉

82歳の女性(認知症 一人暮らし 要介護 公営住宅)は、ふとんを7社と契約し、7社のローン返済をしていたが、近所の人にも金を借りるようになり被害が表面化した。近所の人によれば、同じ人が異なる会社名で来ているというが、本人は分かっていない。

2社目からは、下取りをして、新たなふとんを置いていくため、1 セットしかない。 社会福祉協議会が消費生活センターに連絡し、消費生活センターが7社と交渉し、 5社については、損害を回復した。2社は、「現物を返品せよ、現物がないなら応じない」と言って、執拗に返済を迫る。毎日、新聞受けに名刺を入れ、毎朝、電話をかけてくる。交渉を重ねたが、特定調停にかけることにした。

書類の作成は、消費生活センターの相談員が行い、社会福祉協議会は年金の入る 口座から全額払い戻し、口座を変更。障害者手当は役所の窓口で受け取れるように 交渉した。この事例の他にも消費者被害については、センターと社会福祉協議会は 連携して当たっている。

ケース | 消費生活センターと社会福祉協議会の連携プレーで損害を回復

「数百万円のふとんを買わされ、ふとんだらけになって困っている。誰か買ってくれる人はいないか」と72歳の男性(認知症)が社会福祉協議会を訪ねてきた。このことから消費者被害に遭っていることが分かった。

社会福祉協議会は消費生活センターに連絡。書類やふとんの確認は社会福祉協議会が行い、業者との交渉は消費生活センターが行った。損害は回復され、今後の被害を防ぐためクレジット利用を不可能にする登録手続きも行った。男性は社会福祉協議会と利用援助契約を締結し、定期預金通帳を預ける等福祉サービス利用援助を受けることになった。

6. おわりに

悪質商法被害の状況やその対応を中心に述べてきたが、介護を要する高齢者が集団で 暮らすホームにおける権利侵害事例について調査の結果を紹介したい。 消費者相談や、国民生活センターが実施した調査にも虐待の問題は見られるが、家族による虐待の相談ではなく、特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム、有料老人ホームにおける虐待である。昨年は特養における「言葉による虐待」が問題化され、最近では有料老人ホームにおける虐待が内部告発により明らかになった。

国民生活センターの調査研究報告「第三者がとらえた高齢者ホーム~入居者が快適に暮らせるために~」において、言葉による虐待(例えば、風呂でおむつをはずしたとき大きい声で「くーせえー」と言われるなど)や身体拘束の実態が明らかとなった。調査の結果、事業者と行政に向けて、特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、グループホームの入居者の権利擁護に関する5つの提言をとりまとめた。

なお、この調査において、第三者とは、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の専門員・生活支援員、介護相談員、第三者評価機関の評価者、成年後見人等である。

- 1. 入居者側からのサービスのチェックが重要
- 2. 第三者のチェックは生活実態を把握したうえでなされることが肝要
- 3. 事業者は、第三者を活用し、自浄に向けた努力が不可欠
- 4. 可能な限り入居者の意思を尊重することが大切
- 5. 個人の尊厳を大切にする意識と援助技術の研修の充実が重要

福祉サービスの利用が、措置から契約へと移行するなか、社会福祉に携わる方々には 現場で起きていることをあらためて権利擁護の視点でとらえなおし、検証して日々の取 り組みにつなげていただきたいと願っている。

事例

継続的な啓発活動を通じて 高齢者虐待防止の気運をつくる

平成17年度助成

••••

石川県金沢市社協

一 研修会の開催による高齢者虐待防止に向けた取り組み

地域概要 🌑

- ・金沢市は、石川県の中央部に位置する人口約45万人の中核市である。
- ・比較的人口移動の緩やかな北陸三県にあり、古くから培われてきた福祉の土壌が根付いている。地域ネットワークや福祉の資源も多く、地域で助け合って暮らしていく活動が活発である。



事業の 背景

金沢市は、早くから高齢者虐待防止の取り組みを行ってきた。相談窓口を市の長寿福祉課に一本化し、高齢者虐待の専門チームへとつなげている。また3か所の基幹型お年寄り介護相談センターと23か所の地域型お年寄り介護相談センター(在宅介護支援センター)が、ケアマネジャーや地域福祉活動関係者、金沢市社協などと連携して動くなど、現在の地域包括支援センターの先取りともいえるシステムを構築してきた。

平成15年度には、横須賀市(神奈川県) と共に厚生労働省のモデル事業の指定を 受け、金沢市社協と協働で(一部委託) 高齢者虐待防止事業に取り組んだ。この 事業の中では、実態把握のアンケートで 144件の事例が報告され、高齢者虐待防止 連絡会の設置、虐待防止マニュアルや市 民向けパンフレットの作成、各種研修会 などが実施された。

また、実態把握のアンケート結果から 虐待を受けた方の72%に多かれ少なかれ 認知症の症状が見受けられたことが明ら



かとなった。このことから、金沢市社協では高齢者虐待防止を図るため、さまざまな機会を設け、高齢者とその家族の状況について理解を深めるための研修会を実施することとした。

事業の ねらい

研修会の受講対象者を①市民、②民生委員・児童委員、③ボランティアおよび地域福祉活動関係者、④居宅で介護を行う家族等の4つに分類し、継続した研修会を実施することで、高齢者虐待防止に向けた啓発をめざすこととした。

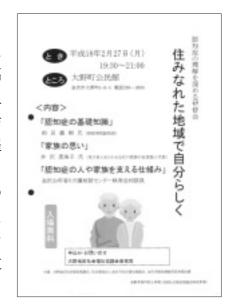
事業の 概要

市民を対象とした研修会

地区社協関係者、民生委員・児童委員、 まちぐるみ福祉活動推進員*、地域の福 祉関係者、警察、病院、市民などを対象 とした研修会を開催した。高齢者虐待防 止に取り組む市内重点地区4か所で開催 し、延べ325名の参加を得た。

研修会は、精神科医による「認知症の 基礎知識」、認知症の人と家族の会会員 の「家族の思い」、お年寄り介護相談センター職員等の「認知症の人や家族を支 える仕組み」という内容で実施をした。

参加者からは、認知症の人を介護する



家族の大変さや地域で支えあうことの大切さを知ったという感想が多く出された。研修時に実施したアンケートから、研修内容が「大変参考になった」38%、「参考になった」59%と、97%の参加者が参考になったと感じたことがわかった。

また、参加者には、まちぐるみ福祉活動推進事業における、身近な地域での見守り・声かけ活動の協力を要請した。

*まちぐるみ福祉活動推進員:民生委員・児童委員1人におおむね2~3人配置されている地域ボランティア。地域の見守り活動をする中で、民生委員・児童委員や地域型お年寄り介護相談センターなどと連携して活動している。(現在、金沢市の民生委員・児童委員は990人、まちぐるみ福祉活動推進員は約2,800人)

民生委員・児童委員を対象とした 研修会

金沢市民生委員児童委員実務研修会の一部に組み込み、平成17年11月から18年3月にかけて4回、認知症理解のための専門研修会を行った。参加者は延べ約300名、全員が民生委員・児童委員である。

病院の医師・ソーシャルワーカー、行政担当者により、「認知症の理解と接し方」、「高齢者虐待防止と民生委員の役割」、「地域で支える認知症高齢者」、「今後の高齢者施策について」のテーマで研修を行った。

参加者からは、認知症やその医療介護の必要性について認識が深まり、高齢 者虐待との関連が理解できたとの声が寄せられた。さらに、研修に参加した民 生委員・児童委員は、各単位民協において研修内容の伝達を行った。

民生委員・児童委員が高齢者虐待の早期発見と対応の重要性を理解することで、日頃の見守り・声かけ活動のさらなる強化や介護家族に対する相談援助技術の向上につなげることができた。

今後は金沢市の高齢者虐待防止事業体制の中で、民生委員・児童委員の役割 と位置づけをさらに明確にし、各関係機関に周知していく必要がある。

ボランティアおよび地域福祉活動関係者を 対象とした研修会

市内各地で36回の研修会を実施した。参加者は延べ1,537名である。内訳はボランティアが1/3、民生委員・児童委員が1/3、その他、地区社協、町内会(自治会)、行政関係者となっている。高齢者虐待の基礎的な知識や認識、防止に向けた取り組み、金沢市の虐待防止事業等について説明し、虐待を起こさせない地域づくりの重要性を強調した。

居宅で介護を行う家族を対象とした 研修会

在宅で介護している人たちを対象に、日常の介護から離れ、介護者同士の交流を通して、心身ともにリラックスすることを目的に研修会を実施した。そのため、場所も近郊の温泉旅館で一泊二日のコースと日帰りの2コースを設定した。一緒に昼食をとり交流し、福祉サービスの説明・質疑などを行った。

参加者からは「悩んでいるのは自分だけでないことを知りほっとした」との 声が多く寄せられ、介護疲れによる高齢者虐待の抑止効果が確認できた。

今後は、全市的な取り組みから小地域へと、より参加しやすい単位で開催するなど、介護者の仲間づくりを身近な地域で支援していく必要がある。

研修内容検討会

多くの地域福祉関係者や市民が参加した上記4種類の研修会は、社協役職員、地域型お年寄り介護相談センター職員、精神科医(市医師会)、当事者(認知症の人と家族の会会員)、行政関係者の計10名による内容検討会(4回)と、検討会ワーキング(1回)を経て開催した。

各研修会では、認知症の啓発に重点におき、あえて高齢者虐待という言葉を 前面には出さない形をとった。結果的には、高齢者虐待を起こさないまちづく りの必要性を訴える研修内容を企画することができた。

また、検討会での協議内容や研修の成果を地区社会福祉協議会役職員や民生

委員・児童委員、市内の介護サービス提供事業所等へ報告し、そこから出された意見を検討会に反映させることで、より良い研修を企画することができた。

事業の 成果と課題

実施した研修会には、延べ2.000名を超える参加者を得ることができた。

かねてからある福祉の土壌、支え合いの思想に、新たな課題である高齢者虐 待問題をつなげていくためには、広範な啓発活動が必要となった。本研修会事 業を通して、地域ぐるみで高齢者虐待に向けた活動に取り組む気運を高めるこ とができた。また、地域住民の参加と協力、関係機関との連携により、高齢者 虐待防止の重要性について共通認識を持つことができた。

今後の 展望

地域住民やボランティアとの協働、行政や専門機関との連携を基本としたこのような事業に社協が取り組む意義は大きく、今後も地道に取り組みを積み重ねていく必要がある。

今後は、警察、金融機関、商店、町内会(自治会)、開業医等へ働きかけ行うなど、地域における見守りネットワークづくりのさらなる強化、虐待への対応と権利擁護、認知症や虐待に関する市民への啓発、虐待防止に関する民生委員・児童委員の情報交換と研修を検討している。

平成17年度助成

愛知県

豊田市社協

高齢者ねらいの悪質商法をパンフレットによる啓発で撃退

豊田市の民児協では、ひとり暮らし高齢者の訪問相談などを行っている。しかし、警察によれば振込詐欺被害は100件を数え、また、布団販売や健康商品販売による被害も数多くみられる。

高齢者が被害者となる犯罪の問題は、高齢者自身に被害者意識が薄く、被害が発見されにくいことである。そこで、豊田市社協では、犯罪事例の啓発に努めるため、イラストを主体としたわかりやすいパンフレットを作成することとした。作成にあたり、民児協や老人クラブ、警察、消費生活センター等による「被害防止啓発研究会」を設置。そこでの検討を重ね、パンフレット「悪質商法にご注意を! | を作成し、60,000 部を配布した。

パンフレットは、カラー4ページでイラストにより悪質商法の実例を紹介し、断るためのアドバイスも伝授した。裏表紙には、社協や警察、消費者相談の電話番号が大きく記載され、困ったときにすぐ相談できるツールとなっている。

パンフレットは、民生委員・児童委員や在宅介護支援センター (現在は地域 包括支援センター)、老人クラブや地域のふれあいサロン、ふれあい給食サー ビスなどを通じて、随時配布し、説明を行っている。



平成 17年度助成 三重県

木兽岬町社協

■ 面接技法を身につけ、被害者や家族の支援方法を探る

高齢者虐待の現状と支援の方法を学習し、虐待ケースに迅速に対応できるようにするため、高齢者虐待の専門相談員を講師に、3回の研修を行った。また、虐待の起こるケースや被虐待者、家族の訴えの受け止め方に重点を置き、ロールプレイを用いるなどした研修を2日間、計4時間かけて実施した。福祉施設関係者、民生委員・児童委員、行政、保健医療関係者、警察関係者および一般市民・学生の67名の参加を得た。

高齢者虐待に一定の認識がある関係者は、虐待防止に対する理解を深めることができたようで、とくに面接方法の学習が問題解決に導くよい方法であると受け止めた。

一方、一般市民の参加者は、高齢者虐待そのものについての理解が少なかったため、実態について驚きをもって受け止めるなどの温度差がみられた。

研修を実施したことにより、地域住民に虐待について正しい知識を普及させ、 啓発を行っていく必要があることが認識できた。

5章資料編

社会福祉協議会活動振興事業 実施社協一覧

1. 精神保健福祉支援事業(地域生活支援事業)

市区町村社協が主体となって行う精神障害者の社会参加、就労の推進に資する取り組みや、施設利用者の地域生活への移行支援など具体的な当事者支援に向けた事業に対する助成(平成16年度から実施)。

-				それ事業内容
No.	所在都道府県	社協名	年度	主な事業内容
1	北海道	本別町社会福祉協議会	17、18年度	障がい者サロン開設、相談窓口の設置
2	岩 手 県	紫波町社会福祉協議会	16、17年度	ひとり暮らしの精神障害者の生活支援、当事者とそ の家族が気軽に集まれる場づくり
3	茨 城 県	神栖市社会福祉協議会 (旧 神栖町社会福祉協議会)	16、17年度	当事者が集う場づくり
4	群馬県	玉村町社会福祉協議会	16、17年度	精神障害者の仕事づくり、販路開拓等の支援
5	埼玉県	新座市社会福祉協議会	16、17年度	当事者主体による喫茶室の営業
6	千葉県	浦安市社会福祉協議会	16、17年度	精神保健福祉に関する講座の開催
7	東京都	練馬区社会福祉協議会	16、17年度	精神保健福祉分野の活動団体へのアンケート調査等
8	東京都	日野市社会福祉協議会	16、17年度	施設利用者への制度利用方法等に関する学習会、 一般市民を対象とした勉強会の開催
	東京都	 中野区社会福祉協議会	16、17年度	
9				精神障害者に対するホームヘルパー養成研修の開催
10	東京都	千代田区社会福祉協議会	17、18年度	専門家による相談受付、関係機関の連絡会開催
11	石川県	金沢市社会福祉協議会	16、17年度	就労支援員の養成等、当事者の就労支援に向けた
	- W 19	7796-11 0 1511115		取り組み
12	石川県	羽咋市社会福祉協議会	17年度	当事者の居場所づくり、啓発パンフレット作成
13	山梨県	笛吹市社会福祉協議会 (旧 御坂町社会福祉協議会)	16、17年度	協力会社等での職業体験
14	長野県	中野市社会福祉協議会	16、17年度	社会資源についてまとめた当事者向けリーフレット作成
15	岐阜県	瑞穂市社会福祉協議会	17、18年度	精神保健福祉ボランティア養成講座等の開催
16	静岡県	伊豆の国市社会福祉協議会 (旧 韮山町社会福祉協議会)	16、17年度	住民を対象とした精神疾患に関する講演会の開催
17	静岡県	掛川市社会福祉協議会	17、18年度	就労支援の段階的取り組み
18	静岡県	磐田市社会福祉協議会	17、18年度	精神障害者のボランティア養成講座の開催
10	- 壬 旧	伊賀市社会福祉協議会	10 17 5	当事者へのアンケート調査、企業とのタイアップに
19	三重県	(旧 上野市社会福祉協議会)	16、17年度	よる就労支援
00	÷ #7 #5	ウンナルクセンカミ	10 17.55	複数の市町村共催によるシンポジウムの開催、
20	京都府	宇治市社会福祉協議会	16、17年度	地域生活支援サポーター養成講座の開催
21	京都府	福知山市社会福祉協議会 (旧 大江町社会福祉協議会)	16、17年度	精神保健福祉情報誌の発行、地域での見守り体制の 構築
				当事者を対象とした、対人交流や働くことに関する
22	兵 厙 県	宝塚市社会福祉協議会	16、17年度	講座の開催
23	和歌山県	すさみ町社会福祉協議会	17、18年度	精神障害者の実態調査の実施
24	岡山県	玉野市社会福祉協議会	16、17年度	当事者を対象とした就労に関する学習会の開催、
		<u>₩</u>		ボランティアへの学習・交流の場づくり
25	岡山県	美作市社会福祉協議会 (旧 東粟倉村社会福祉協議会)	16、17年度	当事者と家族との交流の場づくり
26	田山田	総社市社会福祉協議会	10 17年度	精神保健に関する相談の受付、当事者同士の
26	岡山県	(旧 清音村社会福祉協議会)	16、17年度	サークル活動やレクリエーション活動の支援
27	広島県	三原市社会福祉協議会	16、17年度	当事者・家族支援のための精神保健福祉講演会の開催
00	11. 🗆 🖷	山口市社会福祉協議会	10 17	一般住民に対する精神保健福祉に関するアンケート
28	山口県	(旧 阿知須町社会福祉協議会)	16、17年度	調査
29	山口県	平生町社会福祉協議会	17、18年度	住民向け福祉講座の開催
30	愛 媛 県	今治市社会福祉協議会	16、17年度	当事者、家族向け研修会の開催
31	高知県	中土佐町社会福祉協議会	17、18年度	当事者の仕事創出のための新製品の開発

32	熊本県	阿蘇市社会福祉協議会	16年度	在宅の精神障害者を対象とした実態調査の実施
33	名古屋市	名古屋市北区社会福祉協議会	17、18年度	ボランティア養成講座の開催

2. 精神保健福祉推進事業

県域で実施される精神保健福祉推進に向けた取り組みを促進するための事業に対する助成(平成17年度実施)。

No. 社協名		年度	実施事業
1	埼玉県社会福祉協議会	17年度	精神障害者自立支援セミナーの開催
2	東京都社会福祉協議会	17年度	精神保健福祉ネットワーキング促進事業

3. 精神保健福祉研修事業

都道府県、指定都市社協が主催する①「福祉関係者基礎研修」(精神保健福祉に関する理解促進を目的)、②「福祉従事者実務研修」(ホームヘルプサービス従事者の養成等)に対する助成(平成14年~16年度実施)。

No.	社協名	年度	実施事業
4	北海道社会福祉協議会	14年度	平成 14 年度 精神保健福祉関係者基礎研修
1	化/毋坦什云佃作 肠硪云	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉従事者実務研修
		45/5#	平成 15 年度 青森県地域福祉活動研究集会
0	青森県社会福祉協議会	15年度	「精神障害者と共に生きる地域社会を考える集い」
2		40 Æ Æ	平成 16 年度 青森県地域福祉活動研究集会
		16年度	「精神障害者と共に生きる地域社会を考える集い」
0	出て旧11 A 与りはき A	14年度	平成 14 年度 精神保健福祉関係者基礎研修会
3	岩手県社会福祉協議会	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉関係者基礎研修会
4	宮城県社会福祉協議会	14年度	平成 14 年度 精神保健基礎研修
4	占	15年度	平成 15 年度 精神保健基礎研修
		14年度	平成 14 年度 精神保健福祉研修事業
_	·····································	14年度	精神保健福祉基礎研修会【前期】【後期】
5	山形県社会福祉協議会	45 年	平成 15 年度 精神保健福祉研修事業
		15年度	精神保健福祉基礎研修会【前期】【後期】
_	石白旧社会石址が詳 会	15年度	精神保健福祉基礎研修会
6	福島県社会福祉協議会	16年度	精神保健福祉従事者実務研修会
7	##!!!!!!!	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉研修事業「保健福祉関係者基礎研修」
7	茨城県社会福祉協議会	16年度	平成 16 年度 精神保健福祉研修事業「保健福祉関係者基礎研修」
8	栃木県社会福祉協議会	16年度	平成 16 年度 精神保健福祉研修会
		14年度	平成 14 年度 精神保健福祉関係者基礎研修会
	双手周も今行れわぎ 今	14年度	平成 14 年度 精神保健福祉従事者実務研修会
9	群馬県社会福祉協議会 	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉関係者基礎研修会
		15年度	平成 15 年度 精神保健福祉従事者実務研修会
10	埼玉県社会福祉協議会	14年度	精神保健福祉セミナー~"こころ"のバリアフリーをめざして~
10	河上宗江 云 佃 征 励 战 云	15年度	精神保健福祉セミナー
		14年度	平成 14 年度 精神保健福祉基礎研修
11	東京都社会福祉協議会	14年度	平成 14 年度 精神保健福祉実務者研修
' '	米尔即江云钿江坳战云	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉基礎研修
		15年度	平成 15 年度 精神保健福祉実務者研修
12	新潟県社会福祉協議会	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉関係者研修会
12	机何乐化女佣化协硪女	16年度	平成 16 年度 精神保健福祉関係者研修
13	山梨県社会福祉協議会	15年度	やまなし福祉公開セミナー〜精神保健福祉基礎研修会〜
13	四未尔江石油油励战工	16年度	精神保健福祉従事者実務研修会
14	長野県社会福祉協議会	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉基礎研修
14	灭 封 示 仁 云 佃 仙 励 硪 云	16年度	平成 16 年度 精神保健福祉実務者研修
15	お岡胆社会短礼や議会	14年度	精神障害者理解と支援のための研修会
15	静岡県社会福祉協議会	15年度	精神障害者の地域生活を考える実務者研修会

	I				
		15年度	精神保健福祉研修会		
16	 愛知県社会福祉協議会		精神保健福祉研修会市町村社協(尾張西・尾張中・尾張北・尾張		
10	₹/5/1 II Д	16年度	東・知多・三河)ブロック・ホームヘルパーセミナー/相談員セミ		
			ナー/母子福祉セミナー		
17	 三重県社会福祉協議会	14年度	平成14年度 福祉関係者基礎研修会		
17	一重示江云祖川加城云	15年度	平成 15 年度 福祉関係者基礎研修会		
		15年度	平成 15 年度 精神保健基礎研修		
18	京都府社会福祉協議会	16年度	平成16年度 精神保健福祉基礎研修		
		10 千皮	学ぼう精神保健の基礎知識〜地域で広がる支援の輪〜		
10	大阪府社会福祉協議会	14年度	平成14年度 精神保健福祉研修会		
19	人似竹仙云伸仙勋硪云	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉研修会		
20	鳥取県社会福祉協議会	16年度	精神保健福祉研修会		
21	島根県社会福祉協議会	14年度	平成14年度 精神保健福祉基礎研修		
21	あ似宗仏女惟仙	15年度	平成15年度 精神保健福祉基礎研修会		
22	図11個社会行が持続会	14年度	精神障害者地域生活支援セミナー(平成 14 年度)		
22	岡山県社会福祉協議会 	15年度	精神障害者地域生活支援セミナー(平成 15 年度)		
00	广白旧社会行礼协議会	14年度	平成14年度 精神保健福祉関係者基礎研修		
23	広島県社会福祉協議会	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉関係者基礎研修		
	山口県社会福祉協議会	14年度	平成 14 年度 精神保健福祉研修事業「福祉従事者実務研修」		
0.4		14年度	平成 14 年度 山口県 精神保健福祉「基礎研修会」		
24		15年度	平成 15 年度 山口県精神保健福祉研修事業「福祉従事者実務研修」		
		15年度	平成 15 年度 山口県 精神保健福祉「基礎研修会」		
OF	(本自旧社会行社+が詳会	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉研修事業「福祉関係者基礎研修会」		
25	徳島県社会福祉協議会 	16年度	平成 16 年度 精神保健福祉事業「福祉関係者基礎研修会」		
00	チ川胆사스뉴시셔業人	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉基礎講座		
26	香川県社会福祉協議会 	16年度	平成 16 年度 精神保健福祉基礎講座		
07	(+ min + 1) + = +)	15年度	精神保健福祉研修事業		
27	佐賀県社会福祉協議会	16年度	平成 16 年度 精神保健福祉研修事業『基礎研修』		
00	소시티선스턴체 I # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	14年度	平成 14 年度 精神保健福祉研修会		
28	大分県社会福祉協議会	15年度	平成 15 年度 精神保健福祉研修会		
00	計画目 社会行列 thret へ	10 年盛	平成 16 年度 精神障害者地域生活支援ネットワーク研修会		
29	沖縄県社会福祉協議会 	16年度	(北部・中部・南部・宮古・八重山地区)		
-	ᅬᆌᅷᅬᄉᄓᆉᅷᄼ	15年度	精神保健福祉研修		
30	札幌市社会福祉協議会 	16年度	第7回さっぽろこころの健康まつり		
0.1	#*にナル ク	15年度	精神保健を拓く 担い手の向上とユーザー参加セミナー		
31	横浜市社会福祉協議会 	16年度	利用者と支援者のための精神保健基礎研修		
32	大阪市社会福祉協議会	16年度	精神保健福祉講座		
33	北九州市社会福祉協議会	16年度	校(地)区社協精神保健福祉研修会		
	I .	1	ı		

4. 児童虐待防止事業 (市区町村社協)

市区町村社協が主体となって行う児童虐待防止に向けた具体的事業に対する助成(平成14~16年度実施)。

No.	所在都道府県	社協名	年度	主な事業内容
4	北海塔	利尻町社会福祉協議会	14、15年度	転入世帯を主な対象とした相談相手づくり、
<u>'</u>	11 / 英 坦	个U几型 11 公田11 励战 公	14、15 平皮	親同士の交流の場づくり
2	主 杰 旧	八戸市社会福祉協議会	14 15 75 75	地区社協が運営する子育てサロンの開設、
	月 林 宗	八尸川仁云惟仙坳哉云	14、15年度	PTA等と協力した啓発研修の開催
3	青森県	黒石市社会福祉協議会	14、15年度	児童館での主任児童委員による子育て相談
4	主 杰 旧	十和田市社会福祉協議会	14、15年度	親子を対象とした虐待防止のためのワークショップ
4	月 林 宗			の開催
_	出土旧	西和賀町社会福祉協議会	45 46年前	病後児や二次保育が必要な子どもをサポート
5	岩 手 県	(旧 湯田町社会福祉協議会)	15、16年度	するための保育ママの養成

6	岩手県	一関市社会福祉協議会 (旧 千厩町社会福祉協議会)	15、16年度	小地域における児童虐待防止懇談会の開催
7	宮城県	涌谷町社会福祉協議会	14、15年度	子育で相談の実施
8	宮城県	柴田町社会福祉協議会	14、15年度	育児に対する意識調査の実施
		北秋田市社会福祉協議会		主任児童委員、障害児通園施設の児童指導委員等に
9	秋田県	(旧 鷹巣町社会福祉協議会)	15、16年度	よる子育で相談の実施
10	山形県	山形市社会福祉協議会	14、15年度	子育て支援ボランティア講座の開催、同講座受講生 による子育てサロン運営
11	山形県	鶴岡市社会福祉協議会	14、15年度	世代間の育児観格差を埋めるための家庭教育学級の開催等
12	福島県	古殿町社会福祉協議会	15、16年度	子育て支援講演会の開催
12	田西水	本宮市社会福祉協議会	10、10 十/文	1日(天)及時/天五〇/
13	福島県	(旧 本宮町社会福祉協議会)	15、16年度	「児童虐待防止/子育て支援の手引き」の作成
14	茨城県	 笠間市社会福祉協議会	14、15年度	小学校向けの虐待防止相談機関一覧の配布、市内全
			1101/2	小中学生に相談先の入ったバッジ配布
15	栃木県	岩舟町社会福祉協議会	15、16年度	町内の社会資源を掲載した子育て応援マップの発行
16	群馬県	千代田町社会福祉協議会	14、15年度	児童館を拠点とした母親クラブの展開
17	群馬県	高崎市社会福祉協議会	14、15年度	福祉センターを拠点にした子どもの遊び場、親子の
.,	14T //9 //	(旧 倉渕村社会福祉協議会)	14、10 十/文	居場所づくり
18	埼 玉 県	 日高市社会福祉協議会	14、15年度	子育て中の母親の協力による「子育てガイドマップ」
10	1911年末	口间印化安油亚伽俄安	14、15 平茂	の作成
19	埼玉県	川越市社会福祉協議会	14、15年度	社協だよりを通じた相談窓口の紹介、住民を対象とした研修会、講座の開催
				主任児童委員、ファミリーサポートセンター職員、
20	東京都	練馬区社会福祉協議会	14、15年度	 ボランティア等による子育て支援方策の策定
		mz		中・高生、大学生、社会人を対象とした子育て体験
21	東京都	中野区社会福祉協議会	14、15年度	 (保育ボランティア)の実施
22	東京都	世田谷区社会福祉協議会	14、15年度	子育てサロン PR ビデオの作成
		>		現役の母親の手による子育て応援誌、子育て総合情
23	神奈川県	逗子市社会福祉協議会	15、16年度	報誌の作成・配布
	+- >	上越市社会福祉協議会		民生委員・児童委員とフリースクールのカウンセラー
24	新潟県	 (旧 安塚町社会福祉協議会)	14、15年度	による子育て相談の実施
25	富山県	富山市社会福祉協議会 (旧 大沢野町社会福祉協議会)	14、15年度	住民が相互に子育て支援していくための環境づくり
		能登町社会福祉協議会		│ │ 父親の育児相談や子育て参加に着目した親子の
26	石川県	(旧 柳田村社会福祉協議会)	14、15年度	居場所づくり
27	石川県	津幡町社会福祉協議会	14、15年度	ホームページを通じた子育てサロン事業の展開
		越前町社会福祉協議会	10 +12	未就園児とその保護者、家族を対象とした親子の
28	福井県	(旧 朝日町社会福祉協議会)	15、16年度	居場所づくり
				民生委員・児童委員による新生児世帯への訪問活動
29	山梨県	甲府市社会福祉協議会	14、15年度	と子育て支援活動のPR
				障害児の親の会が運営するおもちゃ図書館での子育
30	山梨県	都留市社会福祉協議会	14、15年度	て相談の実施
31	長野県	 池田町社会福祉協議会	14、15年度	電話による子育で相談の実施
32	長野県	佐久市社会福祉協議会	15、16年度	子育でサークル会員を対象とした親子の居場所づくり
33	長野県	飯山市社会福祉協議会	17年度	児童虐待防止のためのワークショップ、講演会の
				開催
34	岐阜県	下呂市社会福祉協議会 (旧 下呂町社会福祉協議会)	15、16年度	主任児童委員、児童館の児童厚生員による 子ども何でも相談の実施
0.5	数 図 旧	伊豆の国市社会福祉協議会	44 45 5 5	保健師と主任児童委員による子育て家庭への訪問、
35	静岡県	(旧 韮山町社会福祉協議会)	14、15年度	民生委員・児童委員による 3 歳児訪問の実施
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1

36	三重県	松阪市社会福祉協議会 (旧 飯高町社会福祉協議会)	14、15年度	高齢者と子どもが交流をはかる場づくり
37	三重県	菰野町社会福祉協議会	14、15年度	子育て支援を行う「子育てサポーター」、子育ての 楽しさを広める「子育てキーパーソン」の養成と、 受講者の協力を得た親子の居場所づくり
38	三重県	桑名市社会福祉協議会 (旧 多度町社会福祉協議会)	14、15年度	「子育て支援マップ」の作成、配布
39	三重県	伊賀市社会福祉協議会 (旧 上野市社会福祉協議会)	14、15年度	社協ホームページに子育て支援のコンテンツを開設 (児童虐待防止の啓発、情報提供等)
40	三重県	明和町社会福祉協議会	14、15年度	小中学生に相談連絡先を記載したイラスト付きの カードを配布
41	三重県	伊勢市社会福祉協議会 (旧 小俣町社会福祉協議会)	14、15年度	小地域での子育てサロンの実施
42	滋賀県	高島市社会福祉協議会 (旧 マキノ町社会福祉協議会)	15、16年度	子育て講演会の開催
43	滋賀県	米原市社会福祉協議会 (旧 山東町社会福祉協議会)	15、16年度	子育て中の親子等を対象とした子育て支援講座の 開催
44	滋賀県	野洲市社会福祉協議会 (旧 野洲町社会福祉協議会)	15、16年度	保育士・栄養士の協力による子育で相談の実施
45	京都府	和東町社会福祉協議会	15、16年度	虐待防止と育児不安の解消を内容とする パンフレットの作成、配布
46	大 阪 府	高槻市社会福祉協議会	14、15年度	育児への父親の参加と意識向上を目的とした イベントの開催
47	大 阪 府	吹田市社会福祉協議会	14、15年度	子育て中の母親による子育で支援に関する パンフレットの作成、配布
48	兵庫県	姫路市社会福祉協議会	14、15年度	民生委員・児童委員、自治会等の協力による子育て 相談の実施
49	兵 庫 県	西宮市社会福祉協議会	14、15年度	子育て通信による、子育て支援のための情報提供
50	兵庫県	丹波市社会福祉協議会 (旧 氷上町社会福祉協議会)	14、15年度	小・中・高生を対象とした夏休み育児ボランティア の実施
51	奈良県	下市町社会福祉協議会	14、15年度	ケーブルテレビを通じた地域住民への啓発活動
52	和歌山県	新宮市社会福祉協議会	15、16年度	地域住民を主体とする親子の居場所づくりの支援
53	島根県	松江市社会福祉協議会 (旧 鹿島町社会福祉協議会)	15、16年度	親子のふれあいの場の提供を通じた児童虐待防止 事業の展開
54	岡山県	総社市社会福祉協議会	14、15年度	社協ホームページに子育て支援のコンテンツを開設 (情報提供、掲示板の設置等)
55	広島県	尾道市社会福祉協議会	14、15年度	「ブックスタート事業」と協力した子育で支援情報 の提供
56	広島県	大竹市社会福祉協議会	14、15年度	民生委員・児童委員を通じた出生記念品の贈呈と 社協等の紹介
57	山口県	下関市社会福祉協議会	15、16年度	世代間交流や保護者のストレス解消を盛り込んだ 親子の居場所づくりの運営
58	徳島県	美馬市社会福祉協議会 (旧 脇町社会福祉協議会)	15、16年度	子育てガイドブックの発行
59	徳島県	阿南市社会福祉協議会 (旧 羽ノ浦町社会福祉協議会)	15、16年度	子育で支援センター職員、主任児童委員と協働した 親子の居場所づくり
60	香川県	琴平町社会福祉協議会	14、15年度	長期休暇時の子育で支援
61	香川県	観音寺市社会福祉協議会	14、15年度	小学生と保育園児の交流を目的とした「きょうだい ボランティア」の実施
62	愛 媛 県	西予市社会福祉協議会 (旧 三瓶町社会福祉協議会)	14、15年度	地域住民、共働き世帯の交流の場づくり

63	愛媛県	今治市社会福祉協議会	15、16年度	転入世帯を対象とした子育で情報の提供、交流の 場づくり
64	高知県	四万十市社会福祉協議会 (旧 中村市社会福祉協議会)	15、16年度	地域住民、教育関係者を対象とした研修会の開催
65	高知県	佐川町社会福祉協議会	15、16年度	民生委員・児童委員、教育委員会と連携したネット ワークによる子育で支援事業の実施
66	福岡県	福智町社会福祉協議会 (旧 方城町社会福祉協議会)	14、15年度	外国人の親を対象とした親子の居場所づくり
67	佐賀県	有田町社会福祉協議会	15、16年度	子育て・障害児支援サポーター養成講座の開催
68	長崎県	諫早市社会福祉協議会	14、15年度	子育ての機運情勢を図ることを目的とした 地区懇談会の実施
69	長崎県	平戸市社会福祉協議会 (旧 生月町社会福祉協議会)	14、15年度	主任児童委員を相談員としたフリーダイヤルの 電話相談
70	熊本県	水俣市社会福祉協議会	15、16年度	学童クラブ指導員による子育て相談の実施
71	熊本県	上天草市社会福祉協議会 (旧 大矢野町社会福祉協議会)	15、16年度	地域の高齢者と児童の交流事業
72	大分県	佐伯市社会福祉協議会	14、15年度	民生委員・児童委員と主任児童委員の氏名・連絡先 を記載した新生児の出生「おめでとうメール」の送 付と訪問活動の実施
73	大分県	豊後大野市社会福祉協議会 (旧 緒方町社会福祉協議会)	14、15年度	育児支援ボランティア等住民組織と保護者の交流を 深めるためのイベントの実施
74	宮崎県	門川町社会福祉協議会	15、16年度	地域住民を対象とした、児童虐待、DV、引きこもりを テーマとした研修会の開催
75	鹿児島県	加治木町社会福祉協議会	14、15年度	子ども会と連携した子育て体験の実施
76	沖縄県	宜野湾市社会福祉協議会	14、15年度	親が障害を持つ世帯への家事支援
77	沖縄県	浦添市社会福祉協議会	14、15年度	「親モニター」の意見を取り入れた社協による 子育で支援事業
78	沖縄県	沖縄市社会福祉協議会	14、15年度	子育てサークルに参加する若い世代等を対象とした 家計や生活設計を学ぶ講座の開催
79	横浜市	横浜市緑区社会福祉協議会	15、16年度	子育てサークル関係者や子育てに関心がある人の 情報交換の場(連絡会)の運営
80	横浜市	横浜市鶴見区社会福祉協議会	15、16年度	子育てボランティア養成講座、同講座修了者に対す るフォローアップ講座の開催
81	名古屋市	名古屋市昭和区社会福祉協議会	14、15年度	子育て支援活動を行う NPO と協働した親子の 居場所づくり
82	名古屋市	名古屋市東区社会福祉協議会	15年度	民生委員・児童委員、主任児童委員による子育で 家庭への訪問活動の実施
83	京都市	京都市中京区社会福祉協議会	15、16年度	地域住民を主体とする親子の居場所づくり支援
84	大阪市	大阪市生野区社会福祉協議会	14、15年度	障害児・者支援団体との協働によるおもちゃ図書館 の運営員・児童委員による3歳児訪問の実施

5. 児童虐待防止事業(都道府県・指定都市社協)

都道府県、指定都市社協が実施する関係者等による連絡会議の開催および研修やセミナーに対する助成(平成16、17年度実施)。

No.	社協名	年度	実施事業				
4	群馬県社会福祉協議会	17年度	市町村社協ネットワーク会議				
ļ	併為宗仏玄御仙伽誠玄 	16年度	平成16年度 子育で支援セミナー				
			①社協等の先駆的取り組み事例発表会				
2	埼玉県社会福祉協議会	17年度	②市町村社協子育て・児童支援に関するあり方検討委員会				
			③市町村社協を対象とした調査の実施				
3	東京都社会福祉協議会	17年度	平成 17 年度 市民参加による児童虐待防止事業				
4	山梨県社会福祉協議会	16年度	「ふれあい子育てサロン」推進セミナー				
5	三重県社会福祉協議会	16年度	平成 16 年度 児童虐待防止研修会				
5	二里乐仙云伸仙肠硪云		~子育て支援から広がる社協活動~				
6	大阪府社会福祉協議会	16年度	大阪子どもネットワーク 2004年度 活動交流のつどい				
7	鹿児島県社会福祉協議会	16年度	児童虐待防止活動推進セミナー				

6. ホームレス自立支援事業

社会福祉協議会におけるホームレス自立支援活動の端緒として、ホームレスに関する基礎知識の習得を目的とする研修会や具体的な自立支援に向けた事業に対する助成。

(市区町村社協)

	- 3131-1007				
No.	所在都道府県	社協名	年度	実施事業	
1	東京都	台東区社会福祉協議会	15年度	民生委員・児童委員に対するホームレス支援研修会 の開催	
2	大阪府	堺市社会福祉協議会	15年度	ホームレス支援研修会の開催	
3	大阪府	東大阪市社会福祉協議会	15年度	東大阪市ホームレス支援研修会の開催	
4	大阪府	枚方市社会福祉協議会	16年度	枚方市ホームレス支援研修会の開催	

(都道府県・指定都市社協)

No.	社協名	年度	実施事業	
1	埼玉県社会福祉協議会	15年度	ホームレス支援を考えるセミナー	
		16年度	平成 16 年度 ホームレス支援を考えるセミナー	
		17年度	①市町村社協を対象とした実態調査及び調査結果を活用した啓発事業	
			②ホームレス支援研修事業	
2	千葉県社会福祉協議会	16年度	ホームレス自立支援に関する研修会の開催	
3	東京都社会福祉協議会	16年度	映画の上映とシンポジウムによる啓発事業の実施	
		17年度	ホームレス支援について考える関係者懇談会	
4	長野県社会福祉協議会	16年度	平成16年度 ホームレス支援研修	
		17年度	①実態調査並びに報告書の作成	
			②広報誌の発行	
5	静岡県社会福祉協議会	15年度	平成 15 年度	
5			「新たな福祉課題における地域福祉のあり方を考える」シンポジウム	
6	大阪府社会福祉協議会	15年度	ホームレス自立支援研修事業	
		16年度	「ホームレス生活者の健康支援に関するフォーラム」	
		17年度	①ホームレス地域定住支援事業(サロン事業)	
			②ホームレス問題啓発事業	
7	広島県社会福祉協議会	15年度	①講座:『私たちはいまそこで生活している人のために何が	
			できるか』(2003年度広島県社会福祉夏季大学として)	
			②ホームレスの人々のための支援活動ボランティア講座	
8	札幌市社会福祉協議会	15年度	ホームレス支援研修	
9	川崎市社会福祉協議会	15年度	「地域福祉セミナー」一川崎市のホームレスの現状と自立支援一	
		16年度	「地域福祉セミナー」ー〜地域の中での愛生寮〜	

10	大阪市社会福祉協議会	15年度	ホームレス支援研修「ホームレスの現状と支援」	
11	広島市社会福祉協議会	15年度	ホームレス支援研修事業	
		16年度	平成16年度	
			ホームレス支援研修事業 地区社会福祉協議会関係者講座	
12	北九州市社会福祉協議会	16年度	ホームレス問題を考える市民研修会	

7. 高齢者虐待防止事業

社会福祉協議会による高齢者虐待の防止に向けた取り組みを推進することを目的として、福祉関係者や地域住民、在宅高齢者の介護者等を対象にした研修事業の実施、高齢者の権利擁護に関する広報啓発、在宅高齢者の見守りネットワークの構築等を内容とする事業に対する助成(平成17年度実施)。

(市区町村社協)

No.	所在都道府県	社協名	年度	主な事業内容
1	北 海 道	旭川市社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待防止啓発パンフレットの作成
2	石川県	金沢市社会福祉協議会	17年度	対象者別4研修会の開催
3	岐阜県	多治見市社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待を防止するための支援システムの構築
4	巫 加 旧	典の士は人行はお詳へ	17年度	高齢者消費生活被害の予防、早期発見のための
4	変 和 宗	豊田市社会福祉協議会		パンフレット作成・配布・説明
5	三重県	木曽岬町社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待の防止と支援に関する研修事業
6	兵 庫 県	相生市社会福祉協議会	17年度	生活圏域で取り組む高齢者介護等の福祉学習
7	島根県	出雲市社会福祉協議会	17年度	各戸への啓発活動、高齢者サロンへの出前講座
8	香川県	宇多津町社会福祉協議会	17年度	パンフレット、ポスターによる高齢者と
				その家族への情報提供

(都道府県・指定都市社協)

No.	社協名	年度	実施事業
1	青森県社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待防止研修会
2	群馬県社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待を考える県民の集い
3	埼玉県社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待防止ネットワークセミナー
4	長野県社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待防止に係る研修事業
5	三重県社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待防止研修事業
6	山口県社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待防止に向けた啓発資料作成事業
7	名古屋市社会福祉協議会	17年度	高齢者虐待防止ネットワーク研修会

※市区町村社会福祉協議会は、平成19年4月1日現在の名称で掲載。

「社会福祉協議会活動振興事業」実施社協における事業の定着状況等に関する調査結果

1. 調查内容

的 社協活動振興事業による実施事業の定着状況や、事業推進上の諸 課題を把握するとともに、今後の取り組み方策の検討に資するこ とを目的として平成18年12月に実施。

依 頼 先 社協活動振興事業を実施した127市区町村社協

有 効 回 答 数 83 社協 (有効回答率 65.4 %)

主な調査項目 ● 社協活動振興事業により実施した取り組みの継続状況、継続していない場合にはその理由

- ●社協活動振興事業を実施した成果、社協事業への影響など
- 地域における新たな福祉課題と取り組みを進めるうえでの課題

2. 調査結果(概要)

11 社協活動振興事業により実施した取り組みの継続状況 (平成18年度現在)

	継続している社協	継続していない社協	合計
精神保健福祉支援事業	14 (82.4%)	3 (17.6%)	17
児童虐待防止事業	53 (91.4%)	5 (8.6%)	58
ホームレス支援事業	1 (25%)	3 (75%)	4
高齢者虐待防止事業	4 (80%)	1 (20%)	5

継続している社協 :振興事業で実施した取り組みのうち1つでも継続している社協数 **継続していない社協** :振興事業で実施した取り組みを1つも継続していない社協数

2取り組みを継続していない主な理由

●各事業共通的な理由

- ・市町村合併により、地域が広域化したために取り組みができなくなった。
- ・市町村合併により、自治体からの財政支援が見込めなくなった。
- ・相次ぐ制度改正(介護保険事業、支援費事業)により、社協全体の経営が悪化した。
- ・財源が乏しく、他に補助金の見込みもない。
- ・事業を担当する職員がいない(退職した)。
- ・社協事務局の体制変更が続き、継続していく余裕がなくなった。

・社協が行う事業に対するニーズがない、もしくは対応すべき具体的な事例がない。

•精神保健福祉支援事業

- ・精神保健分野における社協の取り組みに対して当事者のニーズが低い。
- ・当事者がスムーズに生活できているため事業継続の必要性が乏しい。
- ・助成事業終了後は、当事者グループの独自事業として取り組みが継続されている。 (社協としては活動の支援を行う。)

● 児童虐待防止事業

- ・自治体主体となって虐待防止対策協議会などを立ち上げ、児童相談所、福祉事務 所を中心としたネットワークが整備されたため、社協が運営してきた協議会は廃止 した。
- ・地域内に対応すべき虐待の具体的事例がなかったために事業を継続する必要性が なかった。
- ・子育て支援センターが整備されたことによって、社協に対する相談が減少した。
- ・地域住民の児童虐待に関する意識が高まったため、社協が行う啓発事業としての 役割は終了した。
- ・専門家の確保が困難。
- ・社協活動の中に「子育て支援」の取り組みが定着していない。
- ・事業終了後は、民生委員・児童委員(協議会)が独自に取り組んでいる。

●ホームレス支援事業

- ・ホームレス支援事業に限定せず、地域福祉推進の観点から全体の事業のなかで取り組みを進めることとした。
- ・行政の施策として取り組むようになった。
- ・啓発研修事業の受講対象者は全員受講済となり、対象者がいなくなった。

●高齢者虐待防止事業

- ・社協の本来事業である相談事業や、地域福祉権利擁護事業など関連する事業のなかで対応することとした。
- ・行政から受託した地域包括支援センターの業務に包含された。
- ・市社協本体では継続していないが、地区社協や民児協がそれぞれの地域に応じた 事業を実施している。

3 社協活動振興事業による取り組みの成果

●各事業に共通の意見

- ・行政、NPO、当事者団体などと交流が増え、お互いの理解が進み、連携が取りやすくなった。
- ・広報や、講座の開催を通じて地域住民と課題を共有し、解決のための担い手を育成することができた。結果として、現在も社協事業やその他の支援活動を行ってい

る地域の住民が増えた。

・事業を契機に発足した連絡協議会などが、現在も引き続き活動しており、関係機関・団体等との連携促進に役立っている。

精神保健福祉支援事業

- ・行政が、当事者同士の関わり合いによる治療(ピアカウンセリング)の有効性を 理解し、その取り組みを継続できるよう予算増が図られた。
- ・就労支援、仕事づくりの事業が自主グループに引き継がれ、ヘルパー資格などを とる当事者も増え生活の安定に寄与している。社協が行う精神障害者支援事業とし て地域住民からの認知度も高まっている。
- ・他の障害者福祉と比べて遅れがちな精神障害者福祉サービスを自治体で始めるよい機会となった。
- ・事業を通して関係機関のネットワーク構築ができ、支援者たちの意識にも変化が みられた。関係機関同士での交流会が生まれ、ワーカーたちが休みの日に社協へ集 まってくるようになった。

● 児童虐待防止事業

- ・子育て支援は、「住民参加、地域ぐるみで行う」という流れができ、子育てサロン の地区単位での実施か所数が拡大した。
- ・学校・警察等との連絡体制の構築ができた。
- ・「育児意識調査」を行ったことで、より具体的な提案を町行政に提出、子ども家 庭課が新設されるなど行政の政策に反映された。
- ・今まで関わりの少なかった子育で中の若い世代に社協の名前と活動をPRすることができた。
- ・高齢化率の高い地方は、社協活動の力点が高齢者に対する活動におかれがちだったが、事業を実施したことにより、子育て支援活動に取り組むことができた。

●ホームレス支援事業

- ・人権問題としての、ホームレス対策について地域住民の理解を深めることができた。
- ・行政のほか、民生委員・児童委員や社協職員などにホームレス問題の認識が深まった。

●高齢者虐待防止事業

- ・日頃の世間話の中に悪質商法の話題が出るようになり、被害を未然に防止するための情報交換に役立った。
- ・関係職員が「虐待」の視点を持ち意識してケースに関わることで、初期の段階からケアマネジャーと地域包括支援センターが連携できるようになった。
- ・地域包括支援センターを中心に、認知症高齢者を支える地域のネットワークが強化された。
- ・これまで関わりの少なかった消費生活センターとの交流が図られたことによって、 連携しうる社会資源が増え、地域福祉担当職員の資質向上に役立った。

- ・老人会食会やふれあいいきいきサロン活動が市内13カ所で立ち上がった。
- ・社協職員が民児協の定例会などに出席し、高齢者の権利侵害などについての情報 提供や意見交換を行うようになった。

4 各分野の事業を行う上での課題について

●関係機関等との連携

■精神保健福祉支援事業(医療機関等との連携)

- ・保健所や病院とは一定の関係はあるものの、一過性の関係である。
- ・従来、県の保健所が担当していた事業が市町村に移管されており、行政間での 連携がうまくいっていない。
- ・保健所やハローワークに、精神障害者への対応に特化した職員がいない。また、 担当者によって対応が異なる。

■児童虐待防止事業(学校や児童相談所等との連携)

- ・社協と学校の繋がりが希薄である。学校自体に、地域の中で共存しているという意識が薄い。
- ・学校の窓口となる教育委員会等を経ないと、事業の申し入れや相談を受け入れ てくれない。
- ・児童相談所の担当者が頻繁にかわるため、その都度人間関係を構築しなければならない。
- ・学校が独自の取り組みをしているため、社協主体の児童虐待防止連絡会の必要 性を感じていない。
- ・早期発見・早期対応について、関係機関と社協との連携が弱い。
- ・急な相談等(休日等、時間外)を受け、行政の児童相談員につなぐが、人員不 足等によりいつでも動ける態勢になっていない。

■その他

- ・個人情報保護やプライバシー保護の観点から、社協への情報提供が遅い。共有 することも難しい。
- ・社協は公的機関(行政)ではないので、医療機関からの情報を得にくい。地域 との連携は保健師のみでよいと感じている人も多い。

●事業の専門性

■精神保健福祉支援事業

- ・事業実施にあたり、専門家と相談し企画立案してから実施するので、時間がか かる。
- ・各専門家の意見を集約して企画するには時間や財源に制限があり、事業の専門 性を維持・向上させることが困難である。

■児童虐待防止事業

・専門的な知識や技術をもった職員がいない。

- ・社協の子育て支援の仕組み(ふれあい子育ておよび子育てサロン)が硬直化しているが、新たな仕組みを企画する専門性がない。
- ・とくに児童分野に関しては専門性がなく、事業そのものが実施されにくい。

■研修や資格取得の必要性

- ・児童虐待への啓発をしていくにあたり、専門家によるセミナーや、相談支援者 (民生委員・児童委員やボランティア)の研修などの開催が必要である。
- ・職員が児童虐待について充分な知識をもっていなかったため、隣町の児童相談 所に出向き、アドバイスをもらうなど、協力してもらったことがある。
- ・精神保健福祉士を取得したり、精神障害者関係の施設に関わったりして、最低 限の精神保健福祉に関わる専門性を確保していく必要がある。
- ・ソーシャルワーク (個別・集団・地域) に関する技術の習得とその技術を使い ながら支援していく技量が必要である。

●財 源

- ・共同募金配分金、歳末たすけあい配分金、その他の助成機関からの助成に頼り、 事業を行っている。
- ・サロンに関しては、参加費を設定するなどして財源を確保している。
- ・補助金を減らされている中で、経営体質を改善していくことが重要課題である。
- ・町からの受託を中心に公費による事業の実施が多い。
- ・できるだけ予算のかからない事業で効果的な事業を実施したが、それでも多額の 事業費がかかっている。
- ・特化した形での財源の確保が困難であり、他の社協活動と連携をして財源確保を めざさざるを得ない。

●その他

- ・新たな福祉課題に取り組むための人員を配置できない。
- ・社協としての役割が明確になっていないため、関係機関との確認が必要である。
- ・地域に深刻な事例がなく、切実感をもちづらい。
- ・個別ケース(虐待)の相談が社協に来ることはほとんどない

5 地域における新たな福祉課題について

回答のあった市区町村社協において、地域における新たな福祉課題として認識している主な事項とその取り組み状況(予定)は以下のとおり(複数回答)。

・虐待防止(児童、高齢者)	22 社協
・孤独死防止	18社協
・認知症対策	8社協
・子育て支援	8社協
・ホームレス支援	6社協
・自殺防止	6社協

●事取り組みの状況(予定含む)

■虐待防止(児童、高齢者) 22 社協

- ・子育でサロン等の実施によって、子育で中の親の孤立や不安を取り除き、地域 の中で見守る体制づくりをしていく。
- ・虐待防止ネットワークなどで関係団体との連携をはかる。
- ・市の子育て支援課や地域包括支援センターとの連携をはかる。
- ・子育て家庭への訪問時の見守り、ふれあいサロンの充実。
- ・成年後見制度の周知、悪質商法防止研修、認知症に関する学習会、講演会等の開催。
- ・福祉推進員による見守り活動のほか、地域包括支援センターやその他の専門機 関との連携をはかる。

■孤独死防止 18 社協

- ・給食サービス事業を行い、あわせて安否確認を行う。
- ・地域の安心安全マップづくりや、災害弱者の把握等、住民主体の地域活動や活動拠点とリンクを図っていく。
- ・民生委員・児童委員や福祉委員の協力を得て、小地域での見守り機能を高める。
- ・老人クラブの生きがい教室や各地区のサロンの開催により、日中活動の場の提供に努める。

■認知症対策 8 社協

- · 「介護予防」のための筋力トレーニングや、レクリエーションの開催。
- ・認知症に関する正しい知識の普及や対応方法の周知を繰り返し実施し、近隣の理解を得る。
- ・ボランティアによる見守りや訪問活動の実施、サロン活動の紹介。
- ・認知症サポーター養成講座の開催、ボランティアリーダーの養成。

■子育で支援 8 社協

- ・ファミリーサポートセンターにて、一時的に子どもを預かる。
- ・保育サポーター養成講座の実施。子育てサポートセンターの設置。
- ・子育て相談や親子レクリエーション等を実施。
- ・まちなかサロン事業の拡充。
- ・行政、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会などの各専門分野 とネットワークづくりを行い、小地域での活動をめざす。
- ・子育て支援グループ活動を充実するための情報交換会の実施。

■ホームレス支援 6社協

- ・行政実施の、ホームレス自立支援連絡協議会の構成員として参画。
- ・一時的な宿泊施設等の提供。
- ・行政の生活保護係との連携、福祉サービス利用援助事業の推進。
- 自治会、民生委員児童委員協議会との連携。

■自殺防止 6 社協

- ・うつ病に関する啓発や相談事業の開催。
- ・啓発事業を中心に、自殺について考える環境をつくっていく。
- ・パンフレットの配布、福祉相談事業の充実。
- ・小地域ネットワーク活動の強化。
- ・福祉相談窓口の周知。

■その他の福祉課題とその取り組み

① 災害時の障害者/高齢者への支援

- ・防災マニュアルの作成。
- ・行政と社協との関係者検討会議の開催。
- ・見守り活動によるネットワーク活動支援。
- ・ひとり暮らし交流会の開催。
- ・弁当の宅配を通じた見守りの実施。

② 精神障害者、家族への支援

- ・見守り、相談・支援に繋げる体制づくり。
- ・職種間の連携強化。
- ・精神障害者に対する正しい理解の普及。

③ 引きこもりの方への社会参加支援

- ・家族向けの広報活動で家族の不安感の解消を図る。
- ・ひきこもりの方の相談を受け、支援する。居場所づくり。

4 外国籍住民への支援

・課題解決推進チームを組織し、調整役として活動。

⑤ 高次脳機能障害、若年性アルツハイマー

- ・当事者・家族の会の活動状況等を広報紙にて発信。
- ・当事者・家族を取り巻く課題を共有するための講座を開催。障害について 理解を深め、支援者の輪を創る講座を開催。

⑥ 発達障害児の早期療育支援

- ・保育士、幼稚園教諭を主たる対象とした発達障害児療育に関する連続講座 を開催。
- ・訪問相談(保育所・幼稚園)、療育カンファレンスを専門家とともに実施。

⑦ 要援護者等の住宅の雪かき

- ・要援護者の把握のため、マップづくりの推進。
- ・住民や中高生と雪かきボランティア活動を推進。

社会福祉協議会活動振興事業報告書
 地域社会のつながりの再構築に向けて

制度の狭間をうめる社会福祉協議会の取り組み

平成 19年7月

発 行

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部

〒 100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル内 TEL: 03-3581-7851 FAX: 03-3581-7854 (総務部)

本事業は、ビール酒造組合からいただいた助成金をもとに実施しました。

社会福祉協議会活動振興事業報告書

地域社会のつながりの 再構築に向けて制度の狭間をうめる社会福祉協議会の

取り組み